

中央大学法科大学院

自己点検評価報告書 2015

中央大学法科大学院

第1分野 運営と自己改革

1-1	法曹像の周知	1
1-2	特徴の追求	6
1-3	自己改革	10
1-4	法科大学院の自主性・独立性	16
1-5	情報公開	18
1-6	学生への約束の履行	21

第2分野 入学者選抜

2-1	入学者選抜<入学者選抜基準等の規定・公開・実施>	23
2-2	既修者認定<既修者選抜基準等の規定・公開・実施>	30
2-3	多様性<入学者の多様性の確保>	35

第3分野 教育体制

3-1	教員体制・教員組織(1)<専任教員の必要数及び適格性>	39
3-2	教員体制・教員組織(2)<教員の確保・維持・向上>	42
3-3	教員体制・教員組織(3)<専任教員の構成>	45
3-4	教員体制・教員組織(4)<教員の年齢構成>	47
3-5	教員体制・教員組織(5)<教員のジェンダーバランス>	49
3-6	教員支援体制(1)<担当授業時間数>	51
3-7	教員支援体制(2)<研究支援体制>	54

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(1)<FD活動>	56
4-2	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み(2)<学生評価>	61

第5分野 カリキュラム

5-1	科目構成(1)<科目設定・バランス>	65
5-2	科目構成(2)<科目の体系性・適切性>	69
5-3	科目構成(3)<法曹倫理の開設>	73
5-4	履修(1)<履修選択指導等>	75
5-5	履修(2)<履修登録の上限>	80

第6分野 授業

6-1-1	授業(1)<授業計画・準備>	82
6-1-2	授業(2)<授業の実施>	84
6-2	理論と実務の架橋(1)<理論と実務の架橋>	88
6-3	理論と実務の架橋(2)<臨床科目>	91
6-4	国際性の涵養	97

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1	学生数(1)〈クラス人数〉	99
7-2	学生数(2)〈入学者数〉	101
7-3	学生数(3)〈在籍者数〉	103
7-4	施設・設備(1)〈施設・設備の確保・整備〉	105
7-5	施設・設備(2)〈図書・情報源の整備〉	110
7-6	教育・学習支援体制	114
7-7	学生支援体制(1)〈学生生活支援体制〉	116
7-8	学生支援体制(2)〈学生へのアドバイス〉	121

第8分野 成績評価・修了認定

8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	123
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	129
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	133

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	135
-----	---------------------------	-----

別紙 6-1 授業1(5) 授業の実施, (6) 到達目標との関係

■憲法分野	142
■行政法分野	145
■民法分野	148
■商法分野	151
■刑法分野	154
■民事訴訟法分野	157
■刑事訴訟法分野	161

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像が明確であり、関係者等に周知されていること。

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

現代社会では、共通理念である正義に即して多様化する価値観を調整する法律の役割が重要性を増している。そこで必要とされるのは、幅広い知識と適切な問題解決能力はもちろん、豊かな人間性、高い倫理観をそなえた法曹である。

中央大学(以下「本学」という。)の歴史は、1885年に増島六一郎をはじめとする18名の少壮法律家が創設した「英吉利(イギリス)法律学校」に始まる。英吉利法律学校設置時の広告には、「實地應用ノ素ヲ養フ」という建学の理念が示されており、そこには、法の叡智を学び、事件の事実に対して法を適用する修練の体得を肝要とする精神の原点を見ることができる。こうした「実学の精神」は今日まで脈々と受け継がれ、中央大学は、130年近くに及ぶ歴史の中で数多くの人材を法曹界に輩出してきた。中央大学法科大学院(以下「本法科大学院」という。)は、こうした伝統及び実績を継承し、今後とも実学の精神を貫くべく、次の4点を「教育理念」として創設された。

ア 市民が必要としている身近なホームドクター的な法曹を養成する。ホームドクター的な法曹は、市民の日常生活に関わる法分野において、幅広い法律知識、問題解決能力、豊かな人間性及び高い倫理観を備えたリーガル・ジェネラリストでなければならない。

イ 高度化・多様化した現代社会のニーズに応えるため、専門法曹を養成する。かかる法曹は、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力及び問題解決能力を備えたリーガル・スペシャリストでなければならない。

ウ 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹を養成する。

エ 国民のニーズに十分応えうるレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、上述のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する中央大学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

このような法曹を多数輩出している伝統と現代社会のニーズを踏まえた教育理念に基づき、また、1 学年 240 人という定員を基礎とする教育研究の基盤整備状況に鑑み、本法科大学院は、その「養成する法曹像」のモデルを6つ提示している。すなわち、①市民生活密着型のホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③涉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーがそれである。これらの法曹像は弁護士を念頭に置けば分かりやすいが、その法曹養成の理念は裁判官や検察官にも当てはまるものであって、人間や社会についての深い洞察力を備え、かつ、専門的能力を有する裁判官や検察官の候補者を養成することも、もちろん本法科大学院の重要な目標である。さらに、ビジネス・ローヤー、公共政策ローヤーなどの法曹像には、企業や官庁等の中で専門家として活躍する多様な法曹も当然含まれている。

上述6つの法曹像（6タイプのローヤー）は、社会が期待する法曹の主要な姿であるが、本法科大学院はトップロースクールとして、これらのモデルに絞られることなく多様な法曹を養成したいと考えている。これらの法曹像も念頭において、2015 年度入試より4つの特別枠を設けることとした。

（2）法曹像の周知

設置認可申請書¹において示した上述の「教育理念」「養成する法曹像」は、「CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK」（以下「ガイドブック」という。）に毎年掲載して学内外に配布しているほか、Web サイトにも掲載しており、これらの方法を通じて、在学生、教職員、入学志願者その他への周知を図っている^{2, 3, 4}。

また、ガイドブック及び履修要項に、これらの法曹像に即した6つの科目履修プラン（履修モデル）を掲載している^{5, 6}。さらに、ガイドブックでは、6つの法曹像それぞれの分野で実際に活躍している修了生法曹を紹介している。さらに、2011 年度に全学的に確認され公表された3つのポリシーにおけるディプロマ・ポリシーでも、養成する人材像として、これらの法曹像を明記し、Web サイト及び履修要項に掲載し、周知を図っている^{7, 8}。

なお、Web サイトでは、「実学の精神」、「ハートフル・メソッド」というイメージ・コピーも使用している。ここにいう「実学の精神」とは、上述の通り、英吉利法律学校設置広告に記された「實地應用ノ素ヲ養フ」との建学の精神を表し、社会の諸活動に直結する法律学という学問分野において、英吉利法律学校建学以来の法曹輩出の伝統の継承が本法科大学院の礎になっていることを表

¹「中央大学法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」『中央大学大学院法務研究科（法科大学院）設置認可申請書』 pp. 1-3

²CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp. 1, 7

³本法科大学院 Web サイト「中央大学法科大学院とは」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/about/

⁴本法科大学院 Web サイト「養成する法曹像」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/cultivation/

⁵CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp. 17-22

⁶履修要項 2015 pp. 8-13

⁷本法科大学院 Web サイト「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/

⁸履修要項 2015 pp. (1)-(4)

現するためのものであり、これも前述の教育理念に対応する。「ハートフル・メソッド」とは、そのような伝統を背景として法科大学院生を法曹へと導いてゆくためのカリキュラムの充実と学修サポート体制等の配慮を表現しており、これらは前述の教育理念のアーウに関連する。これらの表現は、本法科大学院が掲げる教育理念をより分かりやすい言葉で入学志願者や社会全体にアピールするための1つの工夫である。

さらに、中央大学のロゴマーク（C）を基礎として、いわゆる六法（constitution、civil law、criminal law、commercial law、civil procedure、criminal procedure）の英語頭文字でもあるCを6つ組み合わせて本法科大学院のロゴマークが考案されたが、これは、中央大学の新しい歩みと六法の広がり、さらに本法科大学院が養成をめざす6つの法曹像をイメージしたものであり、以来、このマークをシンボルとして、学内はじめ各所に掲示、掲載物を配布等することで養成する法曹像の周知を図っている。

ア 教員への周知、理解

専任教員に対しては、毎年度発行されるガイドブック及び履修要項で周知を図っている。また、兼担・兼任教員に対してもガイドブック、履修要項及びFD研究集会等によって周知・理解を図っている。

イ 学生への周知、理解

学生に対しては、履修要項にて周知を図ると共に、年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンスにおいてその都度確認しているほか、実務家講演会等においては、特定の領域に偏することなく多様な法曹を招いてこれを実施することにより、養成する法曹像についての理解を促進している。上述のように、ロゴマークを学内に掲示することで、日常的な理解を図っている。とりわけ、各学生自習室のドアに6つの法曹像を掲示していることから、通学する日は、ほぼ毎日、視覚的に擦り込まれている状況である。

ウ 社会への周知

入学予定者を含む社会全体に対しては、ガイドブック及びWebサイトにて周知を図っている。さらにガイドブック及びWebサイトでは、多様な方面で活躍する修了生法曹のインタビューを掲載している⁹、¹⁰。なお、上述のロゴマークは教職員の名刺にも利用されている。

一方、本法科大学院への入学を検討している者へは、これらの方法に加え、本法科大学院又は外部機関主催の入学説明会で、入学者選抜合格後、入学申込手続を行った入学予定者に対しては、入学前説明会を開催して、周知を図っている。

⁹CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp. 3-6, 17-22

¹⁰本法科大学院Webサイト「OB・OG法曹から(インタビュー映像)」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/voice/voice02/

このように、本法科大学院においては、上述の通り、入学後のミスマッチを極力なくす諸方策を採っていること、その養成する法曹像が特定の領域に偏していないこと及び後述の多様な展開・先端科目を豊富に設置していることから、いわゆる自己の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生は現在のところいない。

なお、本法科大学院への入学に満足している者の割合は、2014 年度入学者及び 2015 年度入学者ともに 93%を越えている¹¹。

(3) 特に力を入れている取り組み

各種ガイダンスや講演会、ランチ&トークなどの企画において、法曹有資格者の活躍の場は法律事務所に限られず、企業や自治体、官庁などにもあることを伝えたり、修了生には公務員試験の受験も推奨するなどしている。

(4) その他

上述の通り、本法科大学院を修了し、多様な方面で活躍する修了生法曹の動画を Web サイトに掲載することによる入学予定者を含む社会全体へ周知・アピールしているほか、東京弁護士会が実施する法教育への協力（市民協力会）や中央大学附属の中・高等学校が実施する模擬裁判への協力並びに全国各地の高等学校からの「模擬講義」における講師派遣依頼への要望に応じることなどにより、本法科大学院の目的を社会に浸透させるための活動には可能な限り協力している。

2 点検・評価

本法科大学院の「教育理念」及び「養成する法曹像」は、法科大学院の制度設計の過程における各種の議論や外国における法曹養成制度の状況を十分に参酌しつつ、本学の伝統を踏まえて設定された明確なものである。それは、わが国最大規模の法科大学院にふさわしい総合性と専門性を併せ持つ、適切かつ明確な内容になっており、また、理論教育と実務教育を共に重視・架橋し、その適切なバランスを追求しようとする姿勢に立脚している。

このような教育目標に対応して、カリキュラムでも、法律基本科目の充実（60 単位必修）、実務基礎科目の最大限の重視（10 単位必修）、基礎法学・外国法科目の充実（6 単位選択必修）、展開・先端科目の多様性の確保（60 科目以上開設）などの配慮をし、ガイドブック、Web サイト及び履修要項にカリキュラムの概念図を掲載して、「養成する法曹像」と本法科大学院のカリキュラムとの対応関係を明確にするよう努め、さらに、6 つの法曹像ごとに「履修モデル」を提示して、各自のめざす法曹像に即した履修のしかたをより理解しやすいものとしている。

「養成する法曹像」の周知状況に関して述べると、対内的には、ガイドブック、Web サイト及び履修要項などを通じて、専任教職員、非常勤教員及び学生も

¹¹法科大学院新入生アンケート実施報告書

その内容を十分に認識している。入学後に、自分の志望する法曹像とのミスマッチを訴える学生はいない。対外的には、入学予定者を含む社会全体に対しては、無料配付のガイドブック及び Web サイト等で周知を図り、さらに本法科大学院への入学を検討している者に対しては、本法科大学院又は外部機関が主催する入学説明会において、入学予定者に対しては入学前説明会において周知を図っている。なお、ガイドブックの記載内容は、本法科大学院の Web サイトにも掲載しており、広く一般市民の方々がこれらの情報に容易にアクセスする機会も確保されている。

これらの工夫によって、本法科大学院の「養成する法曹像」は、法科大学院の関係者等に周知・理解されていると考える。その他、本法科大学院の目的を社会に浸透させるための活動を行っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

法曹志望者及び法科大学院進学希望者の動向と関心に照らし、広報活動はもとより、日々の活動の中で今後も地道に周知徹底を図ることが必要である。また、法科大学院志望者が減少している今日、司法制度改革の趣旨に則り、法曹となることの意義や法科大学院における教育内容を学部学生等により分かりやすく伝えることや、社会の「法」化を実現するために、法曹の職域の拡大を通じて、本法科大学院修了生が将来の多様な進路を目指すことになるよう、養成する6つの法曹像をより具体的な職業イメージとするための学修指導、進路指導及び動機付けの機会（多様な実務家による講演会等）を提供するなどして、さらなる向上を行っていききたい。

1-2 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

1 現状

(1) 貴法科大学院の特徴

本法科大学院は、240名の入学定員と59名の専任教員を擁する全国最大規模の法科大学院であることが大きな特徴のひとつである。また、その規模にふさわしく、上述の「養成する法曹像」に即した多彩な展開・先端科目を豊富に開設していること、またスケールメリットを活かした多様かつ充実した学生サービス(後述)を提供していることも大きな特徴である。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

前述の特徴を追求するために、以下の通り取り組みや工夫を行っている。

まず、多様な学生の確保については、法学未修者の入学者選抜において、他学部出身者又は社会人を一定程度優先的に合格させることがあるとの入学者選抜方針を立て、さらに2015年度は、地域法曹、女性法曹、国際法曹及び専門職法曹の特別入試枠をそれぞれ設け、受験生に周知している(「2 入学者選抜」参照)。

また、60科目以上の多様な展開・先端科目を開設し、ガイドブック、Webサイト及び履修要項にカリキュラムの概念図を掲載して、「養成する法曹像」と本法科大学院のカリキュラムとの対応関係を明確にするよう努め、さらに、6つの法曹像ごとに「履修モデル」を提示して、各自のめざす法曹像に即した履修のしかたをより理解しやすくしている。

さらに多様な各種学生サービスのうち、とりわけ就職支援については、本法科大学院専用の就職支援窓口を設けて専属スタッフを配置し、求人情報等の各種情報提供を行うほか、多様な進路に即した各種説明会や講演会を企画・開催している。

(3) 取り組みの効果の検証

日常の活動として毎学期の授業評価を含む各種FD活動及び学生からのオピニオン・アンケートの実施とその検証を行っている。

これに加え、本法科大学院においては、毎年度、自己点検評価委員会が取り纏めた自己点検評価報告書の内容について、外部の有識者によって構成されるアドバイザーボードの意見を徴することを通じて、教育理念・目標の妥当性をも含む本法科大学院の活動全般を毎年検証する仕組みを備えている(詳細については、「1-3 自己改革」参照)。

(4) 特に力を入れている取り組み

中央大学の法曹養成の伝統を活かし、実務基礎教育を重視している。なかんずく、実践的な実務教育の充実は、次の諸点に現れている。

ア 市ヶ谷キャンパス内に模擬法廷教室を設置し、「模擬裁判」を選択必修科目とし、元裁判官、元検察官又は弁護士の指導の下に、ロールプレイングによる実務基礎教育を行っている。

イ 全国の法律事務所、企業法務部等における「エクスターンシップ」を選択必修科目として実施している。全国に広がるOB・OGネットワークを中心とした法律事務所及び企業法務部等の協力を得て、大規模に行われているため、多くの受け入れ先の中から学びたい分野を扱う派遣先を見つけることが可能である。なお、課外ではあるが、官公庁でのインターンシップである「霞が関法科大学院生インターンシップ」の募集も行っている。

ウ 多様な「リーガル・クリニック」（1クラスあたり5～7名を標準履修人数とする）を選択必修科目として実施している（開設クリニックの例：市民生活紛争、企業法務の実務、個別労働紛争、裁判外紛争解決、公益的刑事弁護など）。実務家教員の指導監督下の法律相談実習にとどまらず、多種多様な授業が担当教員の工夫をこらした様々な教材及び教授方法に基づいて活発に展開されており、その授業方法は『中央ロー・ジャーナル』¹²において授業実践報告として随時発表されている。また、東京弁護士会が設置している渋谷パブリック法律事務所における課外のリーガル・クリニックへの参加も募り、2015年度は13名の学生が参加した。

エ 基礎法学・外国法科目群、展開・先端科目群においては、「英吉利法律学校」以来の伝統・実績を活かし、ビジネス法や知的財産法関連分野について、短期の海外研修を取り入れた授業科目「Study Abroad Program I・II」を実施している。加えて、外国人専任教員を任用するほか、外国人客員教員の招聘による集中授業も実施し、わが国の法制度や法曹のあり方をグローバルな視点から見直す機会を提供すると共に、将来、外国法曹資格を取得するための素地を養うことができる教育体制を整えている。

オ 少人数ゼミである「テーマ演習」を設けると共に、大学院博士後期課程に進学を希望する学生のために「研究特論（リサーチ・ペーパー）」も設け、研究者志望や専門形成希望の学生のニーズにも応えている。

カ 実務基礎科目の実践的教育活動の補助や学修相談、自主ゼミ活動での助言に若手弁護士があたる実務講師（補助教員）制度¹³を設けている。具体的には、「ローヤリング」、「模擬裁判」などの実務基礎科目の授業準備・実施の補助業務のほか、「フォローアップ演習」と銘打った課外の教育補助業務を担当しており、特に法学未修者に対するきめの細かい自修支援（予習・復習の指導）を提

¹²本法科大学院 Web サイト「中央ロー・ジャーナル」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal

¹³CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp.24、37-38

供している。とくに、2008 年度からは、本法科大学院修了の弁護士からも実務講師を採用し、現在では、フォローアップを担当する実務講師の全てが本法科大学院の修了生である。

(5) その他

昼休みに開催している「ランチ&トーク」¹⁴（参加者が各自で用意した昼食をとりつつ、タイムリーかつ専門性の高い内容の短時間の講演を聴き、講演後に質疑応答のセッションを行う「昼食持ち寄りの懇話会」）のほか、各方面で活躍する弁護士、検事による講演会、矯正施設及び官公庁見学会などを頻繁に開催・実施し、これらを通じて、学生の学修意欲喚起や学修内容と実務との関わりを意識させる取り組みを展開している。

これに加えて、履修要項にて周知をはかると共に、年度初めのオリエンテーション、キャリアガイダンス及び実務家講演会等において、特定の領域に偏することなく多様な法曹を招いてこれを実施することにより、養成する法曹像についての理解を促進している。

2 点検・評価

上述の諸特徴は、専門職大学院に期待されている現代的・国際的な専門教育の重視、実務基礎教育の重視、理論と実務の架橋、高度専門職業人としての専門形成の援助などの諸点を考慮したものであり、「1-2 特徴の追求」の取り組みは、法科大学院における実践的な実務基礎教育の充実、及び、主として法学未修者に対する格別の配慮の必要を勘案したものである。これらは、法科大学院制度の趣旨に沿った適切な考慮に基づく措置であると考えられる。

分説すると、まず、基礎法学・外国法科目群及び展開・先端科目群に配置された現代的・国際的な性格を帯びる多彩な専門的教育の展開は、現代の法曹に求められる高度な資質や能力を涵養するための貴重な礎となり、それが「1-1 法曹像の周知」に示した「養成する法曹像」にも結びついていくものである。

「エクスターンシップ」の履修者数は、例年年間 120 人ほどであり、履修者は原則として3週間にわたって実務の現場の息吹を体感して、法曹になることの喜びと責任を強く自覚して帰ってくる。彼らは報告書や報告会においてこの科目の意義を高く評価している。

「リーガル・クリニック」は、実務家教員の指導監督下の法律相談実習にとどまらず、多種多様な授業が、担当教員の工夫をこらしたさまざまな教材及び教授方法に基づいて活発に展開されている。なお、これらの各授業は、本法科大学院が提示する6つの法曹像に、それぞれリンクし体系化されている。

短期の海外研修プログラムは、法曹資格を得た後のキャリア形成までも視野に入れ、座学としての外国法科目に加え、正規科目として海外研修プログラムを実施している。これらのプログラムは、カリキュラム上「Study Abroad Program」

¹⁴本法科大学院 Web サイト「講演会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/lecture/

として位置づけられており、修得単位は修了に必要な単位に算入される。

「研究特論（リサーチ・ペーパー）」も、コンスタントに一定数の履修者がみられる。

2015年度は76人の実務講師（補助教員）を採用している。2008年度からは、本法科大学院修了の弁護士の中から採用しており、現在ではフォローアップ演習担当実務講師の全てが本法科大学院修了生である。

以上のように、本法科大学院の特徴の明確化と、その実現のための充実した取り組みが行われていると考える。

なお、これらの取り組みの効果については、教務委員会、エクスターンシップ運営委員会、リーガル・クリニック運営委員会等研究科内の各委員会で検証しており、検証結果は、本法科大学院の執行部会議（研究科長、研究科長補佐3名で構成）、運営委員会（専任教員13名で構成）を経て、教授会に報告されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

エクスターンシップの受け入れ法律事務所数を維持しつつ、受け入れ企業も開拓するなどし、職域拡大を見据えた学生の多様な需要を満たすべく、その多様性をさらに充実させていきたい。

1-3 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が、適切に整備され機能していること。

(注)

- ① 「自己改革」とは、当該法科大学院における法曹養成教育の状況等(入学者選抜及び修了認定等に関する事項を含む。)を不断に検証し、検証結果等を踏まえて、法科大学院の社会的使命のより効果的な達成に向け諸要素を改善していくことをいう。自己点検・評価活動(学校教育法第109条第1項)は本評価基準の評価対象とする。また、教育内容・教育方法の改善に向けた組織的活動(FD活動)に関する事項はすべて評価基準4-1の評価対象とする。
- ② 「組織・体制」とは、法科大学院の自己改革活動を目的として設定された組織や、自己改革に恒常的に取り組むためにとられた体制をいい、公開された情報に対する評価や改善提案に適切に対応する体制及び修了者の進路を適切に把握してその結果を教育の改善に活用する取り組みも含まれる。

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院では、中央大学専門職大学院学則¹⁵(以下「学則」という。)第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、研究科教授会の下に「自己点検評価委員会」を設けている。¹⁶

また、その他にも、自己改革を目的として設定され、恒常的にこれに取り組む組織として、FD委員会、入試・広報委員会、教務委員会、カリキュラム・進級制度検討委員会及び人事計画委員会を設け¹⁷、それらの検討結果が最終的に全教員出席の教授会に上程されることで、有機的に連携されている。

このうち、自己点検評価委員会は、専任教員8名の委員¹⁸が公法系1名、民事系1名、刑事系2名、実務系1名、展開先端3名によって構成され(研究者6名、実務家2名)、本法科大学院における法曹養成教育の状況等を含む①教育研究活動・教員研修、②教員組織、③収容定員と在籍者の状況、④入学者選抜、⑤教育課程・履修状況、⑥授業運営、⑦成績評価・修了認定、⑧施設・整備、図書・資料などに関する点検・評価を毎年行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会(執行機関)の活動の発展・改善を促すと共に、点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」として取り纏める役割を担うものである。

また、本法科大学院は、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザーボード」を設置して、毎年、このアドバイザーボードに自己点検評価報告書を

¹⁵中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

¹⁶中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

¹⁷中央大学法科大学院内規集No.62 法務研究科常設委員会に関する内規

¹⁸2015年度法務研究科各種委員会委員一覧

提出し、その評価と助言を受けることにしている。アドバイザリーボードは、外部の有識者5名(弁護士3名、公認会計士1名及び企業関係者1名)によって構成され、本法科大学院の自己点検評価報告書及びその他必要資料をチェックし、本法科大学院の教育・運営全般について、改善のための忌憚のない意見ないしは助言を提供することをその役割とするものである。

このアドバイザリーボードによる第三者評価の結果を自己点検評価報告書に反映させた上で、Webサイトにおいて公表している。¹⁹

(2) 組織・体制の活動状況

ア 法科大学院における活動状況²⁰

(ア) 自己点検評価委員会

主として、自己点検評価報告書の作成及び取り纏めを行っている。自己点検評価報告書は毎年度4月から作業を開始し、6月までに取り纏めている。具体的には自己点検評価報告書の各項目の原案を、原則として研究科長、FD委員会、教務委員会、入試・広報委員会、奨学委員会等各種委員会の責任者、さらに各科目群の取り纏め役の教員が、それぞれの委員会等での活動状況を点検・評価しつつ執筆し、自己点検評価委員会でこれらを点検の上、取り纏めている。

(イ) FD委員会

教授会のもとにFD活動を企画推進する委員会として、研究科長補佐を委員長とし²¹、専任教員で構成する「FD委員会」を設けると共に、教育研究活動を支援するため「教育研究支援室」を設置して、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会の組織と所管事項を定める内規に基づき、2015年5月現在、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員9名が公法系3名、民事系1名、刑事系3名、実務系1名、展開先端1名によって構成され(研究者5名、実務家4名)、委員を務めている。

(ウ) 入試・広報委員会

入学者選抜の基本方針の原案策定及び広報活動に関する企画立案を担っている。基本的には年に4回程度、定期的に委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に委員会を開催し、さらなる改善に資するべく見直し及び検討を継続的に行っている。

2015年度における特筆すべき活動として、2016年度入学者選抜から、より多様な志向性を有する学生を確保するために、法学既修者・法学未修者のそれぞれに、新たに「地域法曹枠」と「国際法曹枠」を設置した。このほか、2015年10月には法学未修者のみに「女性法曹枠」と「専門職法曹枠」を設置し、入学者選抜を実施した。「女性法曹枠」と「専門職法曹枠」については、2017年度入学者選抜より、法学既修者についても募集を行うこととしている。

¹⁹本法科大学院 Web サイト「自己点検評価と認証評価」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/accreditation/

²⁰教授会・各種委員会の議事録等

²¹中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院FD委員会内規 第5条第2項

なお、2017年度入学者選抜における変更点の詳細については、「第2分野 入学者選抜」を参照されたい。

(エ) 教務委員会

教務委員会は必要に応じ委員会を開催し、主に、開講科目（テーマ演習・研究特論・基礎演習）の決定、履修、学生の授業への出席要件、学期末試験、単位認定や成績評価、進級判定制度の導入及び進級基準の改定、実務家講演会等の企画・運営に関することについて審議・検討している。また、カリキュラム改正が必要な場合には、カリキュラム・進級制度検討委員会等と合同で委員会を開催している。なお、2015年度は持ち回りを含めて7回の教務委員会を開催した。

(オ) カリキュラム・進級制度検討委員会

カリキュラム・進級制度検討委員会は入学者の学修到達の度合いに照らして、より学修効果の見込めるカリキュラムを検討している。なお、2015年度は1回のカリキュラム・進級制度検討委員会を開催した。

(カ) 人事計画委員会

毎年1回以上開催して、カリキュラムの実現に必要な教員体制を検討している。

イ アドバイザリーボードの活動状況

アドバイザリーボードは、原則として毎年度終了後4ヶ月以内に定例会議を開き、自己点検評価委員会が取り纏めた自己点検評価の結果について報告を受け、審議・助言することになっている。

2015年度は7月21日に定例会議²²を開催し、2014年度の自己点検評価の結果を報告書に基づき審議した。

ウ 全学的な大学評価への参加状況

本学では、「目標設定→施策立案→実施→自己点検・評価→改善→目標の再設定」という自己点検・評価サイクルを強化し、本学における教育研究活動等の「実施・改革」に資する「自己点検・評価」²³を行うことにより、本学の質的向上を目指すと共に、その結果を広く公開することで、本学の活動全般について社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼を高めることを目的として、2008年度より「新たな自己点検・評価」を開始した。

本学は全学として2009年度に財団法人大学基準協会の認証評価を受け、適合と認定されている²⁴が、本学における自己点検・評価は、認証評価のように7年以内に1度の実施ではなく、毎年継続して実施することを基本としている。本学における自己点検・評価活動は、その内容に応じて、第三者評価（認証評価）を受ける前年度に実施する「重点自己点検・評価」と、それ以外の毎年度に実施する「年次自己点検・評価」に大別され、「重点自己点検・評価」では、毎年

²² 「25. アドバイザリーボード会議」議事録

²³ 「新たな自己点検・評価」実施大綱

²⁴ 本学Webサイト「認証評価結果」 <http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/>

の諸活動の点検・評価内容を総括した「自己点検・評価報告書」を作成するのに対し、「年次自己点検・評価」では、各点検・評価項目について設定した「目標、行動計画、指標」や「現状の説明」、「長所の伸長方策及び問題点の改善方策」等に対する進捗状況を把握・検証し、内的・外的要因による状況の変化等を踏まえて年度ごとの「年次自己点検・評価報告書（年次改善・改革状況報告等）」を取り纏め、各種データと共に社会に広く公表することとなっている²⁵。

これらは、全学的の大学評価委員会の下で、大学評価推進委員会、組織評価委員会、分野系評価委員会を中心に実施されており²⁶、法科大学院も組織評価委員会を設けて自己点検・評価レポート作成を行っているほか、分野系評価委員会に委員を選出し、本学の恒常的な改革・改善を担っている。²⁷

（3）組織・体制の機能状況

ア 教育体制等の工夫

人事計画委員会を毎年開催して、カリキュラム内容の実現に必要な教員配置を検討している。実務講師の採用は適正な人材を得られるよう毎年見直している。厳格な成績評価の実施のため、2008年度から未修入学者の2年次への進級判定制度を導入し、2013年度からは2年次から3年次への進級にも導入した²⁸。また、成績不良者に一定期間の学修を義務づけたうえで2011年度までは学期末試験における再試験を実施していたが、後述（第8分野）の通り、2012年度から、よりプロセス教育を重視する観点から、廃止した。入学者選抜のあり方についても、後述（第2分野）の通り、不断の検討を重ねている。未修者教育については、自修指導を担当する実務講師との意見交換を行うなどして、改善策を模索している。

イ 改善提案等への対応

法科大学院に関連する改善提案等については、本法科大学院内で速やかに情報を共有すると共に、重要なものについては、教授会で紹介・議論している。なお、FD活動については後述（第4分野）の通りである。

ウ 社会の法曹に対する要求の変化への対応

法廷だけが法曹の活躍の場ではないことから、企業法務部等へのエクスターンシップを積極的に実施している。そのほか、法律事務所、企業又は省庁等の採用担当者や修了生による説明会や、多様な方面で修了生の活躍状況を紹介する講演会等を開催し、将来のキャリアパスを見越した学修をするように促している。

²⁵年次自己点検・評価 実施要領 2015年度版 p.2

²⁶本学 Web サイト「実施体制」http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/self_inspect/

²⁷法務研究科選出全学委員一覧

²⁸履修要項 2015 pp.4-5

エ 修了生の進路²⁹

修了生の進路については、2011年度から法科大学院に特化したキャリア・就職支援を担当するリーガル・キャリア・サポート委員会³⁰を法科大学院に、相談窓口を設け、専属の担当職員を配置し、進路先の把握に努めると共に、各種採用説明会、就職書類対策、面接対策、国家公務員総合職試験対策及び面接指導などの各種講座の企画・実施など、在学生・修了生に対する就職支援を行っている。

オ その他

法科大学院が法曹養成に果たす役割を探求する法科大学院協会に役員・委員として本研究科の教員が携わると共に、各種事業にも積極的に参加・協力している。

(4) 特に力を入れている取り組み

前述の各取り組みはいずれも実質的なものであり、すべてに力強く取り組み、着実に自己改革を行っている。

(5) その他

本法科大学院の修了生がどのような分野で活躍しているかについて、講演会³¹を開催することで、現在の法曹への社会的需要について認識を新たにするなどし、よりよい法曹養成の具体的なイメージの定義に努めている。

2 点検・評価

あるべき法曹養成、そのための法科大学院教育の在り方（授業、成績評価）、入学志願者の減少や、司法試験合格率の伸び悩み、より一層の職域拡大といった諸問題を把握し、その改善に取り組む体制は前述のように整っている。全国最大規模の法科大学院ではあるが、教授会やFD研究集会等を通じて、現状認識と改善のための工夫と情報の共有を図っている。FD活動の一環としての、学生が教員を評価する、授業評価アンケート及びベストティーチャー賞、教員相互による科目別成績評価分布の共有、講義要項チェック及び授業参観などはその例である。

3 自己評定

A

4 改善計画

²⁹修了生進路先調査結果一覧

³⁰「21. リーガル・キャリア・サポート委員会」議事録

³¹講演会開催案内 法科大学院生の就職活動について

現在の組織・体制を維持しつつ、これが具体的に機能して、法科大学院の教育体制の改善が目に見えることが必要であると認識している。全国最大規模の法科大学院であるがゆえに分業と分担はある程度避けがたいところであるが、各教職員が自らの職分にのみ視野を限定してしまうことがないように統一した理念と目的意識を共有し、各種情報を交換し、本法科大学院が全体として取り組むべき課題をより明確にできるように、全員参加の体制を構築して自己点検評価の活動を進めるよう、教授会やFD研究集会等で学生の成績等を客観的に把握・共有するなどして、これを具体的な教育内容に反映させる取り組みをするなど、さらなる意識向上を目指したい。

各教員や各種委員会が教育研究等の活動を行う際には、事後的な自己点検作業のためにその都度記録を整備しておくこと及びその保管体制の重要性に今後も留意し、保管方法の改善や保管場所の確保などに努めたい。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

1 現状

(1) 教授会の権限

本学において専門職大学院として設置された法科大学院は、独立の「大学院法務研究科(専門職大学院・法科大学院)」と称する。専門職大学院の各研究科には当該研究科に所属する専任教員によって構成される「研究科教授会」が置かれ(学則第12条)、研究科教授会は、次の諸事項について独立して審議決定する権限を有する(学則第15条1項)。

- ① 研究科の運営の方針に関すること
- ② 教育課程、授業日その他教育研究に関すること
- ③ 教員の人事に関すること
- ④ 研究科長の選出に関すること
- ⑤ 自己点検評価その他当該研究科の評価に関すること
- ⑥ 学生の入学、休学、転学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関すること
- ⑦ 学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関すること
- ⑧ 授業科目の担当に関すること
- ⑨ 試験その他の評価に関すること
- ⑩ 学位授与の要件に関すること
法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
- ⑪ 学位の授与に関すること
- ⑫ 学生の奨学に関すること
- ⑬ 国際交流の推進に関すること
- ⑭ 学生の賞罰に関すること
- ⑮ 学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること
- ⑯ 各種委員会の委員の選出に関すること
- ⑰ その他教育研究に関する重要事項

これらの事項は学部教授会の審議決定事項と同様であり、したがって、法務研究科が各学部と対等の独立組織としての「自主性・独立性」を有することがここに示されている。このことは、平成27年4月1日から施行された学校教育法93条2項3項の下でも不変である。

(2) 理事会等との関係

教授会が審議する教育研究に関する事項のうち、学部学科、研究科の新增設若しくは改廃等、大学全体としての意思決定を要する事案については、学部教授会の発議又は先議、学部長会議での調整、教学審議会の審議を経て、教務役員会、理事会、評議員会が決定している。なお、教育活動及び教員人事については、教授会の決定が理事会等において覆された例はない。

(3) 他学部との関係

他学部又は他研究科との関係において、教授会の意向が反映されなかった例はない。

(4) 特に力を入れている取り組み

法学部・法学研究科とは完全に独立しており、本法科大学院は自主性・独立性をもって意思決定している。

(5) その他

校地が分かれていることもあり、法学部との意思疎通をより図るために、本法科大学院（研究科長、研究科長補佐）と法学部（学部長、学部長補佐）との意見交換会を随時開催している。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されており、かつ、その意思決定が全学的に尊重・反映される仕組みとなっている。

3 自己評価

合

4 改善計画

本法科大学院の教育活動に関する重要事項は、自主性・独立性をもって意思決定されているので、改善計画はない。

1-5 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報が適切に公開されていること。

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は以下の通りである。

- ① 養成しようとする法曹像
- ② 入学者選抜に関するもの（入学者受け入れ方針、入学者選抜の基準・方法、志願者数、受験者数、入学者数、合格者数、適性試験の平均点など）
- ③ 教育内容等に関するもの（カリキュラム、シラバス、到達目標、進級・修了基準など）
- ④ 教員に関するもの（教員や職員の体制、担当教員の教育研究業績など）
- ⑤ 成績評価・修了者の進路等に関するもの（成績評価や修了認定の基準や判定手続、修了者数、司法試験合格状況など）
- ⑥ 学生の学習環境に関するもの（施設や設備環境、在籍者数、収容定員、奨学金制度など）
- ⑦ 自己改革の取り組み等

(2) 公開の方法

上述①から⑦までの内容については、本法科大学院 Web サイト又はガイドブック³²で公開している。②の内容のうち、入学者選抜の実施方法等に係る詳細については入学者選抜要項³³にて、実施結果についてはWeb サイト³⁴にて公開している。Web サイトについては随時、ガイドブック及び入学者選抜要項については毎年度内容を更新している。ガイドブック及び入学者選抜要項は、学内外での各種入学説明会及び本学各キャンパスにおける配布のほか、Web サイトから請求することができ、送料を含め無料で配布している。また、ガイドブック及び入学者選抜要項は、Web サイト上で全ページを閲覧することが可能である。

なお、④の内容のうち、各教専任員の学位及び業績については、全学的な「研究者情報データベース」³⁵に纏められており、当該データベースの一部は独立行政法人科学技術振興機構が管理する、研究開発支援総合ディレクトリ（通称：ReaD）とも連動して本学専任教員の研究業績を広く世界に発信する起点となっている。

さらに、全学のホームページにリンクした Chuo Online には、専任教員や修

³²CHUO LAW School Guide Book 2016

³³2016 年度法科大学院入学者選抜要項

³⁴本法科大学院 Web サイト「入学者選抜データ」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/data/

³⁵本学 Web サイト「研究者情報データベース」<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/>

了生弁護士等の執筆する記事が随時掲載されている³⁶。

また、①、③、⑤及び⑥の内容については、在学生及び教職員に対する公開方法として、履修要項、講義要項又は「C plus」³⁷にて公開している。

さらに、⑦の内容については、アドバイザリーボードの意見を反映した自己点検評価報告書及び毎年度修了見込者の投票に基づいて授与される「ベスト・ティーチャー賞」の結果を Web サイトにて公開している^{38、39}ほか、学生による授業評価を学期末に実施し、その集計結果を分析して、教育の内容や方法についての必要な改善と一層の充実を図っているが、その集計結果については、自由記述も含め、ほぼそのままの形で、期間を定めて各学生自習室前に設置し公開している。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

本法科大学院に係る公開情報についての学内外からの質問、評価、改善提案等に対しては、本法科大学院に係る事項については、法科大学院事務課が窓口となり、本法科大学院の領域を越える事項については、学校法人中央大学の組織である広報室又は関連組織と連携して対応している。

公開された情報に関しては、Web サイトの各ページに本法科大学院の問い合わせ用電話番号及び問い合わせ入力フォーム⁴⁰へのリンクが張られており、いずれかの方法で質問や提案等を行うことができる。利用数が最も多い手段は Web サイトであり、年間で約 250 件の問い合わせがある。

寄せられた質問や提案等については、原則としてその全てに対し、窓口、電話又は電子メールにて迅速に回答している。ただし、内容によっては、回答に時間を要する場合や回答しかねる場合があること、また、Web サイトからの匿名の投稿については、なりすましやルールを守らない（投稿内容に責任を持たない）ケースが多く見受けられるため、基本的に回答しないこととしている。これら了解事項については Web サイト問い合わせページ内に記載している。

その他、受験生からの質問等については、学内外での入学説明会においても個別対応を行っており、説明会の参加者からは高い満足度を得ている⁴¹。

(4) 特に力を入れている取り組み

C plus を通じて、各科目について「中央大学法科大学院到達目標」の周知を図り、自修の便に供している。

³⁶ <http://www.yomiuri.co.jp/adv/chuo/research/>

³⁷ C plus <https://www.ac04.tamacc.chuo-u.ac.jp/ActiveCampus/>

³⁸ 本法科大学院 Web サイト「自己点検評価と認証評価」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/accreditation/

³⁹ 本法科大学院 Web サイト「学生による授業評価と学修環境アンケート」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/

⁴⁰ 本法科大学院 Web サイト「お問い合わせフォーム」<https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26>

⁴¹ 法科大学院新入生アンケート実施報告書

(5) その他

全学的に 2005 年秋に Web サイトのリニューアルが実施され、2013 年 7 月より公開されている。これにより、必要な情報へのアクセスはさらに容易となっている。

2 点検・評価

法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、社会が本法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報については、毎年度更新されるガイドブック及び Web サイトを中心に、誰でもアクセスできる方法によって適切に開示されている。また、質問などの受付先、回答方法等についても示している。

在学生及び教職員に対しては、さらに「C plus」及び紙媒体（履修要項、講義要項）でも公開している。

公開された情報に関する質問や提案等に対しては、Web サイト、電話及び窓口等で受付をしており、原則としてその全てについて、迅速に回答している。

以上の通り、教育活動等に関する情報は適切に公開されていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

教育活動等に関する情報については、従前より誰でもアクセスできる方法によって公開されているが、全学的に Web サイトのリニューアルが進められ、2013 年 7 月より公開されている。これにより、必要な情報へのアクセスはさらに容易となっているが、全学の Web サイトのデザイン等については、折に触れて大学の担当部署に提言するなどして、全学的な広報力の向上に貢献していきたいと考えている。

1-6 学生への約束の履行

(評価基準) 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育活動等の重要事項としては、科目の開設、科目担当者、授業計画及び内容、施設・設備、授業料、奨学金等があるが、これらについては、Web サイト、ガイドブックにその予定も含めた概要を掲載し、履修要項及び講義要項に確定情報を掲載して、約束している。

(2) 約束の履行状況

ガイドブックや入学者選抜要項等で入学志望者に対し表明した上述の重要事項は、すべて誠実に実施している。

ガイドブック又は入学者選抜要項においては、発行時期の問題から入学年度の確定情報を掲載することが困難であることから、原則、発行日現在の情報という前提で掲載している。

なお、入学までの期間に重要事項についての変更が行われた場合は、機関決定後直ちに対象者への郵送及びWeb サイトでの告知を行っている。

開講予定科目の未開講はない。本法科大学院は大規模な学生定員を有するが、法律基本科目においては1クラス約45人規模のクラスを実現して、双方向・多方向授業を行っている。ただし、学生の履修動向が年度によって変化するため、選択科目である基礎法学・外国法科目の一部と展開・先端科目の一部の科目においては、履修希望者数が多くなることもあり、これに対応して担当教員の増員とクラス増設に努めている。

学生に対しては、各学期末に実施する授業評価アンケート及びオピニオン・アンケートに加えて、各学期の中間に授業に関する学生アンケートを実施している。さらに、各学期初めにクラス毎のミーティングを開催して、運営上の質問や要望を受けつけ、学生からの要望を聴取する体制を充実させている。各種の要望に対しては、適宜回答して、学修環境の改善と向上に努めている。1人1席を確保している自習席やロッカーについても、学年・クラス・人数に応じた適切に配置すると共に、改善要求が出た際は、速やかに対応している。また、共用自習室の増設や清掃の強化等、快適な自習室環境作りの実現に向け、点検と改善に努めている。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

これまでは、授業担当教員が病気療養等のため、学期途中で休職又は退職することとなった際も、担当授業については、別の教員により、予定通り開講されている。

(4) 特に力を入れている取り組み

研究専念期間（在外研究又は特別研究）は、長期計画に基づき実行し、該当教員の担当授業には代替者を適切に手当てしている。

(5) その他

特になし

2 点検・評価

教育活動等の重要事項については、すべて誠実に履行している。

施設については、可能な範囲で改善に努めていることから、学生との約束に反するというほどの事態には至っていないが、校舎の老朽化は限界に近づいている。

3 自己評価

合

4 改善計画

教育活動等の重要事項については、現在の誠実な履行状況を維持すると共に、学生への最重要な約束は、学修効果のあがる授業の実施であることから、授業内容やその目的を学生に正しく理解させつつ、一層の改善に努める。全学の総合キャンパス構想が速やかに実現されるよう、法科大学院としても積極的に働きかけて、施設の改善を目指す。

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 入学者選抜において、適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な選抜基準及び選抜手続」とは、学生受入方針に適合しており、かつ公平、公正であるとともに、法曹養成という法科大学院の目的に照らして、入学者の適性を適確に評価することのできる選抜基準及び選抜手続をいう。「公正」とは、法曹養成と合理的関係のないこと（寄附金の多寡、法科大学院関係者との縁故関係、自大学出身であること等）を選抜の過程で考慮要素としないことをいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準及び選抜手続に従って入学者選抜が実施され、入学者の適性が適確に評価されて、法曹養成という目的に照らし、当該法科大学院への入学を認めることが相当な者が選抜されていることをいう。

1 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、「入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）」を以下の通り明確に規定し、入学者選抜要項、ガイドブック及び Web サイト等に掲載し、ステークホルダーに公開している^{42、43、44}。

「中央大学法科大学院は、高度な識見と能力を有し、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れます。そのため、本学法科大学院が養成しようとする6つの法曹像を掲げ、入学志願者の将来の目標選択の参考に供しています。

入学者選抜にあたっては、客観性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施するものとします。入学を志願する人には、Web サイトやガイドブック、説明会・相談会等を通じて、本学法科大学院の教育の理念・目的、養成する法曹像、教育課程の特色と仕組み、選抜方法等を十分に理解していただき、そのうえで、適性試験の成績、本学法科大学院独自の個別試験の結果及び志願者の提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価をして入学者を選抜します。

できる限り多様な人々の中から法曹の候補者としてふさわしい資質と能力を有する人材を選抜し、法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験のある者

⁴²2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.1

⁴³CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 p.41

⁴⁴本法科大学院 Web サイト「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/

が入学者の3割以上を占めるよう努めます。かかる見地から、特に法学未修者の入学者選抜においては、『他学部出身者または社会人』を一定程度優先的に合格させることがあります。

なお、本学法科大学院は、その教育の理念・目的に照らしてふさわしい人材に与えられる給付奨学金制度をはじめ、広く各種の奨学制度を充実させ、できる限り多くの人々が奨学制度を利用することができるようにします。」

出願資格について、プロセスとしての法曹教育の重要部分を担う法科大学院においては、その教育課程に在籍中の者が（他の法科大学院修了資格により）司法試験を受験する事態は好ましいものとはいえないと判断したことから、出願資格として入学年度の4月1日時点において、法科大学院修了後5年を経過しない者を除いている⁴⁵。但し、本出願資格の制限については、他の法科大学院での出願資格制限の状況に鑑み、2017年度入学者選抜より撤廃する予定である。

（2）選抜基準と選抜手続

本法科大学院では、法学既修者（2年コース、募集人員200名）と法学未修者（3年コース、募集人員70名）の2コースについて募集を行った。募集人員については、2016年度より本法科大学院の教育の更なる質向上に資するため、法学既修者コースを200名から180名へ、また、法学未修者コースを70名から60名へ、それぞれ変更することとした。志願者は自己の希望により、いずれか一方のコースに出願することも、双方に出願することもできる⁴⁶。

本法科大学院の学生募集方法は、いずれのコースも、前述の「入学者選抜の方針」をふまえ、法科大学院の出願資格を有する全ての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保するため、公募による選抜のみとなっている。出願にあたっては、毎年2回実施される適性試験管理委員会の実施する法科大学院全国統一適性試験（以下「適性試験」という。）の受験が必須の要件であり、適性試験の成績については、適性試験の総受験者の下位から15%を基本として、入学最低点を設け、これを入学者選抜要項及びWebサイトにて明示している^{47, 48}。

2005年度より2011年度入学者選抜までは、出願時において大学の学部3年次に在学し、特に優秀な成績を修めている者について、その潜在的学修能力を評価し、いわゆる飛び入学の機会を与える趣旨で、特別入学者選抜（法学未修者コースのみ、募集人員は若干名）を実施してきた。2012年度入学者選抜からは、特別入学者選抜を廃止すると同時に、これらの者については一般入学者選抜における法学未修者コースの出願資格に取り込み、2013年度入学者選抜からは、他の法科大学院に先駆けて法学既修者コースの出願資格においても飛び入学の機会を与えることとした。

2016年度入学者選抜からは、より多様な志向性を有する学生を確保するために、法学既修者、法学未修者それぞれのコースに一般法曹卒の他に地域法曹卒と国際法曹卒を設置することとした。さらに法学未修者については、専門職法曹卒と女性法曹卒を設置することとし、2016年度入学者選抜の冬季試験として

⁴⁵2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.5

⁴⁶2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.9

⁴⁷2016年度法科大学院入学者選抜要項 pp.3-4

⁴⁸本法科大学院Webサイト「入学者選抜の概要」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/overview/

実施することとした。これに加えて、受験者の負担を軽減すること及び他の法科大学院における状況等に鑑み、志願者調書の「志望する理由および目指す法曹像の記載欄」において、PC等を使用して作成することを許可することとした。

2017年度入学者選抜からは、早期に法曹として活躍できる能力を身につける学修環境を提供するため、飛び入学の出願要件に法律学の科目に係わる要件を新たに設けることを予定している。

ア 法学既修者（2年コース）

法学既修者では、その法律学学修の到達度判定をより厳密に行うため、2011年度入学者選抜より法学既修者の入学者が履修を免除される1年次配当必修法律基本科目の全てについて、本法科大学院が独自に実施する法律科目試験（論述式筆答試験）を課すと同時に、短答式試験として法学検定試験委員会が実施する法学既修者試験（以下「既修者試験」という。）の受験を必須とする形で選抜を行っている。

面接試験については、法曹適性を法律科目試験等での的確に判定することができ、さらに、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等を志願者調書によって把握していることから、2011年度入学者選抜より廃止した。

試験科目及び配点などの入学者選抜の実施細目については、必要性に応じて適宜見直しを行っている。2014年度入学者選抜より、行政法については、実際の入学者における学修歴や各法律科目に係る習熟レベル及び学部段階での法学教育の状況等の多角的な観点から分析を行った結果、各大学の法学部において必修科目とされているとは限らず、これを未履修の学生も多いとの現状に鑑み、本法科大学院の志願者にとって過度な負担となっている可能性も否定しえないことから、2013年度法学未修者の入学者のカリキュラムより、1年次配当の法律基本科目から外すこととし、併せて法律科目試験から除くこととした。これに伴い、既修者試験第4部も採点対象科目から除き、任意提出資料ともしないこととした。

同じく2014年度入学者選抜より、各大学の法学部における学修バランスを考慮すると、憲法、民法及び刑法は、民事訴訟法、刑事訴訟法及び商法に比して一般に習熟レベルが高いことから、これらに即した配点比重とするべく、配点を変更し、商法の論述式試験の配点を従来の120点満点から80点満点とした⁴⁹。

2015年度入学者選抜からは、司法試験において短答式試験の3科目化が実現することを睨み、法科大学院受験段階から司法試験を意識してもらうため、既修者試験第1部（憲法、民法及び刑法）のみを合否判定の対象とした。その結果、法学既修者では本法科大学院が独自に実施する法律科目試験（2013年度入学者選抜では7科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法120点、行政法80点〕、2014年度入学者選抜からは6科目〔憲法120点、民法120点、刑法120点、民事訴訟法80点、刑事訴訟法80点、商法80点〕）の成績、適性試験の成績、既修者試験（2014年度入学者選抜では第1部から第3部までの6科目、2015年度入学者選抜からは第1部の3科目）の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している⁵⁰。この

⁴⁹2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 4

⁵⁰2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 3

うち、適性試験の得点が入学最低点に達しない者については、法律科目試験の成績、既修者試験の成績及び提出書類の内容にかかわらず不合格としている⁵¹。また、これまで法律科目試験において、民法及び商法のみで参照可能としていた六法全書については、全ての科目で参照できることとした。さらに受験生に対する日程的な配慮として、試験時間の見直しを行い、これまで2日間かけて行っていた日程を土曜日1日で実施することとした。

2017年度入学者選抜より、法学既修者においても、専門職法曹枠と女性法曹枠を設置することとし、また、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、十分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行うことができることと判断したため、既修者試験の利用を廃止することを予定している。

イ 法学未修者（3年コース）

法学未修者の入学者選抜においては、小論文の成績（配点は100点）、適性試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して可否を判定している⁵²。

このうち小論文については、課題を1題（小問あり）出題し、文章理解力、問題把握能力及び論理的文章作成能力を判定している。なお、適性試験が入学最低点に満たない者については、この段階で不合格としている⁵³。

面接試験については、法曹適性にとって重要な口頭表現力の判定には有効であるが、筆答試験（小論文）における論述能力とは相反する傾向もみられること、他の法科大学院においては筆答試験のみで選抜を行っている状況等を含めて検討した結果、2015年度入学者選抜より面接試験を廃止した。

同じく2015年度入学者選抜より、とりわけ社会実務経験者がより受験しやすい日程とすべく、これまでの土曜日実施から日曜日の実施へと変更した。

2016年度入学者選抜からは、地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠の新設に伴い、これら4つの法曹枠に出願する場合には、本法科大学院独自の小論文筆答試験に代わり、適性試験第4部の提出を求めることとした。これは、適性試験第4部が小論文形式の試験であるため、また、地方在住者が受験し易くするための措置である。さらに、受験者の負担を軽減すること及び他の法科大学院における状況等に鑑み、従来2枚の提出を求めていた「法曹を志望する理由及び目指す法曹像の記載欄」について1枚の提出を求める事とした。

2017年度入学者選抜からは、一般法曹枠についても、他の法曹枠と同様に小論文として適性試験第4部の提出を求め、本法科大学院独自の小論文筆答試験を廃止することを予定している。

（3）学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

入学者選抜に関する情報（入学者選抜の方針、選抜基準及び選抜手続等）は、Webサイト⁵⁴、入学者選抜要項⁵⁵及びガイドブック⁵⁶等により、受験生の出願時

⁵¹2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.3

⁵²2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁵³2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁵⁴本法科大学院 Web サイト「入学者選抜」

(7月中旬)までの検討期間を考慮し、適切な時期に公開している。具体的には、例年、Webサイト及びガイドブックは4月中旬、入学者選抜要項は5月下旬に公開又は発行しており、それ以前であっても、選抜基準又は選抜手続等に変更がある場合には、機関決定の後、直ちにWebサイトに掲載し、周知を図っている。

例えば、2016年度入学者選抜における変更点については2015年2月27日、2016年度入学者選抜冬季試験に関する情報は、その出願期間開始の概ね2ヶ月以前となる2015年10月5日、2017年度入学者選抜における変更点については2015年12月7日及び2016年2月24日にそれぞれWebサイトで発表している⁵⁷。

なお、入学者選抜の過去問題については、過去3年分をWebサイトに掲載し、公開している⁵⁸。

(4) 選抜の実施

入学者選抜は定められた選抜基準及び選抜手続に従って、公平かつ公正に実施されている。

付言すれば、筆答試験及び志願者調書の評価は、客観性と公平・公正を担保するために、それぞれ必ず複数の教員が採点・評価を担当する体制をとっている。

また、正規合格者の決定と同時に追加合格候補者の決定も行い、該当者に対してその旨を通知している。この通知では、順位付けがゾーンで示されており、候補者が自己の位置を知ることができるように配慮している。

なお、過去3年分の、本法科大学院の入学者選抜の概要は、下表の通りである。入学者選抜の結果については、入学者選抜実施後に、執行部及び入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて選抜基準及び選抜手続等の見直しを行っている。

2013年度			2014年度			2015年度		
受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
1,182	591	2.00	1,122	777	1.44	1,076	734	1.47

入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態(投書や口頭でのクレーム)は、これまで生じていない。2016年度入学者選抜より地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠を新設したが、その設置趣旨及び求める人材をWebサイトや入学者選抜要項において掲出し、また、説明会・相談会等で説明するなど、募集に際しては適切に周知を行った。Webサイト・電話を通じて

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/

⁵⁵2016年度法科大学院入学者選抜要項

⁵⁶CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp.41-42

⁵⁷本法科大学院Webサイト「2017年度入学者選抜の変更点等について」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/change/

⁵⁸本法科大学院Webサイト「入学者選抜の過去問題」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/past/

数件の問い合わせがあったが、いずれも入学者選抜の公正さ・公平さに疑問を提起される事態には至っていない。

(5) 特に力を入れている取り組み

入学者選抜が適切に実施されているかを継続的に検討するため、入学者選抜実施後に、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心に入学者選抜試験結果のデータを分析している。

(6) その他

法学既修者、法学未修者それぞれのコースの入学者選抜の過去問題を使用したガイダンスを実施し、過去問題の解説を通じて、本法科大学院がどのような人材を求めているかを伝えている。また、選抜基準の公開に資するようになっている。

2 点検・評価

本法科大学院の入学者選抜の方針は、幅広い志願者の基礎的学修能力を重視しつつ、各自の意欲と個別的な長所にも十分な配慮を加えるというものであり、本法科大学院のアドミッション・ポリシーを志願者に対して明確に伝えるものになっている。また、幅広い活動領域を想定し6つの法曹像をもって提示された、リーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストの養成に貢献しようとする本法科大学院の教育目標に適合している。

選抜基準及び選抜手続は本法科大学院の入学者選抜の方針に適合し、その設定は、志願者の出身校や専門分野に偏向することのない中立的なものとして、公平・公正かつ明確に規定されており、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルをしっかりと身につけることができる者を選抜できる仕組みとなっている。

これらの入学者選抜の方針、選抜基準及び選抜手続は、入学者選抜要項、Webサイト及びガイドブック等の媒体において明確に記載され、志願者に対して十分考慮することができる期間（お概ね出願期間開始の2ヶ月前）を設けたうえで、情報に容易にアクセスできる方法で公表されている。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学者選抜要項等の配布前であっても、機関決定の後、直ちにWebサイトに掲載し、周知を図っている。

適性試験の結果については、法学既修者コース及び法学未修者コースともに合否判定の要素としており、さらに適性試験の総受験者の下位15%を基本として入学最低点を設定するなど、適切に使用している。

入学者選抜の結果については、継続的に検証しており、入学者選抜実施後に、必要に応じて、選抜基準及び選抜手続の見直しを、研究科長、研究科長補佐及び入試・広報委員会を中心として行っている。

なお、法学未修者コースの入学者選抜については、法律知識の有無・多寡等を考慮要素としていない。

その他、入学者選抜の過去問題を使用したガイダンスを実施するなどの工夫をしている。

3 自己評定

B

4 改善計画

法学既修者の入学者選抜における論述式試験では出題の内容に一層の工夫が必要であり、出題される科目中の領域を特殊なものとはせず、より一般的な領域につき基礎的な理解を問うものでありながらも、その理解力の差異を明確に判定できるような深みのあるものとなるように、出題主査会議等において議論を重ねている。また、その採点の実施に当たり、その採点基準を事前に作成して合否判定委員会に提出させているが、今後さらに採点担当者間の採点誤差を最小化することのできるような検証システムを制度化することが必要であり、その検討を現在進めている。

また、全国的な法科大学院志願者数減少もあるが、他大学での入学説明会を実施するなど、2016年度入学者選抜より新設した法曹枠も含めた全ての法曹枠において、更なる志願者の獲得及び受験倍率の改善を目指すこととしている。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開・実施〉

(評価基準) 法学既修者選抜・既修単位認定において、適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続及び既修単位認定基準・認定手続が明確に規定され、適切に公開された上で、選抜・認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続」及び「適切な既修単位認定基準・認定手続」とは、関係法令に適合し、公平、公正であるとともに、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者に単位を認定するという法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という法科大学院の目的に照らして、法学既修者の適性を適確に評価することのできる選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続をいう。
- ② 「適切に実施されている」とは、選抜基準・選抜手続及び認定基準・認定手続に従って法学既修者の選抜・認定が実施され、法学既修者の適性が適確に評価されて、法学既修者制度の趣旨及び法曹養成という目的に照らし、各科目の既修単位認定を行うことが相当な者が法学既修者として選抜され、既修単位が認定されていることをいう。

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 2014年度以降の法学既修者の入学者が修得したとみなされる単位

学則第75条及び第76条により、本法科大学院の法学既修者に入学した者は、本法科大学院における1年次配当の必修法律基本科目31単位を履修免除され、2年次配当の授業科目から履修することができる⁵⁹。履修免除される科目は、公法系として「人権の司法的救済(3単位)」、刑事系として「刑法(I・II計4単位)」、「刑事訴訟法(3単位)」、民事系として「民法(I～IV計12単位)」、「商法(I・II計4単位)」、「民事訴訟法(3単位)」、総合系として「生活紛争と法(2単位)」である⁶⁰。

イ 選抜・認定の基準・方法との関係

法学既修者の入学者選抜においては、前述の法律科目について1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することの判定を行わなければならないことから、この条件を満たすために、2011年度入学者選抜より、既修単位認定を行う科目(2013年度入学者選抜までは、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の7科目、2014年度入学者選抜からは行政法を除く6科目に変更)について、既修者試験(2014年度入学者選抜では第1部から第3部までの6科目、2015年度入学者選抜からは第1部の3科目に変更)及び本法科大学院が独自に実施する法律科目試験(論述式筆答試験)を課

⁵⁹履修要項 2015 p. 4

⁶⁰履修要項 2015 pp. 2-3

している。

法律科目試験の問題作成にあたっては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題となるように配慮をしている。さらに、1年次配当の必修法律基本科目の履修を一括免除することから、個別の法律科目についても法学既修者認定にふさわしいかどうかを判定する必要があるため、法律科目試験及び既修者試験の総合成績が合格水準に達していたとしても、1科目でも成績が極端に悪い場合には不合格としており、これについては、入学者選抜要項に記載している⁶¹。

なお、法学既修者の入学者選抜では、志願者の大学や社会における活動実績、法曹を志望する理由及び目指す法曹像等については志願者調書によって把握できること、法律科目試験等で法曹適性を的確に判定することができることから、面接試験を2011年度入学者選抜において廃止した。

法律科目試験については、前述の通り、志願者及び入学者の学修状況等に基づいて検証を行った結果、一部の法律科目について試験科目及び配点変更を2014年度入学者選抜から実施しており⁶²、既修者認定もこれに応じたものとなっている。なお、「生活紛争と法」は、民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法を対象とした授業内容であり、既修者認定の範囲に含めている。

2017年度入学者選抜からは、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、十分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行えると判断したため、既修者試験を利用しないこととした。

(2) 基準・手続の公開

法学既修者コースの入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続については、毎年度、4月中旬に発行されるガイドブックにて概要を掲載し⁶³、出願期間開始概ね2ヶ月前の5月中下旬に発行する入学者選抜要項⁶⁴にて確定情報を公開している。

また、法学既修者コースの入学者選抜における法律科目試験の問題を過去3年分Webサイトに掲載して公開している⁶⁵。

なお、入学者選抜に係る選抜基準及び選抜手続等が前年度のものから変更される場合には、ガイドブック及び入学者選抜要項の発行前であっても、機関決定後直ちにWebサイトで公開し、周知を図っている。例えば、2016年度入学者選抜における変更点については2015年2月27日に、2017年度入学者選抜における変更点については、2015年12月7日及び2016年2月24日にWebサイトで発表している⁶⁶。

既修者選抜や既修者認定について、これまで入学希望者や学生から意見を聴取したことはないが、前述の通り、研究科長、研究科長補佐、教務委員会及び

⁶¹2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁶²2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁶³CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp.41-42

⁶⁴2016年度法科大学院入学者選抜要項

⁶⁵本法科大学院Webサイト「入学者選抜の過去問題」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/past/

⁶⁶本法科大学院Webサイト「2017年度入学者選抜の変更点等について」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/selection/change/

入試・広報委員会を中心に、実際の入学者における学修歴、各法律科目に係る習熟レベル及び学部段階での法学教育の状況等の多角的な観点から分析を行っている。

(3) 既修者選抜の実施

過去3年分の法学既修者選抜の実施状況は下表の通りである。

前述の通り、合否決定に際しては、法律科目試験の成績、適性試験の成績、既修者試験の成績及び提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定している⁶⁷。

なお、法律科目試験及び既修者試験は、入学者選抜であると同時に、1年次配当の必修法律基本科目の履修を一括免除するための既修者判定試験であることから、1科目でも成績が極端に悪い場合は既修者との判定に至らず、不合格としている⁶⁸。また、適性試験の総受験者の下位から15%を基本として、入学最低点を設け、適性試験の得点が入学最低点に満たない者についても、法律科目試験の成績、既修者試験の成績及び提出書類の内容にかかわらず不合格としている⁶⁹。

2013年度			2014年度			2015年度		
受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
861	491	1.75	906	641	1.41	826	572	1.44

[注] 「法学既修者」とは、当該法科大学院において必要とされる法学の基本的な学識をすでに有すると認められ、入学し在学している者をいう。

	2013年度		2014年度		2015年度	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	202人	160人	238人	189人	241人	187人
学生数に対する割合	100%	79.2%	100%	79.4%	100%	77.6%

各年度の入学者数及び法学既修者数は上表の通りである。

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書

⁶⁷2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.3

⁶⁸2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.4

⁶⁹2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.3

や口頭でのクレーム)は、これまで生じていない。

(4) 特に力を入れている取り組み

法学既修者の入学者選抜において、1年次配当の必修法律基本科目に対応する科目全てについて、論述式筆答試験を課すなど、厳格な既修者認定を行っている。

(5) その他

法学既修者の入学者選抜の過去問題を使用したガイダンスを実施し、過去問題の解説を通じて、本法科大学院がどのような人材を求めているかを伝えている。また、選抜基準の公開に資するようにしている。

2 点検・評価

法学既修者選抜、既修認定の基準及び手続は、本法科大学院の教育を経ることによって法曹に必要とされるマインドとスキルをしっかりと身に付け得る者を選抜できる仕組みになっており、また関連法令にも適合し、公平・公正である。

また、入学者選抜方針、選抜基準及び選抜手続は、入学者選抜要項、Webサイト及びガイドブック等の媒体に明確に記載し、志願者に十分な考慮期間が与えられる時期(概ね出願期間開始2ヶ月以前)に誰でも情報に容易にアクセスできる方法で公表されていることから、適切な時期に適切な方法で公開されているといえる。これらに変更がある場合には、ガイドブック又は入学者選抜要項等の配布前であっても、機関決定の後速やかにWebサイトに掲載して周知を図っている。

既修単位認定を行う全ての科目について、既修者試験及び本法科大学院が独自に実施する論述式試験を課しており、試験を実施しない科目について、単位認定がされることはない。

既修者選抜、既修単位認定は所定の基準及び手続に従って公正・公平に実施されている。

法学既修者選抜の結果については、執行部会議又は入試・広報委員会を中心に継続的に検証しており、必要に応じて、選抜基準又は選抜手続等の見直しを行っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

毎年度、選考結果の検証をしている。例えば、2011年度及び2012年度入学者選抜について既修者試験の7科目の本法科大学院受験者得点分布を点検したところ、各科目間に相当な差異が見られた。その原因としては、学部での履修者が少ないのではないかと考えられる科目(例えば行政法)がある一方で、試験

問題自体の難易・形式等に問題があるとも考えられる科目もあった。今後とも、法律科目の入試出題主査と密接に連絡を取りつつ、見直しを行う予定である。また、本法科大学院が独自に実施する論述式試験でも、受験者得点分布に偏りのある科目がなお散見されたことから、2014 年度入学者選抜において法学既修者コースの入学者選抜における一部試験科目の廃止及び商法の配点変更を行った。

2017 年度入学者選抜からは、入学者選抜の試験結果の検証により、法律科目試験によって、十分に公正な入学者選抜の実施が達成でき、既修者認定も行えると判断したため、既修者試験の利用を廃止する予定である。

今後も選考結果について十分な検証を行い、引き続き改善策を検討していきたい。

2-3 多様性〈入学者の多様性の確保〉

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

(注)

- ① 「実務等の経験のある者」とは、各法科大学院が、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ定義するものであるが、最終学歴卒業後3年を経過していない者を含めることは原則として適当でない。

1 現状

(1) 法学部以外の学部出身者の定義

「他学部出身者」の定義としては、「法学以外の課程（法学部でも政治学科等は法学以外に該当する）を主として履修した場合」としている⁷⁰。すなわち、カリキュラムにおいて法学の履修を主とする（お概ね法律科目が50%以上）課程以外の出身者という実質的基準を採用している。

(2) 実務等の経験のある者の定義

「実務等経験者」（いわゆる社会人）の定義については、まず、法科大学院入学時点において大学（学部）卒業後、入学年度の4月1日時点で少なくとも3年以上（合計でも可）の経験があることとしている⁷¹。この3年は、法科大学院における学修や法曹としての活動に生かされる専門知識や社会的経験を獲得するために最低でも必要と考えられる期間として設定されている。したがって、卒業後3年を経過していても、その期間中社会的活動に従事せず、主として公務員試験や各種資格試験の受験勉強に専念していた者は除かれている⁷²。他方において、実務等経験は、いわゆる正規雇用による就業体験に限らず、主婦、ボランティア、非正規雇用者なども含むものと定義されている⁷³。法科大学院入学者選抜において重視される専門的知識や社会的問題意識は、幅広い社会的活動や実生活における体験によって培われるものと考えられるからである。

⁷⁰2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 10

⁷¹2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 10

⁷²2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 10

⁷³2016年度法科大学院入学者選抜要項 p. 10

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者 又は他学部出身者
入学者数 2015年度	241人	29人	24人	53人
合計に対する割合	100.0%	12.0%	10.0%	22.0%
入学者数 2014年度	238人	28人	24人	52人
合計に対する割合	100.0%	11.8%	10.1%	21.8%
入学者数 2013年度	202人	20人	25人	45人
合計に対する割合	100.0%	9.9%	12.4%	22.3%
3年間の 入学者数	681人	77人	73人	150人
3年間の 合計に対する割合	100.0%	11.3%	10.7%	22.0%

- [注] 1 「実務等経験者」とは、社会人等の入学者の割合を確保しようとする趣旨を考慮しつつ各法科大学院が定義したものをいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数を行い、既修者・未修者を問わない。
- 3 「他学部出身者」とは、法学部以外の学部出身者（法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者）のうち実務等経験者でない者をいう。

実務等経験者又は他学部出身者については、「できる限り多様な人々の中から、法曹の候補者としてふさわしい資質と能力を有する人材を選抜し、法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験のある者が入学者の3割以上を占めるよう努めます。かかる見地から特に法学未修者の入学者選抜においては、『他学部出身者または社会人』を一定程度優先的に合格させることがあります。」との入学者選抜の方針を定め、入学者選抜要項等で受験生に周知している^{74、75、76}。

⁷⁴ 2016年度法科大学院入学者選抜要項 p.1

⁷⁵ CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 p.41

⁷⁶ 本法科大学院Webサイト「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/outline/policy/

前述の通り、本法科大学院の入学者に占める実務等経験者又は他学部出身者の割合は、開設年度である 2004 年度以降 2009 年度に至るまで毎年 3 割以上であったが、2010 年度より 3 割を下回り、直近 3 年間の平均値は 22.0%となっている。なお、2015 年度法学未修者においては、実務等経験者又は他学部出身者が入学者の 31.5%を占めており、基準である 3 割以上を超えていることから、多様な人材を確保できているといえる。これらの実務等経験者の中には、これまで、企業出身者、医師、公務員等が含まれており、実質的にも多様な人材を選抜している。

(4) 多様性を確保する取り組み

前述の法学未修者の入学者選抜における努力のほか、一般及び社会人向けの各種広報媒体への広報活動に積極的に参画し、その中で実務等経験者又は他学部出身者の在学生又は修了生を紹介している。

また、本法科大学院が置かれる市ヶ谷キャンパスで開催する入学説明会及び入学前説明会については、社会人の参加に配慮し、土曜日の午後に開催している⁷⁷。

さらに、2015 年度入学者選抜より、とりわけ社会実務経験者の受け入れを促すべく、特にその受け入れが期待できる法学未修者について、入学者選抜の実施日をそれまでの土曜日から日曜日に変更している。

2016 年度入学者選抜からは、地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠を新設し、多様な分野からの受験者の増加を目指している。

(5) 特に力を入れている取り組み

修了生の法曹としての多様な活躍が入学者の多様性の確保につながると考え、修了生の動向のフォローに努め、それを広報にも活かすようにしている。

(6) その他

1 年次（法学未修者）対象にフォローアップ演習を提供し、実施に際しては、少人数制（1 グループ 5 名程度）を採用し、きめこまやかな対応をしている。フォローアップ演習については入学説明会等でも積極的に周知を図り、本法科大学院の受験者のインセンティブの 1 つとなり、様々な入学者の確保につながっている。

2 点検・評価

「他学部出身者」及び「実務等経験者」の定義については、適切に定められている。

入学者全体に対する「実務等経験者又は他学部出身者」の割合が入学者の 3

⁷⁷本法科大学院 Web サイト「説明会」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/orientation/meeting/

割以上となることを目標としており、特に法学未修者の入学者選抜において一定程度優先的に合格させる場合がある旨を、入学者選抜の方針にて公表しており、多様性を確保するための様々な取り組みを行っている。

その結果、全国的に「実務等経験者又は他学部出身者」の出願者が大幅に減少している中で、本法科大学院においては、その割合が2015年度において入学者全体で22.0%、法学未修者コース入学者においては、31.5%に達しており、入学者選抜方針に規定した所期の目的については、ある程度達成できているといえる。

また、特色ある学歴・職歴・社会経験等を有している者など、実質的にも多様な人材を選抜している。

入学説明会等において、1年次（法学未修者）を対象としたフォローアップ演習の提供を周知している。このことが、本法科大学院の受験者のインセンティブの1つとなっており、様々な入学者の確保につながっている。

3 自己評定

B

4 改善計画

「実務等経験者又は他学部出身者」の構成割合は求められる基準を満たしているが、年度により変動も見られる。2016年度入学者選抜から地域法曹枠、国際法曹枠、専門職法曹枠、女性法曹枠を新設するなど取り組みを進めているが、今後とも、法学未修者を中心に多様性・開放性を確保する入学者選抜に努めていきたい。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉

（評価基準）法科大学院の規模に応じて、教育に必要な能力を有する専任教員がいること。

（注）

- ① 専任教員が12人以上おり、かつ収容定員（入学定員に3を乗じた数）に対し学生15人に専任教員1人以上の割合を確保していること。
- ② 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。
- ③ 法科大学院に必ず置くこととされる数の専任教員が、学部・修士課程、博士課程の専任教員を兼ねていないこと。ただし、教育上の支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）の専任教員をかねることができる。
- ④ 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。
- ⑤ 専任教員の半数以上は教授であること。

1 現状

（1）専任教員の数と教員適格

ア 専任教員数

本法科大学院の収容定員数（学生数）810名に対して、専任教員の総数は58名である。（2015年5月1日現在）

イ 教員の適格性

本法科大学院設置当時の専任教員にあつては、学内の任用基準に照らし、十分な業績（研究業績又は実務上の実績）及び教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」⁷⁸、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」⁷⁹及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」⁸⁰に基づき行われている。また、本法科大学院における自己点検評価報告書作成の際、各教員の教育・研究に関する「教育研究活動年次報告（教員別教育研究活動報告）」⁸¹を作成している。

⁷⁸中央大学法科大学院内規集No.5 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規

⁷⁹中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸⁰中央大学法科大学院内規集No.7 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領

⁸¹教育研究活動年次報告 2015年度

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

本法科大学院における法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数及び実員数は、以下の通りである。

	公法系		民法	商法	民事訴訟法	刑事系	
	憲法	行政法				刑法	刑事訴訟法
必要 教員数	4人		4人	2人	2人	4人	
実員数	3人	3人	10人	5人	7人	4人	4人

2015年5月1日現在

(3) 実務家教員の割合

本法科大学院では、実務家教員の採用に際し、実務経験年数・担当案件の内容・公刊論文等の要素を慎重に判断して実務上の能力を厳格に審査している。5年以上の実務経験を有する実務家教員は11人必要であるが、本法科大学院においては現在19人であり、必要数を満たしている。そのうちみなし専任は、7人である。必要教員数に占める実務家教員の割合は35.1%であり、2割以上であることという評価基準の要件も満たしている。

(4) 教授の数

教授の資格要件については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」⁸²に定められている。

まず、研究者教員については、第4条第1項に以下の通り原則が規定されている。

「次の各号のいずれかに該当し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する最近5年間の研究業績を有する者とする。

- ①大学における5年以上の教歴を有し、かつ、1年以上教授の職にある者
- ②7年以上准教授の職にある者

次に、実務家教員については、第7条第1項第1号に以下の通り原則が規定されている。

「①法曹として15年以上の実務経験を有し、かつ、担当分野における卓越した専門的教育能力を証する実務上の業績を有すると認められる者」

教授の認定手続については、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」⁸³、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」⁸⁴及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」⁸⁵で規定している。

本法科大学院における教授の数は、専任教員全体の98.3%を占めており、評価基準を満たしている。

⁸²中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸³中央大学法科大学院内規集No.5 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規

⁸⁴中央大学法科大学院内規集No.6 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準

⁸⁵中央大学法科大学院内規集No.7 中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	57人	1人	58人	19人	0人	19人
計に対する割合	98.3%	1.7%	100%	100%	0%	100%

2015年5月1日現在

(5) 特に力を入れている取り組み

人事計画委員会を定期的に開催し(2015年度は3回)、中長期的な視点に立ち、よりよい法曹養成を実現するための教員人事を継続的に検討している。

(6) その他

実務家教員を含む専任教員の研究業績・教育業績について、学事記録への最新情報の記載を毎年定期的に教授会で依頼しており、全教員の最新情報が、「研究者情報データベース」⁸⁶を通じて公開されるような仕組みを整えている。

2 点検・評価

専任教員の必要数及び適格性については、各科目担当者による担任者会議内の検討と同時に人事計画委員会並びに将来構想委員会を定期的に開催し、中長期的に検討することによって、条件を充たすようにしている。

専任教員(研究者教員及び実務家教員)の採用に際して、人事計画委員会と各科目担任者会議とは、連携を図りながら検討を進めている。「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」における各規定を適切に運用している。また、評価判定の視点で列举されている項目(法律基本科目毎の適格性のある専任教員数、実務家教員の割合、教授の数)は、各基準を充足している。実務家教員については、全員が5年以上の実務経験を有している。また、その割合について、評価基準上は、お概ね2割であるのに対して、本法科大学院では35.1%となっており、「理論と実務との架橋」を実現するにも十分な教員体制となっている。

3 自己評価
合

4 改善計画

今後も教員数及びその質を担保し続けるために、各科目の授業担当者、各科目担任者会議、人事計画委員会及び将来構想委員会の連携をさらに強化するよう努める。

⁸⁶本学 Web サイト「研究者情報データベース」<http://ir.c.chuo-u.ac.jp/researcher/>

⁸⁷中央大学法科大学院内規集No.55-1 法科大学院任期制助教に関する内規

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

（評価基準）継続的な教員確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を適切に評価し、その後も維持・向上するための体制が整備され、有効に機能していること。

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

ア 本法科大学院における人事は、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」に基づき、毎年6月までに人事計画委員会を開催し、各専門分野の教員人事の必要性に鑑みて法科大学院人事計画（案）を策定し、拡大運営委員会、教授会での承認後、各科目担任者会議で該当人事を検討している。

イ 本法科大学院は、法科大学院において教育研究に従事する後継者を養成し、もって法科大学院の教員養成の多様性確保に資するため、「中央大学助教規程」に定める助教C（2年契約で最長5年）を採用することとし、このことについて、「法科大学院任期制助教に関する内規」⁸⁷にて、規定している。なお、同内規第4条は、「助教は、その教育研究能力の向上を目的に主として研究に従事するものとする。ただし、教授会は（中略）その主たる職務を妨げない限度において、次の各号に定める職務の一部又は全部に従事させるものとする。

- 一 本法科大学院における授業の担当
 - 二 本法科大学院学生の学修指導
 - 三 本法科大学院が定めた教育研究活動の補助
- （以下、省略）」

とし、これらの経験を通じて、法科大学院の助教たる教育力を高められる機会を確保できるよう配慮している。また、2015年度においては、テーマ演習Ⅱ1科目において、任期の定めのない専任教員と共同で授業を担当させた。

ウ 就任1年目の専任教員については、授業参観されることとすることを義務づけて、教育力向上に繋げている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

ア 人事計画委員会及び教授会においては、中長期的な展望をもって人事計画も策定・遂行している。

例えば、①「特任教員」又は「みなし専任教員」として着任する場合の実務

⁸⁷中央大学法科大学院内規集No.55-1 法科大学院任期制助教に関する内規

家教員は、その任期終了に伴う再任又は後任の採用にあたっては現在の充実した実務家教員体制を維持するようにしている。②任期の定めのない専任教員については、「定年退職年度（70歳に到達する年・月の年度末）」が確定しているため特定教員の定年退職によって他の教員への授業負担増加や授業の質の低下がないよう、各科目担任者会議及び人事計画委員会において、前倒しによる教員採用等を含めて検討している。

イ 研究者を志す法科大学院生に対しては、大学院博士後期課程への進学に向けて「研究特論（リサーチ・ペーパー）」を設け、そのニーズに込めている。また、助教制度^{88、89}を導入し法科大学院において教育研究に従事する後継者養成を図っている。2011年度には助教C（2年契約で最長5年）1名を初めて採用し、2015年3月をもって2回目の契約が終了した。この者については研究活動に専念させ、2013年度から2014年度にかけて1年余り海外のロースクールにて、LLMの取得のための渡航を認めた。助教Cは本研究科での研究活動が認められ、他大学の准教授として採用された。2014年度には助教C1名を新たに採用し、2015年度から勤務を開始した。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の任用及び昇進に際して、教員の教育に必要な能力を評価する制度がある。「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規」、「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」及び「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する手続要領」を定めている。

任用、昇進にあたっては、教授会により業績審査委員会が置かれ、専門分野に関する教授会員5人以上で組織され、厳格に審査が行われる。

任用、昇進以外では、FD委員会主催のFD研究集会を年複数回（前年度実績前期2回・後期1回）開催し、Good Practiceの共有等実効性のある教員相互の研鑽を目指している。また、教員相互の授業参観について、2014年度から直接の授業参観については、参観期間を設定せず、すべての授業を参観対象として実施しており（DVD視聴については機器準備等の関係から参観期間を設定している）、新任教員については、授業参観（新任教員の授業を他教員が参観し、新任教員が他教員の授業を参観する）を必須すると共に他の全教員にも授業参観を推奨している。

（4）特に力を入れている取り組み

学期末の授業アンケートに対し、各授業担当者にアンケートのコメントを付し、これを学生に公開することを要請し、自己の教育能力の向上を図っている。

（5）その他

⁸⁸中央大学法科大学院内規集No.55-1 法科大学院任期制助教に関する内規

⁸⁹中央大学法科大学院内規集No.55-2 中央大学法科大学院任期制助教の処遇等について【申し合わせ事項】

研究特論及びテーマ演習の履修につき、事前面談の機会を設け、研究特論の趣旨を履修者に十分に説明し、とりわけ研究能力の向上に繋がる充実した履修ができるようにしている。また、研究者を志す学生の研究発表の場として、『中央ロー・ジャーナル』⁹⁰に投稿する機会を与えている。

2 点検・評価

中長期的な展望にたつて、継続的に質の良い教員を確保しようとしている。

専任教員の採用にあたって、一定の教育能力を備えた研究者教員及び実務家教員を採用できるよう、前述の通り本法科大学院内での規程等が整備されている。また、採用後には、FD研究集会や教員相互による授業参観により、教員の教育の質の維持及び向上に努めている。

若手教員が専任教員として必要な能力を得るための取り組みとして、まずは将来研究者を目指す学生に対して、特定のテーマに対して2万字以上の論文を作成するという研究特論（リサーチ・ペーパー）を設けている。ちなみに、2014年度修了生では、24名が単位修得をしている。また、2011年度からは助教を1名採用し、研究活動に専念し、一定数の研究成果をあげ、2014年度末に契約が終了した。2015年4月には実務講師から新たに助教1名を採用した。

このように、専任教員としての採用時のみならず、在学時における研究特論（リサーチ・ペーパー）や修了後における助教としての採用等、本法科大学院では、中長期的な展望にたつて、継続的に質の良い教員育成・確保にむけて積極的に取り組んでいる。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後も、より一層人事計画委員会と各科目の授業担当者との間の連携を図っていく。

改善を要するものとしては、若手の研究者教員の育成の実現がある。若年教員の育成のために、助教制度を設けている。2010年度の制度導入から現在まで採用にいたった者は2名である。2015年度採用からA日程（従来の9月中旬応募締切）に加えてB日程（12月初旬応募締切）を設けた。A日程のみならず、新設したB日程にも応募者があり、採用には至らなかったが応募・選考時期、回数に関しては一定の効果があったと思われる。

継続して、応募者数を増加させるために本法科大学院からのさらなる情報発信をすることも予定している。

⁹⁰本法科大学院 Web サイト「中央ロー・ジャーナル」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal/

⁹¹中央大学法科大学院内規集No.42 法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

（評価基準）教員の科目別構成等が適切であり、バランスが取れている等、法曹養成機関として充実した教育体制を確保できるように配慮されていること。

1 現状

（1）専任教員の配置バランス

2015 年度前期

	クラス数		専任教員数 (延べ人数)	クラス毎の履修登録者 数平均	
	専任()は みなし専任	専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	48(1)	1	96	35.23	23
実務基礎科目	24(7)	19	35	23.58	10.95
基礎法学・外国法 科目	6(0)	4	8	36.67	71
展開・先端科目	74(6)	17	81	13.91	13.94

- [注]
1. 専任教員には、みなし専任教員を含む。
 2. 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 3. 専任教員とみなし専任教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。
 4. クラス数及びクラス毎の履修登録者数平均については、開講されていないものはカウントしない。

（2）教育体制の充実

教員の科目別構成等が適切でありバランスが取れているかどうかについて、各科目の授業担当者のみならず、人事計画委員会及び教授会においても、検討している。また、教授会や教務委員会においてもカリキュラム等について時間をかけて検討している。さらに、FD研究集会を開いて、教育体制の充実に努めている。

（3）特に力を入れている取り組み

法律基本科目群の科目を担当している教員については、所属の研究科や学部での年齢構成を考慮し、将来における学部担当教員との交流についても検討している。また、研究科内においては、教員の退職等に伴い科目群でバランスを

欠くおそれがある場合には、所属する科目群の変更を行い適切な人数・配置をし、充実した教育体制が継続できるように取り組んでいる。所属変更に際しては、当該教員の意向を確認するとともに、変更先の科目群での教育能力が十分にあることの確認を行っている。

(4) その他

教育体制について、法学部（学部長及び学部長補佐）と本法科大学院（研究科長及び研究科長補佐）との間で定期的に意見交換会を開催している。

2 点検・評価

教員の科目別構成等が適切でありバランスが取れており、専任教員は、法律基本科目だけでなく、基礎法学・外国法科目、展開・先端科目にも、法科大学院の理念に応じて配置されている。各系科目の適正配置についても、科目担任者会議及び人事計画委員会で常に確認し、維持に努めている。また、充実した教育を行うために、専任教員を中心として、定期的にFD研究集会や教員懇談会を行うことで、教員のコミュニティとしての意識向上を高めるように努力している。その他の取り組みとして、法学部との意見交換を行っている。

3 自己評価

A

4 改善計画

各授業担当者、各科目担任者会議及び人事計画委員会の連携を密接にしている。また、法学部との意見交換を全体、各科目ともに充実させていく予定である。

3-4 教員体制・教員組織（4）〈教員の年齢構成〉

（評価基準）教員の年齢構成に配慮がなされていること。

1 現状

（1）教員の年齢構成

本法科大学院専任教員における2015年5月1日時点における年齢構成は、以下の通りである。

		39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
専任教員	研究者 教員	0人	5人	15人	19人	0人	39人
		0%	12.8%	38.5%	48.7%	0%	100.0%
	実務家 教員	0人	2人	5人	12人	0人	19人
		0%	10.5%	26.3%	63.2%	0%	100.0%
合計		0人	7人	20人	31人	0人	58人
		0%	12.1%	34.5%	53.4%	0%	100.0%

2015年5月1日時点

（2）特に力を入れている取り組み

新任教員を採用するに当たり、教育・研究・実務能力はもとより、年齢構成にも配慮するように努めている。なお、2014年度第11回教授会においては、今後の無任期専任教員の採用に当たって、できる限り着任時50歳程度までを目途とし、採用することを原則とする人事計画の方針について了承を得た。

また、専任教員全体だけではなく、科目ごとの年齢構成もきめ細かく検討している。

さらに、助教の採用にも積極的に取り組み、若手の育成を目指している。

（3）その他

学部には相対的に若い教員が所属しているので、法学部と本法科大学院との間で定期的に意見交換会を開催して、移籍の可能性を含め検討している。

2 点検・評価

年齢構成については、科目によっては教員が50歳代後半から60歳代という一定の年齢層に集中している科目があり、なお一層、適正な年齢配置を考える必要がある。

今後の無任期専任教員の採用に当たって、できる限り着任時50歳程度までを目途とし、採用することを原則とする人事計画の方針が教授会において了承さ

れたので、人事計画委員会で全体の構成を適正にするように検討している。

3 自己評定

B

4 改善計画

全体の年齢構成をより適正にするため、人事計画委員会がイニシアティブをとり、年齢構成に配慮した適正な配置の実現を一層推進する。

3-5 教員体制・教員組織 (5) 〈教員のジェンダーバランス〉

(評価基準) 教員のジェンダーバランスに配慮がなされていること。

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス

現在、女性専任教員は3名であるものの、専任教員については的確な人材を直ちに採用することは容易ではないので、非常勤教員の採用等において、女性教員を積極的に採用する努力をしている。また、実務講師については女性を優先しており、その15.8%が女性である。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	38人	17人	31人	55人	141人
	26.95%	12.06%	21.98%	39.01%	100.0%
女	1人	2人	3人	7人	13人
	7.69%	15.38%	23.08%	53.85%	100.0%
全体における女性の割合	5.17%		10.42%		

2015年5月1日現在

(2) 特に力を入れている取り組み

今後も、本学の科目の状況に応じて適切な担当者があるかどうかの情報収集を続け、女性教員の採用に努める。

(3) その他

最高裁判所からの派遣教員については女性であることを要望しており、派遣教員2名のうち1名は女性となっている。2015年度から勤務を開始した助教1名は女性であり実務講師経験者である。

2 点検・評価

ジェンダーバランスが悪い(10%未満)状態ではあるが、10%を超えるように人事計画委員会で科目ごとにジェンダーバランス改善の提言を行っている。また、女性の応募が相対的に多い実務講師については、実務家教員になるための仕組みを検討している。

3 自己評定

C

4 改善計画

非常勤教員や実務講師については、今後も積極的に女性を採用し、より広く専任教員の候補者を確保する予定である。専任教員については、適格性のある女性教員採用に向けて情報収集に努める。

3-6 教員支援体制（1）〈担当授業時間数〉

（評価基準）教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

1 現状

（1）過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

本法科大学院専任教員が担当する授業時間数は、以下の通りである。データを算出するに当たって作成したコマ数の一覧は「専任教員のコマ数」を参照のこと。

【2013年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	11.36	12.00	11.71	13.57	4.00	6.00	0.00	1.80	0.00	0.00	1コマ 50分
最 低	0.00	0.00	1.50	5.00	3.00	3.00	0.00	1.80	0.00	0.00	
平 均	7.31	5.40	6.98	6.28	3.35	4.21	0.00	1.80	0.00	0.00	

【2014年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	12.00	11.86	12.00	14.71	4.00	6.00	1.50	2.00	0.00	0.00	1コマ 50分
最 低	0.00	0.00	6.00	5.00	3.00	3.00	0.00	1.50	0.00	0.00	
平 均	7.25	5.76	9.16	9.06	3.35	4.37	0.75	1.75	0.00	0.00	

【2015年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最 高	12.00	11.36	11.71	12.00	5.14	5.00	2.00	4.00	0.00	0.00	1コマ 50分
最 低	0.00	0.00	6.36	5.00	3.00	3.00	1.50	1.00	0.00	0.00	
平 均	7.82	5.85	8.87	8.64	3.80	3.93	1.75	2.25	0.00	0.00	

〔注〕 半期のみ担当した場合、並びに在外研究及び特別研究期間制度を使用

した場合、最短コマ数を0.00と表記した。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

【2013年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	26.06	26.00	12.93	13.82	4.00	6.00	1 コマ 50分
最 低	0.00	0.00	5.57	5.57	3.00	3.00	
平 均	12.83	10.51	8.66	8.94	3.35	4.21	

【2014年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	26.06	26.00	12.93	13.82	4.00	6.00	1 コマ 50分
最 低	0.00	0.00	5.57	5.57	3.00	3.00	
平 均	12.83	10.51	8.66	8.94	3.35	4.21	

【2015年度】

教員 区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	28.00	22.19	12.93	13.70	5.14	5.00	1 コマ 50分
最 低	0.00	0.00	7.86	6.00	3.00	3.00	
平 均	11.81	9.72	9.66	9.34	3.80	3.93	

[注] 他学部・他大学は1コマ90分、75分等がある。

他学部・他大学のコマ数を含めると、年間最高単位数が基準の30単位を超える者が、いずれの年度でも存在している。

(3) 特に力を入れている取り組み

十分な授業準備の時間が確保できるよう、授業時間のみでなく、委員会の負担が過重にならないよう調整を行っている。また、各種の委員会にあっては、

メーリングリストを活用して、メールでの意見交換等を行うことによって、会議の効率的な運営に努めている。さらに、他大学への出講、審議会・各種委員会への出席等の社会的活動についても研究科長に届け出て、教授会に報告を行うこととしており、その負担が過重になっていないかを検証できるようにしている。

(4) その他

翌年度の授業編成にあたっては、教授会において「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」⁹¹の内容の周知・徹底を図っている。特にコマ数が多い教員については、研究科長及び教務委員長から個別に負担の軽減を指示している。

2 点検・評価

専任教員が負担するコマ数が適正なものとなるように努力を続けており、大部分の教員は、授業準備をする時間が十分に確保できるコマ数を担当しているが、負担コマ数が「法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ」に規定する範囲を超える教員が存在する。

この負担は本法科大学院の授業のみならず、学部、既存大学院及び他大学を含めて計算したものであり、これらの教員は過剰負担解消の認識をしており、現在は厳しい条件の中で授業準備を行っている。

授業以外の負担についても各教員から教授会に報告してもらい、問題がないことを確認している。オフィス・アワーは補習目的では利用されていない。その他としては、負担についても研究科長や教務委員長が現状をチェックし個別指導しており、前述の申し合わせに適合している。

3 自己評定

B

4 改善計画

現在、コマ数が超過している教員には、教員ごとに適正な担当コマ数となるように指示しており、これが早期に実現するよう努めていく予定である。今後は、授業編成時（11月）において、過剰負担となっている教員に対しては適正な担当授業数になるように研究科長及び教務委員長から指示すると共に、授業編成をしている科目担任者会議や教授会等で構成員の共通理解を形成・促進し、授業負担の適正化にさらに努める。

⁹¹中央大学法科大学院内規集No.42 法科大学院専任教員（特任教員を除く）の授業担当負担に関する申し合わせ

⁹²中央大学法科大学院内規集No.16 中央大学大学院法務研究科教員の在外研究に関する内規

3-7 教員支援体制（2）〈研究支援体制〉

（評価基準）教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

1 現状

（1）経済的支援体制

基礎研究費として、専任教員（任期を定めて採用された教員を除く）に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額 43 万円（着任時のみ 58 万円）が支給される。また、研究用として 1 人あたり年間 2000 枚のコピーが無料とされている。特定課題研究費（2 年 200 万）が年間 3 名に申請により支給されている。

（2）施設・設備面での体制

ア 研究室の状況

各専任教員には、市ヶ谷キャンパスに 1 人 1 室の研究室が用意されている（ただし、併任教員については、併任先で個人研究室が用意されている者に限り、2 人 1 室の場合がある）。

イ 図書室（ローライブラリー）

DLaw.com、LEX/DB インターネット、Westlaw Japan、Lexis AS ONE 等のオンラインデータベースを図書室、研究室をはじめとするキャンパス内で利用可能であり、種類によっては自宅からも利用できる。これまでの利用状況調査からみて、研究活動を行うのに十分な図書を所蔵するに至ったが、それに加え、雑誌のバックナンバーなどについては、多摩キャンパスの中央図書館等からの取り寄せ制度がある。取り寄せにあたっては、インターネットを通じて申請することによって、最短で翌日には申請した資料をローライブラリーで受け取ることができ、不便を感じることはない。

ウ 情報環境

教員個人研究室には、1 台の PC とプリンタが支給されている。

（3）人的支援体制

教育研究支援室が、「C plus」のサポートを含む教育支援と共に、電子資料（データベース）の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを行っている。また、市ヶ谷 IT センターが、IT 関連の利用支援及び情報機器の維持・管理を行っている。

（4）在外研究制度

本学では、在外研究⁹²及び特別研究⁹³の制度が確立されており、2007年度からは本法科大学院においてもこれら2つの制度の運用が開始され、2015年度は1名が在外研究（1年）、2名が特別研究期間制度（1年）を利用した。

（5） 紀要の発行

本法科大学院の専任教員に対して、その研究成果を公表する機会を提供するため、機関誌『中央ロー・ジャーナル』⁹⁴を年4回刊行している。

（6） 特に力を入れている取り組み

教員の研究活動を支援するために、教育研究支援室を設置し、専任職員2名、派遣職員1名を配置して、常時対応に当たっている。

（7） その他

教育研究支援室が研究支援状況についての利用を促進するために、教員へのデータベースの利用などの情報提供に努めている。

2 点検・評価

教育研究支援室を中心にして、研究を支援するための人的体制が整っており、経済的にも基礎研究費、特定課題研究費など十分な体制があり、1人1室の研究室が確保されている上に、共同研究室もあり、データベースも各研究室に支給されているPCで利用できる他、教育研究支援室や図書室も利用可能である。在外研究、特別研究制度を設け、これを利用することが可能である。加えて、データベースの更新などについて、教育研究支援室から教員に情報提供を行うなどの取り組みもしており、教員の満足度は高い。

3 自己評定

A

4 改善計画

各科目系の共同研究室は、一部、閉室としていたが、再度確保するように研究室委員会内で検討した結果、全ての科目系（民事法、刑事法、公法・基礎法・諸法）において共同研究室を利用できるようになり、科目担当者間における意見交換等をさらに活発にするための体制を整備した。加えて、予備の共同研究室を一室確保することにより、各科目系内での重複利用申請にも対応できるようにした。

⁹²中央大学法科大学院内規集No.16 中央大学大学院法務研究科教員の在外研究に関する内規

⁹³中央大学法科大学院内規集No.17 中央大学大学院法務研究科教員の特別研究期間に関する内規

⁹⁴本法科大学院 Web サイト「中央ロー・ジャーナル」

⁹⁴本法科大学院 Web サイト「中央ロー・ジャーナル」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal/

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（1）〈FD活動〉

（評価基準）教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）組織体制の整備

教授会のもとにFD活動を企画推進する委員会として、研究科長補佐を委員長とし、専任教員で構成する「FD委員会」を設けると共に、教育研究活動を支援するため「教育研究支援室」を設置して、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

「FD委員会」は、その組織と所管事項を定める内規⁹⁵に基づき、2015年5月現在、実務家教員を含む、各科目・分野にわたる専任教員9名⁹⁶であり、その内訳は公法系3名、民事系1名、刑事系3名、実務系1名、展開先端1名で構成されている。また、当該9名の教員は、研究者5名、実務家4名である。

「教育研究支援室」は、オンラインで講義内容の作成、課題作成・採点、学生への連絡、学生アンケートの実施・集計等ができる「C plus」の中の「授業支援」部分を開発・運用して、本法科大学院の教育研究全般にわたる支援を行っている。

授業については、教授会及びFD委員会が「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」⁹⁷をはじめとする下記の申し合わせ事項等を作成し、これに基づいて、法科大学院教育課程の趣旨にそった運営に努めている。また、「授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ」⁹⁸により、成績評価資料を一元的に法科大学院事務課内で保存管理する組織体制をとっている。

科目ごとのFD活動としては、例えば、「学部との意見交換」、「リーガル・クリニック授業実践報告」などが開催・掲載されている。実務家教員と研究者教員共同のFD活動については、教員間でオムニバス形式（主に総合科目）の授業運営について話し合うこと自体がFD活動となっている。

FD活動に関する内規及び申し合わせ等は以下のように整備されている。

中央大学法科大学院FD委員会内規⁹⁹

法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ¹⁰⁰

⁹⁵中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院FD委員会内規

⁹⁶法務研究科各種委員会委員一覧 2015年度

⁹⁷中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

⁹⁸中央大学法科大学院内規集No.36 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

⁹⁹中央大学法科大学院内規集No.57 中央大学法科大学院FD委員会内規

¹⁰⁰中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ¹⁰¹
C L S 教務システムの活用に関する申し合わせ¹⁰²
授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ¹⁰³
F D 活動の充実に関する申し合わせ¹⁰⁴
オフィス・アワー制度の運用改善のための申し合わせ¹⁰⁵
クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ^{106、107}
法科大学院学生行為準則¹⁰⁸
中央大学法科大学院における成績評価に関する内規¹⁰⁹
中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針¹¹⁰
中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領¹¹¹

以上のうち、「中央大学法科大学院F D委員会内規」は2014年度に改正された。また、あわせて「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」が新たに制定され（2015年度から施行）、2015年度中には、さらに運用の統一を図れるよう改訂を重ねた。

（2）F D活動の内容

2015年度における取り組みは、以下の通りである。

ア 授業に関する中間アンケート及び学期末授業評価アンケートを実施した。中間アンケートは学期前半から半ばに実施されるもので、短期的に実施可能な、学生からの授業への具体的な提案を教員が受け付けるものである。学期末授業評価アンケートは、学期を通じた授業への学生の評価を記すもので、数値化されたアンケートと自由記載からなり、教員はこれに対しコメントと授業改善方針を作成することになっている。なお、アンケート結果と教員によって作成されたコメント及び授業改善方針は学生に公開されている。また、授業アンケートによって指摘された事項のうち、個別教員との面談等が必要と思われる事項については、F D委員長等が当該教員と連絡をとり、具体的な対応策について検討し、授業の改善に反映している。

101中央大学法科大学院内規集No.34 オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ

102中央大学法科大学院内規集No.35 C L S 教務システムの活用に関する申し合わせ

103中央大学法科大学院内規集No.36 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

104中央大学法科大学院内規集No.37 F D活動の充実に関する申し合わせ

105中央大学法科大学院内規集No.41 オフィス・アワー制度の運用改善のための申し合わせ

106中央大学法科大学院内規集No.39 クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ

107中央大学法科大学院内規集No.40 クラスアドバイザー対応指針

108中央大学法科大学院内規集No.46 法科大学院学生行為準則

109中央大学法科大学院内規集No.63-1 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規

110中央大学法科大学院内規集No.63-2 中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針

111中央大学法科大学院内規集No.未定 中央大学法科大学院における教員相互の授業参観に関する取扱要領

イ FD委員会は、FD活動計画の立案と通知、各種研修企画の実施、各教員への案内を行っている。2015年度は9回（通常開催6回、持ち回り3回）のFD委員会が開催された。

ウ 「FD研究集会（全教員に参加を呼びかけるシンポジウム・討論会等）」を2015年度は3回開催した。

- ① 2015年5月20日には「CLS e-ラーニングシステム（基礎知識養成・起案力養成システム）について」と題して、担当教員から同システムのデモンストレーションとともに説明が行われ、その後、教員間で質疑応答が行われた。
- ② 2015年6月17日には「2015年度前期の学期末試験を利用した起案力養成システムの使い方」と題して、担当教員が同システムの操作方法を説明し、出席者は各自がパソコンで同システムにログインのうえ、学生がアップロードした定期試験答案の投票結果に対するコメントをクラスごとに掲出する実習を行った。
- ③ 2016年2月17日には「法科大学院の中長期の課題について」と題して、研究科長から説明があり、その後、教員間で意見交換が行われた。

2015年度も2014年度に引き続きCLS e-ラーニングシステムの研修や課題の検討に力を入れたため、講師招致の講演会やシンポジウムは実施しなかった。

エ 教員の相互授業参観を実施した。参観者は、参観後意見や感想を報告書として残している。さらに、その結果は、個々の教員の授業の改善に反映されている。

オ 「中央大学教育力向上推進事業」に応募して獲得した予算を用いて、「法曹養成のための多方向型教育の推進」を目的としてCLS e-ラーニングシステムを構築し、教育活動に取り入れた。法律基本科目のうち必修科目について、前期・後期の期末試験答案を利用した。

カ 各担任者会議及び各法律基本科目部会を開催し、授業担当者が授業内容等について意見交換を行った。

キ ICTを活用した授業の導入に向けた取り組みを行った。具体的には、2015年度前期に正規の授業を利用して、複数回にわたって遠隔授業を試験的に1科目（展開・先端科目）において実施した。また、本学が基幹校となり、他大学（島根大学・鹿児島大学・琉球大学）の協力を得て、「平成27年度文部科学省先導的・大学の改革推進委託事業」を実施した¹¹²。なお、2015年度中に「ICTを活用した新たな教育システムの構築」の取り組みを企画し、これについて中央大学教育力向上推進事業の申請を行ったところ、採択された。これにより2016年度から2年間にわたって当該取り組みの予算を確保した。

¹¹² 「法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究」委託事業報告書

(3) 教員の参加度合い

「FD研究集会」は、主に専任教員を対象としている。2015年度は前期①26名、②28名、後期③38名の教員が参加した。

また、授業参観については、前期26件、後期22件の参観があった。

(4) 外部研修等への参加

FD委員長は、全学のFD推進委員会¹¹³に出席している。

全体に関わる外部研修等の情報は、本法科大学院に情報が寄せられ次第、専任教員宛のメーリングリストに送信し周知している。特定分野に関わる外部研修等の情報は、該当教員へ個別に案内をしている。2015年度は、専任教員1名が遠隔授業の参観及び遠隔システムの視察をしている。これは、国の中央教育審議会でも法科大学院でも遠隔授業を重視する方向性が打ち出されたことに伴い、先行する事例を見学するためのものである。

(5) 相互の授業参観

2014年度に授業参観について制度改革を実施したが、十分な成果をあげることができなかった。そこで、授業参観の実施に関する更なる対策をFD委員会で検討し、2015年度から全専任教員について二年度に一回は必ず自己又は他人の授業参観を実施する新たな制度を導入し、順調に実施されている。具体的には、FD委員会にて、一年度を前期・後期に分けた上で、各教員の対象年度・期を指定した実施予定表を作成し、教授会とメーリングリストで周知した。各期約15名を指定しているが、実施予定表に指定されていない年度・期における実施や複数回の実施は妨げていない。

2015年度も、従来どおり、新任教員以外の教員が新任の専任教員の授業を参観し、新任教員に対して授業運営等について助言した。

なお、司法研修所教官等、他の機関に属する者の授業参観も積極的に受け入れている。

(6) 成果に結びつかせるための方策・工夫

授業参観した教員には報告書の作成を義務づけ、授業参観された教員にもフィードバックしている。

相互授業参観は録画形式で行われるものもあり、当日の資料等も保管しているため、過去に行われた好評な授業を後から参観することも可能である。授業参観報告書は閲覧可能なため、授業の参考とすることもできる。

(7) 特に力を入れている取り組み

¹¹³「法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究」委託事業報告書

法科大学院における新たな取り組みとして、ICTを活用した教育・授業システムの構築がある。2014年度に新たに構築したCLS e-ラーニングシステム（(2)才参照）を、2015年度は本格稼働させた。また、入学から修了までの各段階で学修の意義や、修了後を見据えて法科大学院における学修過程の展開を具体的にイメージできるようにするために新たに動画を作成し、ロースクールムービーとして中央大学のWebサイト上にアップロードした。¹¹⁴

(8) その他

科目担当者間で、授業後の質問時間やオフィス・アワー等で寄せられた質問等を共有し、活用できるようにするため、質問等を受け付けた教員が報告書を作成し、これをファイルして、いつでも全教員が閲覧できる状態にしている。

2 点検・評価

前年度までのFD活動を継承しつつ、2015年度はさらにFD活動を充実させた。具体的には、成績評価制度の改善、新たな授業参観制度の導入、ICTを活用した教育・授業システムの構築、法律基本科目部会のFD活動の充実等である。

もともと、FD活動に関して解決すべき課題も残されている。たとえば、FD研究集会への参加は、非常勤教員を含め全教員に呼び掛けているが、参加者数は全教員の半数程度に止まっている。こういった課題については、今後、さらに対応策を検討する必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

FD活動に関して残された課題は複数あり、また新たな制度を導入したことに伴って新たな課題も発生することが予想されるため、優先順位をつけて計画的にそれらの課題に取り組む必要がある。

なお、「中央大学教育力向上推進事業」の取り組みは、外部の社会的動向を見据えつつ、これまでの取り組みを活かしながら、将来の法学教育を見据えた事業としてさらに発展させたい。

¹¹⁴ 本法科大学院Webサイト「ロースクールムービー」
http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/news/2015/04/30262/

4-2 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み（2）〈学生評価〉

（評価基準）教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

1 現状

（1）学生による授業等の評価の把握

2015年度も前・後期にわたり下記のとおり、各種アンケートを実施した。

ア 学期中間の授業に関する学生アンケート

このアンケートは、約半分の授業回が終了した時点で、それまでの授業を振り返り、授業運営についての疑問点・不明点・希望の有無等を履修者に問い、短期に改善できる点については学期後半の授業に反映させることを目的に「C plus」を通じてシステム上で実施している。進行中の授業を改善・微調整するための積極的意見を得ることを主たる目的としていることから、計数化された項目は設定せず、自由記述による任意回答を原則としている。

なお、改善希望がない場合には学生は回答しないことが多いことから、回答率が低くなる傾向にある。2015年度の場合、回収率（必修科目の平均）は、前期が5.6%、後期が3.1%である。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート）の実施

学修環境等に関する学生の意見や要望は、前・後期の学期末アンケートと同時期に、「C plus」を通じて提出できるようにしている。

なお、当該アンケートは2011年度まで月次で行っていたが、学生からの意見や要望が減少する傾向にあったため、2012年度から年間2回とした。2015年度も前期に1回、後期に1回実施している。

ウ 学期末の授業評価アンケートの実施

毎学期末に、各授業科目につき、各クラス別に、授業評価に関する学生アンケートを実施している。このアンケートは、共通の質問項目と選択肢に基づき回答する部分と、自由に記述して回答する部分から成っており、無記名で実施される。原則として履修者11名以上の科目は授業最終回に教室でアンケート用紙に記入する方式で実施し、それ以外は「C plus」を通じてシステム上で実施している。

基本科目と周辺科目では授業の目的が異なるので、アンケートの項目が若干異なっている。質問内容は、教員の授業改善により資することを目的として2012年度前期に改訂した。

基本科目では授業の理解度、学修の進捗状況について、より詳細に情報を収集できるようにした。

なお、2015年度の授業評価アンケートの回収率（必修科目の平均）は、前期が94.9%、後期が90.6%である（いずれも紙ベースで実施）。

（2）評価結果の活用

ア 学期中間の授業に関する学生アンケートの活用

学期中間の学生アンケートは、当該学期の授業運営の参考に供するため、実施後直ちに集計され、個別に授業担当教員に届けられている。各教員は、他の小テストやレポートの結果等と併せて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営の改善・充実に役立てている。なお、研究科長及び研究科長補佐がアンケートの結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、関係する委員会及び教員と協議して具体的対応を検討することとしている。

なお、この中間アンケートの実施時期までに、前年度や前学期の期末アンケート結果に基づく教員の授業改善方針等が公表されるので、学生は、その方針を見て、意見を述べることもある。これによって、授業改善の方針が翌学期に実施されているかどうか、中間アンケートを通じて学生の視点からチェックされることになる。

イ 学修環境等に関する学生アンケート（オピニオン・アンケート）の活用

授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生からの意見や要望が「C plus」を通じて提出される。これらの指摘を項目別に集計し、関連部署に伝達して回答を求め、その内容を冊子体の授業評価アンケート結果に添付して公開している。また、中間アンケートと同様、研究科長及び研究科長補佐がアンケート結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、関係する委員会及び教員と協議して具体的対応を検討することとしている。

なお、機器の故障や不具合等緊急性が高いものについては、オピニオン・アンケートとは別に、事務課の窓口に応し出るように促している。

ウ 学期末の授業評価アンケートの活用

学期末の授業評価アンケートは、実施後直ちに集計され、授業担当の各教員に個別に知らされる。また、教員別に、アンケート結果に対するコメントと授業改善方針等の回答を寄せてもらい、これらは、全教員及び学生に開示される。さらに、学期末の授業評価アンケートの集計結果は、全教員が閲覧することができ、科目毎や分野毎の授業運営に関する協議の重要な資料となっている。アンケートの集計結果は、次期の授業担当者、講義要項の内容、授業方法等を検討する際に、授業運営の組織的な改善・充実に図る手掛かりになっている。

他方、学生には次年度や次学期の中間アンケート実施時期に、自由記述欄も含め期末アンケート結果に教員の授業改善方針等を付して学内で冊子体にて公

開している。

なお、中間アンケートと同様、研究科長及び研究科長補佐がアンケートの結果を確認し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、関係する委員会及び教員と協議して具体的対応を検討することとしている。

特に 2015 年度には、オピニオン・アンケート及び授業評価アンケートの公開場所と公開時期について改善を求める意見があったため、FD 委員会で検討の結果、つぎのとおり対応することにした。

* 公開場所：従前は学生自習室前にて公開していたが、学生から人が集まっているさくなくなるとの意見があったため、学修環境保全の観点から、教室棟以外の各階エレベーターホールで公開することとした。

* 公開期間：学生から、授業履修登録期間に、前年度同期実施の授業評価アンケート結果を参考にしたいとの意見があったため、各期の教材配布日から履修登録期限まで同アンケートを再公開することとした。

(3) アンケート調査以外の方法

毎年 10 月ごろ「司法試験合格者から中央大学法科大学院への提言」をとりまとめ年度毎に専任教員へ配付している。

(4) 特に力を入れている取り組み

アンケート集計結果は、履修者が少人数である科目を除き、毎学期レーダーチャートを作成し、一覧性・客観性を確保している。

(5) その他

2012 年度からベスト・ティーチャー賞の選考方法を変え、授業評価アンケートに基づく FD 委員会による選考から、修了見込者の投票による選考とした。これは、学期ごと・学年ごとの短期間の印象による授業評価ではなく、法科大学院の学修を修了した学生に「良い授業」「良い教員」とは何であるかを評価させ、その理由も明らかにさせることによって、FD 活動に学生をとりこみ、その結果を学生・教員が共有することによって、よりよい法学教育について考える契機とするためである。2015 年度には、修了見込者 211 名中 69 名、延べ 186 の投票があり、得票最上位 1 名の教員を修了式後の教員と修了生との懇親会で顕彰した。あわせて、その結果は、教員、修了生及び在學生に Web サイト等で公表した¹¹⁵。

2 点検・評価

中間アンケート、学期末アンケート、オピニオン・アンケート等によって、

¹¹⁵ 本法科大学院 Web サイト「学生による授業評価と学修環境アンケート」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/rating/best_teach/

学生からの意見や要望を把握する多様なチャンネルが確保されている。また、これらの方法によって得られた情報は適切に整理され、教員及び学生に開示され、次学期以降の授業改善に反映されるとともに、必要に応じて新たな対応策が講じられている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生及び教員が、学生による「授業評価」の意義を共有し、それが真に望ましい法学教育に資するようなツールになるよう、努力を続ける。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1)〈科目設定・バランス〉

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

(注)

- ① 「学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮」するとは、必修や選択必修の構成、開設科目のコマ組みや履修指導等で、バランスよく履修させるための取り組みを実施することをいう。具体的には、修了までに「法律実務基礎科目のみで10単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」、かつ「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上」が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう。

1 現状

(1) 開設科目

本法科大学院の2015年度の開設科目は、以下の通りである。なお、各科目群において開設された具体的な科目名称は、2015年度講義要項に記載されている。

2015年度未修入学者¹¹⁶

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	30	66	25	60
実務基礎科目群	9	13	6～	10
基礎法学・外国法科目群	14	24	3～	6
展開・先端科目群	73	143	9～	17

¹¹⁶講義要項 2015pp. (6)-(7)

2015 年度既修入学者¹¹⁷

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	14	30	12	28
実務基礎科目群	8	12	6～	10
基礎法学・外国法科目群	14	24	3～	6
展開・先端科目群	75	146	9～	17

[注] 上記「必修」には選択必修を含む。

(2) 履修ルール

本法科大学院のカリキュラムについて

2015 年度未修入学者については、修了に必要な最低履修単位 94 単位中、「実務基礎科目群で 10 単位以上」、「基礎法学・外国法科目群で 6 単位以上」、「展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）で 17 単位以上」の計 33 単位以上と、「各科目群の修了に必要な単位数」に加え 1 単位を取得することで修了の要件としてきた。上述のように「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」、かつ「法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という基準は満たしている¹¹⁸。

2015 年度既修入学者及び 2014 年度の入学者については、修了に必要な最低履修単位 94 単位中、「実務基礎科目群で 10 単位以上」、「基礎法学・外国法科目群で 6 単位以上」、「展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）で 17 単位以上」の計 33 単位以上と、「各科目群の修了に必要な単位数」に加え 2 単位を取得することで修了の要件としてきた（なお、2015 年度及び 2014 年度既修入学者は、入学時における法律基本科目群 31 単位の一括認定分を含む）。上述のように「法律実務基礎科目のみで 10 単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで 4 単位以上」、かつ「法律実務基礎科目・基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で 33 単位以上」という基準は満たしている¹¹⁹。

全カリキュラムに対して、学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないように配慮しており、学生の実際の履修状況も偏りのないものとなっている。また、各科目の配当学期や時間割の面で、学生が現実に多様な科目を無理なく履修できるようにコマ組みを行っている。

¹¹⁷講義要項 2015 pp. (8)-(9)

¹¹⁸履修要項 2015 p. 4

¹¹⁹履修要項 2015 p. 18

(3) 学生の履修状況

2014年度3月(2015年3月)修了生の履修

	法学未修者コース (2012年度法学未修者)	法学既修者コース (2013年度法学既修者)
法律基本科目群	63.89	27.48
実務基礎科目群	10.42	10.23
基礎法学・外国法科目群	6.16	6.13
展開・先端科目群	21.82	22.4
4科目群の合計	102.29	66.25

(4) 特に力を入れている取り組み

従来から法学未修者教育の充実が法科大学院の重要な課題とされてきており、本法科大学院においてもこの点につき教授会及びカリキュラム・進級判定検討委員会等で議論を重ねた結果、2011年度のカリキュラム改正で、「生活紛争と法」の配置を展開・先端科目群から総合系へと変更し、事例分析の基礎力を養成する科目を総合系(「基礎事案研究」)、刑事系(「刑法Ⅱ」)において1年次に新たに設けた。また、2013年度のカリキュラム改正で1年次の「行政活動の法的統制」を廃止し、新たに2年次に「行政法基礎」を設けた。さらに、2015年度のカリキュラム改正で2年次に法律文書作成能力の向上を目的とした「中級事案研究」を設けた。

(5) その他

各期の冒頭において、履修指導のオリエンテーションを行い、法律基本科目群の各系、基礎法学・外国法科目群、展開・先端科目群の各分野の教員が参加するオリエンテーションを行っている。また、科目によっては前・後期の双方に同一科目を開講し、履修者数の適正化を図ると共に学生が履修しやすいよう時間割を組んでいる。

2 点検・評価

本法科大学院の授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・外国法科目、展開・先端科目の4科目群の全てにわたり開講され、学生のキャリアプランに配慮した多彩で豊富な展開・先端科目も開講されている。また、学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないよう配慮しつつ、法学未修者教育を改善するためのカリキュラム改正をするなどしてきた。したがって、認証評価基準で求められている水準を十分に満たしているものと考えられる。

3 自己評価

A

4 改善計画

上述の通り、法律基本科目の充実、特に未修入学者の基礎学力の向上を図るために、2011年度から新カリキュラムを導入し、さらに2013年度からは実際の入学者における学習歴や各法律科目にかかる習熟レベルに応じた改革を導入した。今後はこれら新カリキュラムによる教育効果を見極めつつ、また、既修入学者の基礎学力の向上をも図るとの観点から、さらなる改善の余地がないのかを精査していく予定である。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系性〉

(評価基準) 授業科目が適切な体系で開設されていること。

(注)

- ① 「適切な体系」とは、当該法科大学院で養成しようとする法曹に必要なスキルやマインドを修得できる内容の科目が、効果的に学習できるように配置されていることをいう。

1 現状

(1) 科目開設の体系性

ア 体系性に関する考え方、工夫

本法科大学院では、設立当初より、学生が最低限修得すべき内容を踏まえた授業科目全体の体系性を確保しうるカリキュラムを提供するように配慮してきた。すなわち、1年次には、主に、憲法、行政法(2013年度から2年次の履修科目に変更)、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の基礎的知識を身につける授業、2年次には、主に、それぞれの法律分野で実際の事例を分析する基礎的応用力の養成の授業、そして3年次には複数の法律をまたぐような総合力を養成する授業と共に、先端領域に関する様々な分野の授業を提供している。

また、同じ学年、同じ法律の授業でも、主として前半に基本的な分野を配置するように努めている。

さらに、2011年度から学生の履修効果を高めるための独自の取り組みとして、1年次の法律基本科目群に「刑法Ⅱ」を新設し、「生活紛争と法」を展開・先端科目群から移動した。

「刑法Ⅱ」は、1年前期に「刑法Ⅰ」を履修後、1年後期に刑法関連の科目を開講していなかったため、2年次の「刑事法総合Ⅰ」へのブリッジ科目として、「刑法Ⅰ」の知識・思考力・応用力を具体的な事例問題を通じて補強し、深めることを目的としている。「生活紛争と法」は、1年次前期の導入段階で、「民事法分野」については、模擬民事調停・判決書起案等ワークショップを行い、「刑事法分野」については、裁判員裁判ワークショップによる刑事事件の事例分析を行い、もって2年次の「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」へのブリッジ科目とし、理論と実務をつなぐことに資することとした。

これらの取り組みについては、教務委員会やカリキュラム・進級制度検討委員会において、継続的に検討・検証を行っている。

イ 関連科目の調整等

一般的に、隣接する各法律分野の教員相互間で科目間の重複や脱落のチェックを行い、内容の調整を適宜行っている。例えば、1年次配当の「民法Ⅰ・Ⅱ」は不法行為を除く財産法の分野をカバーすることになっているが、あらかじめ取り上げる領域について各担当教員が協議するのみならず、その後の授業の進

行についても適宜情報交換をして、無駄のない効率的な授業運営をすべく努力している。2011年4月のカリキュラム改正においては、憲法と行政法をまたぐ公法系の必修科目（「公法総合Ⅰ～Ⅲ」）について、効率的な授業展開のために各科目の領域を再構成することとした。また、2013年4月のカリキュラム改正では、とりわけ入学者の学修到達の度合いに照らして、行政法分野において、科目の新規開講・閉講及び配当年次の変更をし、より学修効果の見込めるカリキュラムになるよう工夫している。

[2011年4月のカリキュラム改正の変更点]

旧カリキュラムでは、「公法総合Ⅰ」（2単位）行政法分野、「公法総合Ⅱ」（2単位）憲法と行政法の融合、「公法総合Ⅲ」（2単位）憲法となっていたところ、改正カリキュラムでは、「公法総合Ⅰ」（2単位）行政法分野、「公法総合Ⅱ」（2単位）行政法分野、「公法総合Ⅲ」（3単位）憲法分野と改め、取り扱う分野と単位数を変更した。

[2013年4月のカリキュラム改正の変更点]

1年次「行政活動の法的統制」（2単位）を閉講し、2年次「行政法基礎」（1単位）を開講することとした。3年次に「行政法応用」（1単位：選択必修）を開講した。「公法総合Ⅱ」の配当年次を2年次から3年次に変更した。

[2015年4月のカリキュラム改正の変更点]

3年次「実務行政訴訟Ⅰ（基礎）」（2単位）、「実務行政訴訟Ⅱ（応用）」（2単位）と「行政法応用」（1単位）の設置趣旨が一部重複することから、実務行政訴訟Ⅰ・Ⅱを一本化し、「実務行政訴訟」（2単位）として開講することとした。

2年次「国際法総論」（2単位）を閉講し、国際関係法（公法系）の内容についてより確実な理解を深めるために「国際法総論」に代えて「国際法Ⅰ（基礎）」（2単位）と「国際法Ⅱ（応用）」（2単位）の2科目を開講することとした。

（2）科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本法科大学院のカリキュラムにおいては、本法科大学院が養成する法曹像に対応した6つの科目履修プラン(履修モデル)¹²⁰を学生に提示し、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、いずれのコースを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。なお、「科目履修プラン(履修モデル)」はいずれか1つを選びそれに沿った履修を行わなければならないというのではなく、学生の指針となる「モデル」という位置づけである。学生は各自の関心や目標とする法曹像を意識して現在の履修科目を選択している際に、このモデルが参考となっている。

¹²⁰履修要項 2015 pp. 8-13, 22-27

イ 科目群・科目名の齟齬等

過去の認証評価において、1年次配当の「テーマ演習」の内容は、法律基本科目群に位置づけるべきものではないかとの指摘（若しくは「テーマ演習」は、法律基本科目群に含まれるべきではないかとの指摘）、展開・先端科目群の「有価証券法」、「企業取引と法」の授業科目は、実質的には法律基本科目群に含まれるべきではないか、といった指摘がなされたため、2010年1月以降のカリキュラムの改正作業の中でこれらの点についての対策を講じることにした（2011年4月から導入）。

すなわち、1年次向けの「テーマ演習」は廃止することにし、代わりに1年次生の基礎の養成を目的とする「基礎演習」を開講して、これを法律基本科目群に取り込むこととした。また、展開・先端科目群であった「有価証券法」は「手形・小切手法」に改め、これを3年次配当の法律基本科目群に移動することにした。さらに、「企業取引と法」は「現代企業取引法」に変更し、より先端的な内容を取り扱うことにした。これらの措置によって、各科目の実質的内容とカリキュラム上の位置づけとの齟齬は解消したものと考えている。

また、科目群の調整として、1年次配当の法律基本科目群の単位数を増加させるにあたり、各分野の配当年次と教育内容を再検討した結果、総合系としての法学入門科目として「生活紛争と法」を展開・先端科目群の選択必修科目から法律基本科目群の必修科目に変更した。この変更によって、1年次前期において、具体的な紛争場面での「法の適用」のイメージを身につけ、「法律学の人間の・時間的・空間的理解」を深めることができるようになった。

（3）特に力を入れている取り組み

本法科大学院が養成する6つの法曹像に対応したカリキュラム・科目履修プラン（履修モデル）を提供し、どの科目履修プラン（履修モデル）を選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。

（4）その他

カリキュラム・進級制度検討委員会の委員は、各科目担任者会議における主任又は副主任により構成されており、カリキュラム・進級制度検討委員会、教務委員会及び各科目担任者会議が共働して課題に対応している。

2 点検・評価

本法科大学院では、学生が最低限修得すべき内容が授業科目において提供されており、授業実施時間帯や開講学期の面で学生が現実に履修できるように各科目のコマ組みがされている。配当学期やコマ位置は、とりわけ2年次及び3年次において必修科目と展開・先端科目群の科目間において重複がないように注意を払っている。また、科目によって基礎・応用を段階的に履修することが望ましい科目（例えば、「労働法Ⅰ（基礎）」、「労働法Ⅱ（応用）」）については、前期・後期に各科目を開講するようにしている。

さらに、各法律分野の教員において科目間の重複や脱落のチェックも十分に

行い、本法科大学院が養成する法曹像に対応した履修モデルを学生に提示し、各年次の到達目標及び各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、3年次の展開・先端科目群には、将来のキャリアを見すえた履修が可能となるよう、より専門的でかつ先端的な内容の科目を数多く設置して、学生のニーズに答えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

2015年度までに学修効果を高めるためのカリキュラム改正を実施しているが、教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会で引き続き検証していく。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

(注)

- ① 「法曹倫理」とは、法曹として職務を遂行するに当たり遵守すべき真実義務、誠実義務及び守秘義務等の倫理原則の理解、及び裁判官、検察官、弁護士としての職務を遂行するに当たり要求される高い倫理観の涵養を目的とする科目をいう。

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

本法科大学院では、法曹倫理を重視し、2年次の必修科目(2単位)として「法曹倫理」という科目を開設^{121、122}し、法曹に求められる倫理と行為規範を修得させている。学生は、前期又は後期のいずれかに他の必修科目と同様にクラス指定にて履修する。第1週から第12週までの弁護士倫理は2名の弁護士教員がオムニバス形式で行い、第13週、第14週の検察官、裁判官の倫理は現職の検察官・裁判官である派遣教員がゲストスピーカーとして登壇して授業を行っている。

(2) 特に力を入れている取り組み

近い将来法曹となるべき学生は、法曹倫理を単なる知識として修得するだけでなく、現実の実務において適切な問題意識を持ちうる感覚まで体得する必要がある。そのため、この授業においてはあらかじめ課題として提示した具体的な設例について検討・議論をさせると共に、各担当教員が自身の経験を語るなどして、学生に法曹倫理を我が身に置き換えて考える姿勢を求めている。経験の異なる複数の弁護士教員がオムニバス形式で弁護士倫理の授業を担当し、裁判官・検察官の倫理に関する授業を現職の裁判官・検察官がゲストスピーカーとして担当しているのも、このような理由からである。

(3) その他

特になし

2 点検・評価

本法科大学院において法曹倫理の授業を担当する弁護士教員は、いずれも司法研修所教官及び弁護士会での関連委員会の委員等の経歴を持ち、約30年の実務経験を有する教員である。裁判官・検察官の倫理の授業を担当する裁判官・

¹²¹履修要項 2015 p. 2, 15

¹²²講義要項 2015 p. 84

検察官の教員と共に、依頼者との関係、相手方や他の弁護士との関係、法廷における弁護士倫理、企業内弁護士に固有の弁護士倫理、広告、刑事弁護、裁判官の倫理、検察官の倫理などについて、具体的な事例を素材として法曹倫理の基本を習得させることを目標としており、必修としているだけでなく充実した教育体制を取っている。

3 自己評定 合

4 改善計画

法曹倫理は新たなタイプの科目であり、そのあるべき教育内容については、本法科大学院において一定の経験と蓄積があるものと自負するが、引き続き、弁護士会、裁判所、法務省、他の法科大学院等との間で協議や意見交換をしていくことにより、内容のより一層の向上に努めていきたい。

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

（評価基準）学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

本法科大学院が養成しようとする法曹像には主に6つがあるが、基本的には、学生にはこれらの法曹像・最終的な目標に到達するに適した科目を履修するように指導している。1、2年次の必修科目についてはいずれの分野に進むにせよすべての基本として履修しなければならないが、それと共に、例えばビジネス・ローヤーを志すならば、2年次の後半からは経済、倒産、金融に関わる先端科目を率先して履修するように促している。もっとも、どの領域に進むにせよ、幅広い視野が法曹には不可欠であり、専門から少しはなれた科目も余裕のある限りで選択するのが望ましいことも付言している。

本法科大学院における履修指導の概要は次の通りである。まず、本法科大学院が養成する法曹像及び各分野の法曹を目指すための「科目履修プラン（履修モデル）」を受験者用「ガイドブック」¹²³で明示し、また、入学者用「履修要項」においても、履修指導目安として上述「科目履修プラン（履修モデル）」¹²⁴を示している。法学未修入学者については、入学段階で、適切な科目の履修選択の重要性について注意を喚起することはもとより、法学未修者が2年次に進学した際の履修開始時に、また法学既修者コース入学者の入学年度の2年次担当科目の履修開始時にオリエンテーションを開いて、志望する法曹像やキャリア・デザインに意を用いた学修指導を行っている。さらに各学期の履修登録の時期には、一般的な学修相談会を開催すると共に、「基礎演習」、「テーマ演習」、「研究特論」などについて各教員による個別学修相談の機会を設けており、科目履修の指導を行っている。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション、ガイダンス等

新入生（法学未修者1年次及び法学既修者2年次）に対しては、入学前ガイダンスとして、11月初旬に入学前説明会を実施し、カリキュラムや履修全般の説明と共に、各授業担当者から科目の説明と4月までの予習指示をしている。また、直近の司法試験に合格した修了生や実務講師にも本説明会に参加してもらい、入学予定者に対して本人の実体験を語ってもらったり入学予定者との個別相談に応じることで履修選択の機会を設けている。

¹²³Chuo Law School Guide Book 2016 pp.17-22

¹²⁴履修要項 2015 pp.8-13, 22-27

前期・後期の学期初めに、オリエンテーション期間を設けて、各科目・科目群ごとの説明を実施している。

特に1年次（法学未修者）対象の「法情報調査」は、入学直後の短期集中で、制定法、判決、文献、資料等を適切に発見するための背景知識の獲得とデータベースの操作等による具体的な作業方法の双方を修得させている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

学生への配布資料として、「講義要項」¹²⁵（冊子媒体・「C plus」内の電子媒体）、「選択科目履修の手引」が挙げられる。また、「基礎演習」

・「テーマ演習」・「研究特論」については、授業実施前の期間に「事前相談」・「事前面談」の日時が設定され、学生は履修を検討している科目の担当教員へ直接相談することができる。

ウ 情報提供

まず、本法科大学院が養成する法曹像及び各分野の法曹を目指すための「科目履修プラン（履修モデル）」を受験者用「ガイドブック」で明示し、入学者用「履修要項」においても、上述「科目履修プラン（履修モデル）」を示している。

また、前期・後期の学期はじめのオリエンテーションにて、進路に関する講演会を開催することで、将来の法曹像やキャリア・プランを意識させるような機会を提供している。

[直近3年間の開催一覧]

- 2015年4月14日：公設事務所と区役所の福祉事業の連携の事例について
- 2014年4月4日：法科大学院修了生のリアル
- 2013年4月4日：就職動向に関する講演会

エ その他

とりわけ実務基礎科目（「リーガル・クリニック」、「模擬裁判」、「法文書作成」及び「ローヤリング」）においては、一定の履修者数による授業実施が望ましい科目であるため、各クラスに上限・下限の定員を設けるなどして、より学修効果が高まるような履修選択指導¹²⁶をしている。なお、「模擬裁判」においては履修選択時に一定の履修者数未満である場合は、授業実施が困難であるため、そのクラスを未開講として、別の曜日・時限のクラスの授業を希望する学生には履修変更をしたケースもあった。なお、他に、履修者数が少ないという理由で未開講とした科目はなく、履修者数が1名であっても授業を行っている（2015年度では、「基礎演習@刑事第1審判決を素材にした捜査公判実務」、「国際私法Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ（著作権法）」、「4群特講Ⅱ@ものづくり支援法務」、「テー

¹²⁵講義要項 2015

¹²⁶履修要項 2015 p. 6, 20

マ演習Ⅱ@連邦最高裁の判決を読む」がこれに該当する。)

(3) 結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

本法科大学院の提示する6つの法曹像との関連としては、司法試験の選択科目について学生が本法科大学院では2年次後半ないし3年次でいかなる履修選択をしているのかがポイントとなるが、労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際私法及び国際公法のそれぞれについて、毎年一定程度の履修者があり、様々な法曹像の可能性を意識させる履修指導の効果が現れている。また、「法哲学」、「比較契約法」、「比較法文化論」など、実定法科目以外でも多くの履修者が存在するなど、法曹としての幅広い視野の重要性を認識した履修選択の動向も見られ、履修指導の趣旨にかなう学生の履修選択はお概ねなされているといえる。

イ 検証等

各学期に履修登録が完了すると、直ちに各科目の履修者数を集計して記録に残し教授会に提出している。数年間のデータに基づき履修者数に偏りがなく注意を払い、学生の授業アンケートなども参考にし、一定程度の偏りがみられる場合には、その原因が、履修指導における当該科目の紹介の仕方にあるのか、あるいは授業運営の方法に問題があるのかなどを科目担任者会議で検討するようになっている。

これまでの検討の結果、開講クラスの増設や担当教員の増員を実施したことがあり、今後も開講科目履修申請結果をもとに必要な対応を想定している。

(4) 特に力を入れている取り組み

科目の特殊性に応じて各学期のオリエンテーション期間にガイダンスを実施することで、学生が本法科大学院において効率的に履修選択できること、また、本法科大学院がめざしている6つの法曹像に即した法曹を輩出することを目指している。例えば以下の点があげられる。

ア 実習科目において

「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」及び「ローヤリング」では、オリエンテーション期間に授業担当教員から授業内容のみならず本科目を履修することで将来法曹として必要などのような知識やマインドを修得することができるかという点まで説明をしている。

イ 選択科目について

司法試験の選択科目（労働法、倒産法、経済法、環境法、知的財産法、国際

私法及び国際公法)については、「選択科目ガイダンス」を実施して配付資料と共に、該当分野の教員からの説明時間を設けることで、2年次・3年次における該当分野及びその隣接する分野について体系的な履修選択を可能とする機会となっている。

ウ 1年次において

1年次前期の4月～5月に短期集中で開講される「法情報調査」については、法学未修者を対象として入学直後の段階で開講し、他の科目学修の前提として必要な法情報調査の方法を講じ実習を行う意味合いを含めて、オリエンテーション期間のガイダンスで周知を図っている。

(5) その他

特になし

2 点検・評価

本法科大学院では、学生募集の段階から、養成する法曹像及び科目履修プランにつき一貫した方針を示し、学生の入学後もオリエンテーション期間を中心として適切かつ明確な履修指導を行っている。このことは、学生の履修選択という側面のみならず、各授業科目における教材作成や授業運営、試験の実施・成績評価等の全般にわたり、体系的な教育の提示とその実践という意味で好ましい影響を及ぼしていると思われる。

他方において、自己のキャリア・デザインへの考慮だけでなく、司法試験に過度に影響された履修選択行動をとる者もなくはない。こうしたことに対しては、司法試験の動向、司法研修所と法科大学院の役割分担及びそれに伴う授業内容の見直しなどとも関連して、今後の課題として認識し、適切な履修指導の強化を図るべきものと考えられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生に対する適切な履修選択の指導は、学生にとって履修しやすいカリキュラム及び時間割編成による裏付けを必要としている。一部において、自己のキャリア・デザインに合わせた科目を履修しようとしても、各年次の半期（前期又は後期）での履修においては、時間割編成上、困難であるとの声もあるが、2年次・3年次という2年間（4学期）という長期的な期間においては、各学生のニーズに合った履修選択ができるように、本法科大学院として授業編成時の科目担任者会議等において最大限の配慮をしている。この点は、学生の履修動向をアンケート等により十分に把握し、さらに学生のニーズにあった開講形態を近づけることにより対応するようにしたい。例えば、科目によっては設置の曜日・時限を毎年固定して学生への周知を図り、学生が在学期間を通じて円

滑に必要な科目を履修できる目安を提供するといった措置を採ることも検討に値する。

過去の認証評価では、大規模校のため個々の学生に対するきめ細かな指導という面での改善工夫の余地があるとの指摘がなされたが、この点、多くの履修指導機会を設けると共に、在学生の先輩にあたる実務講師を多数採用して授業のフォローアップ¹²⁷に従事してもらうことにより、全国最大規模の法科大学院でも、むしろ充実した履修指導を展開している。この点はさらに継続しつつ充実を図りたい。

¹²⁷CHUO Law School Guide BOOK 2016 pp. 24, 37-38

5-5 履修(2)〈履修登録の上限〉

(評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間 36 単位を標準とするものであること。

(注)

- ① 修了年度の年次は 44 単位を上限とすることができる。

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

授業時間は 50 分とし、週 1 回(50 分)×15 回=750 分(12.5 時間)で 1 単位としている。

履修科目登録の上限単位数については、年次ごとに上限を設定している。定員がある科目については法科大学院事務課担当者が、その他の科目は学生が「C plus」にて履修登録している。C plus には、入学年度ごとに履修科目登録ルールが設定されているので、登録ルールは遵守される仕組みになっている。

2011 年 4 月改正のカリキュラムにおける上限単位数は、1 年次 39 単位、2 年次 36 単位、3 年次 42 単位であった。

2013 年度 4 月改正のカリキュラムでは、1 年次 37 単位、2 年次 36 単位、3 年次 42 単位となった¹²⁸。このカリキュラム改正は、行政法については未修入学者、既修入学者の区別を廃止し、全ての学生が 2 年次の段階で最初から履修することにしたものであり、その結果、1 年次の履修上限は前年度より 2 単位減少した。

1 年次において 36 単位を超えて履修を認めている点は、法学未修者に対する教育を充実させる見地から、2011 年 4 月のカリキュラム改正時に法律基本科目群必修科目の履修単位数 3 単位分(1 年前期に「生活紛争と法」2 単位、1 年後期に「刑法Ⅱ」1 単位)を増加したことによる。

増加した目的として、「生活紛争と法」2 単位は、1 年次前期の導入段階で、「民事法分野」においては、模擬民事調停・判決書起案等ワークショップ、「刑事法分野」においては、裁判員裁判ワークショップによる刑事事件の事例分析をそれぞれ行い、総合系科目として、2 年次の「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」へのブリッジ科目と位置づけ、理論と実務をつなぐことがあげられる。

「刑法Ⅱ」は、1 年前期に「刑法Ⅰ」を履修後、従前は 1 年後期に刑法関連の科目を開講していなかったため、2 年次の「刑事法総合Ⅰ」へのブリッジ科目と位置づけ、「刑法Ⅰ」の知識・思考力・応用力を具体的な事例問題を通じて補強し、深めることを目的としている。

これらの増加分は、学生の基礎学力向上のサポート、2 年次の学修への橋渡しとしての意味が強く、その自修の妨げになるようなものではないし、36 単位を基準とした趣旨を没却させるものでもない。

¹²⁸履修要項 2015 p. 4, 18

(2) 無単位科目等
設定されていない。

(3) 補習
実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み
全学生に対して自習席を1席ずつ確保して、予習・復習の便宜を図っている。
また、自主ゼミ用のゼミ室を積極的に提供することで、在学生の自学自修を積極的に支援している。

(5) その他
過去の認証評価において、2年次の履修上限につき、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)第7条で標準とされる36単位を超えることに合理的な理由があるかどうか十分に検討する必要がある旨、指摘を受けた。本法科大学院ではこの指摘を踏まえて、2011年4月のカリキュラム改正時において2年次の最高履修可能単位数を36単位とした。ただし、長期休暇期間を利用して実施し、直ちに通常の学期中の授業の予習・復習を圧迫することではなく、また、本法科大学院の教育理念と直結する重要な科目であり、かつ、多数の学生が履修しているという実態に合わせて、2年次に「エクスターンシップ」又は「Study Abroad Program I・II」(海外研修プログラム)を履修する場合のみ、2年次の年次別最高履修単位(36単位)に例外的に2単位まで上乗せすることとした¹²⁹。

2 点検・評価

上述の通り登録可能な履修科目の上限を設定することにより、学生が個々の科目に十分な力と時間を注いで学修することができるような履修スケジュールとなっているものとする。現在のところ、1年次における履修単位の上限が基準を1単位上回っていることにより、学生の自修の妨げとなっているという状況はない。

3 自己評定 合

4 改善計画

年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示53号)第7条に即したものとなっていると考える。

¹²⁹履修要項 2015 p. 4, 18

第6分野 授業

6-1-1 授業（1）〈授業計画・準備〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、授業の計画・準備が適切になされていること。

（注）

- ① 「授業の計画・準備が適切になされ」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、科目の特性等に応じて、授業の計画の設定・開示及び授業準備が適切になされていることをいう。

1 現状

（1）授業計画・準備

本法科大学院では、教員に対し、授業計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項の提出を要求している。その旨が記載された講義要項及び履修要項は、毎年3月末（新入生は4月）のガイダンスにおいて学生に配付している。

前後期の初めには、各学年とも、クラス・ミーティングと学修ガイダンスを実施し、授業計画等の周知を図っている。

授業は講義要項の内容にできるだけ忠実に実施するように努めている。講義要項とは異なった内容を扱わざるをえなくなった場合には、後述の通りに、直ちに「C plus」を通じて学生に周知している。

（2）教材・参考図書

講義要項に記載されている教材や参考図書に加えて、各授業担当者間で調整のうえオリジナル教材を作成し、適宜履修者に配付している。

（3）教育支援システム

全教員・職員・学生に対して「C plus」のログインID・パスワードを利用マニュアル¹³⁰、¹³¹と共に配付し、必要に応じて教育研究支援室にて利用方法のサポートをしている。「C plus」を通じて、担当教員は履修学生に対して予習を指示し、教材を配付し、提出レポートを受け付け、添削済みレポートを返却するなどができる。また、「C plus」を通じて教員と学生間で意見交換等を行うこともできる。

（4）予習指示等

授業で使用するレジュメ等は、概ね1週間前までには、「C plus」を通じて、あるいは手渡しで学生に配付される。学生は、講義要項に示された各回授業の

¹³⁰C plus 操作ガイド〈教員〉

¹³¹C plus 操作ガイド〈学生〉

概要と事前に配付された教材・資料等により、各回において自分が修得しなければならない内容を十分に認識することができる。

予習・復習の指示は、講義要項の授業計画に示されると共に、必要に応じて、適宜「C plus」を通じて、学生に通知される。また、あらかじめ提出した講義要項の内容を改定する必要がある場合（例えば、重要な法律の改正、判例の変更、指定したテキストの新版が発行された等）には、直ちに「C plus」を通じて学生に周知している。学生は「C plus」を通じて各科目の教材・資料等にアクセスすることもできる。

2 点検・評価

本法科大学院における授業では、講義要項や教材・資料等を通じて、その内容を学生に対して事前に周知徹底しており、学生は事前の予習指示を受けて十分に準備をすることが可能となっている。

3 自己評定

A

4 改善計画

「中央大学法科大学院到達目標」は、まだ確立されて間もないため、その適切性や現実的機能の検証を進めている。また、入学者の学力レベルの変動には特に注視し、授業内容やフォローアップのあり方について不断の検討を続けていきたい。

6-1-2 授業（2）〈授業の実施〉

（評価基準）開設科目が効果的に履修できるよう、適切な態様・方法で授業が実施されていること。

（注）

- ② 「適切な態様・方法で授業が実施されている」とは、当該科目の授業担当能力のある教員により、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえ、開設科目の効果的な履修に向け、具体的予習指示、授業の仕方、授業後のフォローアップ等に創意工夫や努力がなされていることをいう。特に、学生が十分な予習を効率的に行うことができるように的確な指示や指導を行うことが必要である。また、授業の仕方については、授業中での双方向・多方向の議論をするといった法的議論能力等の養成が可能となる工夫が必要である。

1 現状

（1）授業の実施

ア 教育内容

1年次配当の法律基本科目、2年次配当の法律基本科目においては、同一科目を担当する教員間で授業の進行に合わせて意見交換を随時行い、相互の授業間で説明内容に不均衡がないかなどを確認し合い、最終的な学期末試験の内容や採点基準などを含めて緊密に連絡を取り合っている。

学年を超えた各科目系（例えば、法律基本科目の民法、商法、民事訴訟法、刑法等）においては、各年度の節目に、その担任教員で構成される会議で意見交換を行い、毎年の学生の現状・レベルについて議論した上で、1年次の授業内容やレベルのあり方、それと連動して2年次の授業内容やレベルをどう設定していくべきかを検討している。

法律基本科目と実務基礎科目、さらには発展科目との関係については、FD研究集会における意見交換で、各科目の授業の現状等の情報交換を行なっている。

イ 授業の仕方

1年次配当の法律基本科目においては、法学未修者に条文の意味内容を一通り理解させるために講義をすることにはなるが、ポイントごとに簡単な事例を交えて学生に質問を投げかけ、その解答に対して教員からコメントをすると共に、他の学生の意見も適宜述べさせるようにして、学生の考える機会を確保するように努めている。2年次以降に配当された事例分析の授業になると、本格的な双方向の授業を展開することになるが、1つの論点についてはなるべく複数の学生に対立する意見を述べさせたいうで、結論の分かれ目となるポイント

がどこにあるのかを学生に考えさせるように心掛けている。

なお、法律基本科目においては、1クラス45名を基本とし、「基礎演習」、「テーマ演習」及びその他実務基礎科目については、学修効果が高まる定員設定としており、適切な履修者数を確保している。

ウ 学生の理解度の確認

多くの科目では、授業期間内に1～2回の中間試験・レポートなどを実施し、個々の学生の授業理解度を確認し、適宜学生への学修指導を行っている。中間試験や学期末試験及びレポート等については、採点・評価や添削済み答案を学生に対して速やかに返却することで、教員が学生の理解度を確認すると共に、学生自身が自己の習熟度を理解することにも役立っている。

いずれの授業も、本法科大学院の理念に従って、双方向・多方向の授業を実施しているが、法学未修者（1年次）のクラスでは、法的思考の前提となる基礎知識・概念・原則の修得に重点が置かれ、講義をする比率が高くなる傾向がある。

エ 授業後のフォロー

授業後の学生のフォローアップのための工夫としては、教員がオフィス・アワーを設定して質疑の機会を設けていることに加え、本法科大学院を修了した若手弁護士を中心とした実務講師によるフォローアップの機会¹³²が設けられ、学生は授業時間以外に学修アドバイスを受けることが可能な体制となっている。

オ 出席の確認

本法科大学院における学修は、授業に出席して双方向・多方向の授業を受けるプロセスが重要であることに鑑み、出席を重視し、科目の時間総数の3分の1を超えて欠席した場合には、原則として当該科目の成績を「F」評価とするものとしている^{133、134}（法科大学院における授業欠席の取り扱い基準を定め2007年度から実施）。これは、履修要項¹³⁵に記載されており、学生にも周知されている。このような厳格な措置を前提として、授業開始第3週目の時点で、必修科目において出欠状況の定点調査を実施し、一定回数を欠席している学生については、現在の出席状況を通知し、出席を促している。なお、一定の要件（学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症¹³⁶に罹患した場合や裁判員に選出¹³⁷された場合及び家族等の忌引によりやむを得ず欠席する場合）に該当する場合には、授業への出欠回数において分子・分母の回数から除いて欠席率を算出する措置をしている。

教員が出席確認を適切に行うため、必修科目についてはあらかじめ座席表を教員に配付して出席状況を目視で確認し、授業回毎に、出席確認用の署名用履

¹³²CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp. 24, 37-38

¹³³中央大学法科大学院内規集No.38-1 法科大学院における授業欠席の取り扱いに関する履修要項の記載について

¹³⁴中央大学法科大学院内規集No.38-2 厳格な出欠管理について

¹³⁵履修要項 2015 p. 31

¹³⁶中央大学法科大学院内規集No.38-3 学校保健安全法施行規則 18条記載の感染症による欠席の取扱いについて

¹³⁷中央大学法科大学院内規集No.38-4 裁判員選出に伴う欠席の取扱いについて

修者名簿を用意し、出席者に署名させている。選択科目については、座席指定ではないことから全員に出席確認用の署名用履修者名簿を配付して署名させたり、授業回ごとに出席カードを配付して署名させたうえ提出させ、出欠を確認している。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

実務基礎科目では、ビデオ教材等を活用して現場のイメージをつかみやすくしている。ビデオ教材等については、オンデマンドでも提供し、学生の学修効果を向上させるのに役立っている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

1年次配当の法学未修者対象の授業では、主要な実定法の基本的原理と各条文・制度の基礎知識を修得させるようにしており、2年次以降ではこれを基礎にした事案分析能力の向上を図る授業、さらに3年次では発展的な論点・先端分野も取り入れた総合的な授業を行ってきた。担当教員との意見交換を通じて、毎年の学生の現状を考慮しつつ、1年次では発展的すぎる問題を取りあげてはいないか、また、2年次以降に配当された授業における事例分析の材料となる問題が過度に高度なものとなっていないかを毎年検討しており、その都度必要に応じて教材も改正しており、授業のレベル設定は概ね穏当なものと考えている。なお、2013年4月改正のカリキュラムにおいて、展開・先端科目群の「ジェンダーと法」と「国際取引法」について、配当年次を3年次から2・3年次に変更し、早い段階から将来のキャリアプランを見据えた科目選択ができるようにした。

(6) 到達目標との関係

「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループが提示した共通的到達目標（コア・カリキュラム）を受け、本法科大学院における法律基本科目全体の学修の到達目標を設定すべく教務委員会で統一した方針を策定、議論を重ねた結果、2012年度に法律基本科目について学生が在学中に修得すべき事項を大きく3段階に分けて「中央大学法科大学院到達目標」を作成した。授業ではこの「中央大学法科大学院到達目標」を意識しつつ、授業で十分検討できない事項についても、そこに示された3段階を参考にして自学自修を進めるよう学生に指示している。

この3段階とは、大まかに言えば、A（基本的事項）、B（重要事項）、C（発展的事項）であり、授業ではA及びBの事項の大部分は扱うが、Cの事項は必ずしも十分に取り上げることができないことがあり、そのような部分は学生の自学自修に期待されることが少なくないことを「C plus」などで周知している。

授業外の自学自修の支援としては、実務講師によるフォローアップ体制や学生間で実施している自主ゼミに利用するゼミ室や小教室の貸し出しを含めた学

修環境の提供を挙げることができる。

「中央大学法科大学院到達目標」は、その適切性や現実的機能の検証を進めている。

(7) 特に力を入れている取り組み

良質な授業の提供が第一と考えており、授業に関するあらゆる点で全力を尽くしている。

(8) その他

特になし。

2 点検・評価

実際になされた授業内容も事前の予告との齟齬は基本的になく、学生の考える力の養成のために双方向のスタイルも学生のレベルに見合った形でなされてきた。さらに、授業後のフォローアップも、オフィス・アワーや実務講師のサポートによって十分に行われており、在学中に学生が目標とすべき修得事項も明確に定められるに至った。

その意味で、本法科大学院の授業体制には特別の問題はないと考えている。今後は、「中央大学法科大学院到達目標」の意義の検証と、入学する学生のレベル・現状を考慮したうえで授業内容を改正する必要性に留意すべきである。昨今の法科大学院志願者減少との関係で、入学者の学力レベルが大きく変動する恐れもあるからである。

3 自己評価

A

4 改善計画

「中央大学法科大学院到達目標」は、まだ確立されて間もないため、その適切性や現実的機能の検証を進めている。また、入学者の学力レベルの変動には特に注視し、授業内容やフォローアップのあり方について不断の検討を続けていきたい。

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

（評価基準）理論と実務との架橋を意識した授業が実施されていること。

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

本法科大学院は、教育理念の1つとして、「日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行う」ことを掲げ、「実務を批判的に検討し発展させる創造的な思考力を持った法曹を養成する」ことを明らかにしている（「1-1 法曹像の周知」参照）。高度な法理論と創造的な法律実務を高いレベルで両立させることにより、現代社会に生起する紛争に適切に対応し、社会正義の実現に邁進できる法曹を養成することができるからである。このような理論と実務の架橋は、法科大学院教育の本質であるにとらえ、原点となった司法制度改革審議会の意見書の該当部分を全専任教員に配付するなどして、周知・徹底を図っている。この理念は、カリキュラム、担当教員の配置及び授業実施の各側面において、その達成が目指されている。

（2）授業での展開

1年次配当の科目のうち、実務家教員が担当する「生活紛争と法」においては、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえでのガイダンス的役割を担いつつ、同時に法律実務への関心を深める契機を作っている。商法分野では、例えば、教材として株主総会参考資料を配布し、会社法の条文と照合することを通じて、企業実務との関わりを認識できるように工夫している。刑事法系では、教員が判例を素材とした事例問題形式の教材を作成し、捜査・公判立証の実際も取り上げながら、刑事実務との関わりを認識できるよう工夫されている。なお、2011年4月改正のカリキュラムで新たに導入した「基礎演習」では、公法系、民事系、刑事系について研究者教員と実務家教員のそれぞれが理論的・実務的基礎知識の修得を目標とした授業を展開している。

2年次・3年次配当の法律基本科目（「行政法基礎」、「公法総合Ⅰ～Ⅲ」、「民事法総合Ⅰ～Ⅳ」及び「刑事法総合Ⅰ～Ⅲ」）及び実務基礎科目は、理論と実務を架橋することを企図した科目である。教材は、主として、判例を中心とした長文の事例と設問であり、市販のテキストを利用する場合にも、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせて工夫を凝らしている。例えば、刑事法関連科目のように、研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で授業を実施している分野や、リーガル・クリニック（倒産・事業再生）のように、研究者教員と実務家教員が共同担当をしている分野もあり、学生は理論と実務の架橋・融合を身近に感じられる環境となっている。

さらに、2015年後期から「中級事案研究」という科目を設けた。

また、2007年4月改正のカリキュラムにおいて、3年次配当科目として「総合事案研究」という科目を設けた。これは、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実体法解釈論と要件事実論的事案分析と訴訟法上の主

張立証等の規律を有機的に結び付けて文字通り総合的な検討を行うと共に、実務法曹に必要とされる書面及び口頭での表現能力を培うことも企図する科目であり、司法修習、とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

このほか、展開・先端科目においては、実務家・研究者の共同担当科目を豊富に設定するのみならず、多分野にわたるテーマ演習を設定し、理論的分析の実務における意義を学生が体得できるように配慮している。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

展開・先端科目群においては、既存の制度や判例・通説に基づく対応が困難な現代的な問題をどのように解決するか、それぞれの持つ思考プロセスを学生に開示し、実務家教員と研究者教員がそれぞれ連携しつつ（オムニバス方式もあれば、基礎・応用を分担する場合もある）、学生に考えさせる授業を実施している（例えば「企業金融と法」、「労働法」、「ジェンダーと法」、「IT社会と法」、「租税法」、「コーポレート・ガバナンスと法」、「環境法」等）。また、研究者教員の担当する授業において、様々な分野の実務家をゲストスピーカーとして招く例も少なくない（例えば「政策形成と法」、「ヨーロッパ法」、「被害者と法」等）。

さらに、法科大学院協会が司法研修所の協力を得て実施する研修会に研究者教員を派遣するなど、実務に触れる機会を設定している。また、本法科大学院には、研究者教員と実務家教員が合同で開催する研究会が多数有り、実務家教員が学術的研究をする機会がある。

(4) 特に力を入れている取り組み

基本7法科目については「科目別学修支援のガイドライン」¹³⁸を作成し、年度初めにオリエンテーションで配布の上、説明している。それは、各科目の基礎から応用までステップアップする過程のそれぞれの段階で必要とされる理解度の到達目標を明示し、どの段階で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるように大まかな目安を示している。すなわち、まず基礎的な知識の修得を重視し、次に判例を中心とした事例分析を重視し、最終的には新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身に付けることといった目標が示されている。この目標に従って、学生は、入学から修了までのプロセスにおいて徐々に進展する「理論と実務の架橋」のどの位置に自分がいるかを、自ら判断できるようになると期待される。

(5) その他

「生活紛争と法」などの授業における実践内容は、『中央ロー・ジャーナル』¹³⁹等に適宜報告し、「授業の可視化」を図っている。

¹³⁸ 科目別学修支援のガイドラインについて

¹³⁹ 本法科大学院 Web サイト「中央ロー・ジャーナル」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal

2 点検・評価

1年次から3年次まで幅のある法科大学院の教育において、理論教育と実務教育の架橋をどの段階でどの程度目指すべきかについては、十分なコンセンサスがあるわけではない。また、全ての法分野を通じて統一的基準をもって行う性質のものではないかもしれない。しかし、少なくとも、研究者教員・実務家教員が共通の問題意識を持つことが必要である。研究者教員と実務家教員のオムニバス方式で授業を実施している刑事法分野では、相互の意見交換や議論を経て共通理解を形成しており、教育現場で対応することが十分可能となっており、学生アンケートでも学生の満足度・主体的な参加度合いがきわめて良好である。その他の法分野においては、研究者教員と実務家教員が協議の上で教材や授業内容を決定したり、研究者教員が担当する場合でもそれぞれの教員の工夫により「実務を意識した理論教育」が実践されており、学生の満足度等を確保できるよう努めている。刑事法分野におけるような取り組みを他の分野で導入するかどうかは、人的資源との関係等も含めて、今後さらに検討すべき1つのFD課題であると考えている。

「1(4)特に力を入れている取り組み」で指摘したように、この問題の1つの対応として「科目別学修支援のガイドライン」を作成し、本法科大学院においては、理論教育と実務教育の架橋を目指した教育体制が段階的に強化され、質的・量的に見て比較的充実しているものと評価できるが、なお改善の余地はあると思われる。

3 自己評定

A

4 改善計画

「理論と実務の架橋」という課題は、法科大学院教育の全般に関わるものであるが、カリキュラム上、公法・民事法・刑事法の各分野に分けて科目を配置し、それぞれの科目で教育内容・到達目標を示しており、それぞれに考え方や対応が異なることは避けられない。そこで、FD研究集会において、理論と実務の架橋を効果的に行っている科目の実態を紹介することで、今後も情報の共有と共に、教員の意識の向上を促進する予定である。

6-3 理論と実務の架橋（2）〈臨床科目〉

（評価基準）臨床科目が適切に開設され実施されていること。

1 現状

（1）臨床科目の目的

本法科大学院では、臨床科目として、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」、「ローヤリング」及び「模擬裁判」を開設している。法科大学院が法曹養成機関である以上、机上の法律論のみを修得させるだけではその役割として不十分であり、実務家として要求される実務現場での事実及び規範の発見能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成するために設けられたのがこれらの科目である。これらは選択必修科目であり、授業内容は科目相互の補完性を意識して設計されている。

その中で、「エクスターンシップ」及び「リーガル・クリニック」は、法律事務所における実習など実地に赴く授業内容となっているため、受け入れ機関の確保や機密保持の徹底など授業開設に当たって対処すべき課題が多い。それゆえ、両科目については、「リーガル・クリニック運営委員会」及び「エクスターンシップ運営委員会」を実務家教員及び研究家教員で組織して、運営にあっている。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 臨床科目の開設状況

2014 年度前期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位 修得者数	履修要件等
エクスターンシップ	2	選択必修	8 *	8	3年次以上かつ法律基本科目群必修科目のGPAが2.00以上
リーガル・クリニック	1		68	68	3年次以上
法文書作成	1		75	75	2年次前期はACEクラス
ローヤリング	1		98	98	2年次後期はACEクラス、3年次以上
模擬裁判（民事）	1		27	27	3年次以上
模擬裁判（刑事）	1		60	60	3年次以上

2014 年度後期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位 修得者数	履修要件等
エクスターン シップ	2	選択 必修	85 *	80	法律基本科目群必修 科目の GPA が 2.00 以上
リーガル・ クリニック	1		62	62	2 年次後期から
法文書作成	1		102	99	2 年次後期は BDF クラス
ローヤリング	1		87	84	2 年次後期は ACE クラス、 3 年次以上
模擬裁判（民事）	1		31	30	2 年次後期から
模擬裁判（刑事）	1		47	47	2 年次後期から

2015 年度前期

科目	単位数	開講区分	履修者数	単位 修得者数	履修要件等
エクスターン シップ	2	選択 必修	14 *	14	3 年次以上かつ法律 基本科目群必修科目 の GPA が 2.00 以上
リーガル・ クリニック	1		82	82	3 年次以上
法文書作成	1		90	89	2 年次前期は BD クラス
ローヤリング	1		137	137	2 年次前期は ACE クラス、 3 年次以上
模擬裁判（民事）	1		38	38	3 年次以上
模擬裁判（刑事）	1		52	52	3 年次以上

* 履修取り消し者は除く。

以上の通り、臨床科目は、法科大学院の趣旨に照らした単位数を確保し、授業期間中は必修科目が開講されていない 8・9 限目を中心に複数クラス開講し、エクスターンシップは、夏季又は春季の授業期間外に集中して全国各地の法律事務所等で実施するなど、学生が履修しやすい工夫を行っている。

臨床科目においては、単に実務を見学するにとどまらず、担当教員の適切な指導のもとで学生がこれに積極的に関与している。

臨床科目の特性上、いずれも成績評価は合否のみの判定である。「エクスターンシップ」では、実施後直ちに学生には詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書と併せ、担当教員がこれを厳正に検討し単位認定

を行っている。「リーガル・クリニック」やその他の科目については、担当教員が各回の学生の授業への貢献度を正確に記録し、厳正な単位認定を行なっている。

イ 「エクスターンシップ」

本法科大学院の「エクスターンシップ」は、法律事務所、企業法務部など幅広い派遣先を多数確保して実施されており、とりわけ法律事務所は、北海道から沖縄まで、国内法務中心の一般事務所から渉外事務所など、極めて広範かつ多彩な派遣先がリストアップされている。また企業法務部も、本格的な法務部門を持つ多くの有力企業を派遣先としている。官公庁については、これまで中央省庁及び地方自治体への派遣実績がある。中央省庁が各法科大学院の学生を一括して募集する「霞が関法科大学院生インターンシップ」を行なうようになって以降は、中央省庁での研修を希望する学生にはこれを勧め、中央省庁でのエクスターンシップは休止している。いずれにせよ、学生の希望を尊重した派遣が可能であり、あらかじめ用意されたリスト以外からも、学生が自己開拓した法律事務所への派遣を、一定の条件の下に認めている。派遣期間も原則として3週間であり、2単位にふさわしい実りの多い研修が可能な期間が設定されている。

受入先とは定期的に意見交換の場を設けており、本科目の趣旨を十分に理解してもらっている。また、派遣に先立って、機密保持や情報漏洩の防止等を徹底させるため、「誓約書」の提出はもとより、オリエンテーション期間におけるガイダンスのほか履修者決定後2回の事前研修会（実施時期：8月派遣の場合第1回は6月・第2回は8月、2月派遣の場合第1回は12月・第2回は2月、実施時間：第1回は約60分、第2回は約120分）を設けると共に、学生には派遣先を事前訪問して研修内容を打ち合わせたうえ、その報告書を提出するように義務づけている。学生がどの程度事件に関与しうるかについては、当事者との関係で許される範囲でのケースバイケースの扱いがされている。

さらに学生には、実施後直ちに詳細な報告書を提出することを求め、派遣先から提出される報告書と併せ、担当教員が検討して単位認定にあたっている。加えて、他の学生の経験に学ぶことも有意義であることから、エクスターンシップ終了後に学生による報告会を実施している。これは、エクスターンシップ運営委員会の教員のもと、具体的な活動報告を行うものである。また、引き続き派遣先と本法科大学院との事務的な検討会を実施し、成果の共有化を図っている。

なお、2010年度後期の派遣から、履修直前学期までの法律基本科目群（必修科目）のGPA2.00以上という成績基準を履修条件として設けると共に、各回の派遣者数を上限120名までとした¹⁴⁰。「エクスターンシップ」の学修効果を上げるためにも、また外部に指導を委嘱するという科目の性質からも、一定水準以上の法律基本科目の修得が必要不可欠と考えられること、派遣先との連絡調整などで齟齬を来さないよう適正規模での運営を意図したことがその理由である。

¹⁴⁰講義要項 2015 p. 93

ウ 「リーガル・クリニック」

本法科大学院の「リーガル・クリニック」としては、「市民生活紛争」、「裁判外紛争解決システムADR」、「個別労働紛争」、「家事法」、「企業法務の基本的実務」、「知的財産法実務の基礎」、「公益的刑事弁護」、「倒産・事業再生」、「国際人権法の実務」、「行政訴訟の基礎」など多様な授業¹⁴¹が提供されており、それぞれで工夫を凝らした独自教材を用いて効果的な授業が展開されている。

この「多様性」を持った各授業それぞれが本法科大学院の提示する6つの法曹像にリンクしており、各自の法曹像にマッチしたクリニックを選択し将来の自身を意識して主体的に授業に参加することをガイダンスで説明している。

授業は1単位50分15週を基本としており、実施状況については、各担当教員から提出されるリーガル・クリニック授業報告書によって確認している。また、それぞれの授業内容については、『中央ロー・ジャーナル』¹⁴²において授業実践報告として掲載しており、授業内容を可視化し、研究者教員を含めた全専任教員の評価を得た上で、更なる授業の充実・進化に努めている。また、法化社会が進展する中で、法曹実務の有り様は多様化・高度化しており、これに対応できるように、授業設計や授業方法・教材の開発を進めている。

また、「リーガル・クリニック」は主に実務家教員によって担当されているが、理論と実務の架橋の実現のため、研究者教員との共同担当授業を増しており、前述のリーガル・クリニック委員会において実務家教員と研究者教員との意見交換の機会を確保するように心がけている。なお、学生には報告書等を提出させている。

エ 「法文書作成」

教員が事例問題を作成し学生に示した上で、事件処理の方針説明を求め、相手方に対する通知書、訴状等の作成、あるいは、依頼人に対する意見書、報告書の作成を求める授業である。単なる文書作成にとどまらず、方針であれ意見であれ、学生には常に法理論上の根拠を示しつつ説明させることに重点を置いており、自ずと実務教育と理論教育を架橋するものとなっている。実務で作成される文書には必ず法的根拠がある。学生にその説明を求めるのは、実務で使いこなすためその根拠を正しく理解させる必要があると考えるからであり、これによって、学生が自ら考え、分かり易く依頼者（相手方）に伝える能力を涵養することを期待している。

オ 「ローヤリング」

担当教員と実務講師（当法科大学院出身者を含む実務経験10数年から数年の若手弁護士）が、実際の事件を素材とした事例を共同作成し、これに基づいて実施される法律相談、訴訟上の和解のロールプレイ3回と、その結果の検討を中心に授業が行われている。

ロールプレイの際、弁護士役は学生が、当事者（相談者）役は実務講師が担当している。実務講師はロールプレイ後に行われる検討の場にも加わり、教員と共に学生が行う問題点の分析に関与している。

¹⁴¹講義要項 2015 pp. 95-111

¹⁴²本法科大学院Webサイト「中央ロー・ジャーナル」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/journal/

カ 「模擬裁判（民事）」

担当教員1名と実務講師（弁護士）3名の合計4名の教員スタッフと、定員15名程度の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。人的にも物的にも、恵まれた授業環境である。

授業内容としては、あらかじめ授業担当者会議（弁護士である実務家教員4名で構成）で、策定した授業行程表に従って授業が展開されている。その内容の柱をなしているのは、リーガルライティングとロールプレイである。リーガルライティングは、訴状起案・答弁書起案・判決起案などであり、ロールプレイとしては、第一回口頭弁論手続・弁論準備手続・本人尋問手続・判決言渡手続の各場面を学生及び実務講師が演じている。

キ 「模擬裁判（刑事）」

担当教員1名と実務講師（弁護士）3名程度の合計4名の教員スタッフと、定員20名程度の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。授業の進行は、あらかじめ授業担当者会議（元裁判官1名及び元検察官2名、合計3名の実務家教員で構成）で策定した授業工程表に従って展開される。授業内容は法務総合研究所作成の教材を使用し、学生に裁判官、検察官、弁護人のいずれかの役割を担当させて、冒頭手続（公判前整理手続は任意）から判決宣告までを模擬法廷で実際の裁判と同じような手順で進めていく。担当した役割に応じて、訴訟指揮、証人尋問、被告人質問を行わせ、論告、弁論、判決を起案させている。授業を進めるうちに、刑事裁判手続が理解できるよう工夫をしている。

（3）特に力を入れている取り組み

実務家教員と研究家教員との連携・共同授業担当をさらに拡大・深耕することによって、「理論と実務の架橋」の強化を推進している。

（4）その他

「リーガル・クリニック」については、各期のオリエンテーション期間にガイダンスを実施し配付資料と共に授業担当教員から履修希望者に対して授業内容・方針を説明する機会を設けている。また、「リーガル・クリニック」は少人数で授業を実施することが望ましい科目のため、各クリニックのクラスごとに定員（平均7名程度）を設け、定員を超えた場合には公平に抽選にて履修者を決定している。また、履修者が決定した段階で、履修登録用紙と共に「リーガル・クリニック」を履修するにあたり遵守すべき事項等が記載されている「誓約書」を提出させ、事務課にて内容に不備がないか確認後、「C plus」に履修登録することを徹底している。

なお、派遣先での学生のマナーを懸念する指摘があったことから、「エクスターンシップ」の派遣学生を対象としたマナー講習会を、2011年度から年1回実施している。

2 点検・評価

上述の通り、「エクスターンシップ」において幅広い派遣先が確保され、また、「リーガル・クリニック」において、多様な法的紛争・問題類型（家事・相続、企業法務、公益的刑事弁護、個別労働紛争、ADR、市民生活紛争、知的財産紛争、行政事件、倒産事業再生、国際人種問題など）に即した実習が可能であることは、学生の希望を最大限実現できることであり、全国最大規模の法科大学院としての本法科大学院の大きな長所であり、学生の参加意欲も極めて高い。また、「リーガル・クリニック」の担当教員のほか、「エクスターンシップ」の派遣先からも、学生の熱心な取り組みが高く評価されており、質的・量的に非常に充実している。

「エクスターンシップ」においては、多くの派遣先があり、希望する学生全員を派遣することができている。これに対し「リーガル・クリニック」においては、現実の生の事件をできる限り取り上げるべく努力しているものの、例えば、企業法務においては、顧問先企業等との関係で、担当教員の守秘義務の要請が強いものがあり、また、内容の複雑さ、難易度の高さからいっても、生の事件、生の問題をそのまま学生に提供することが困難な状況である。そのため、企業法務においては、シミュレーションではあっても、複雑さ、難易度が学生にとって適当であり、できる限り現実の事件に近い教材を開発することが今後とも必要であると考えている。

3 自己評定

A

4 改善計画

「リーガル・クリニック」は、法律事務所等における実地を学ぶことができ、また、本法科大学院では6つの法曹像に即した各クリニックを開講し学生からは将来のキャリアプランを見据え人気が高い科目である。学生は2年次後期・3年次前期・後期において履修可能であるが、特定の学期に定員に比べ多数の履修希望者となるが多いため、履修者の動向や科目のトレンドを考慮して、担当教員やクラス数を増設することで、より学生が履修しやすい柔軟な体制を構築していきたい。今後は、担当教員が増えたことによる教員同士のネットワーク作りや、理論教育と実務教育の架橋という観点からの研究者教員と実務家教員との連携のさらなる拡大が必要である。

6-4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

1 現状

(1) 国際系科目の設置

本法科大学院では、法曹資格を得た後のキャリア形成までも視野に入れ、外国法科目の他に以下のような国際系科目を設置している。

ア 国際関係法（公法系）

国際法総論・国際人権法・国際経済法を設置している。2016年度改正のカリキュラムで、2年次「国際法総論」（2単位）を閉講し、国際関係法（公法系）の内容についてより確実な理解を深めるために、2年次「国際法総論」に代えて「国際法Ⅰ（基礎）」（2単位）と「国際法Ⅱ（応用）」（2単位）の2科目を開講することとした。

イ 国際関係法（私法系）

国際私法Ⅰ・国際私法Ⅱ・国際取引法を設置している。

ウ Study Abroad Program

海外研修プログラムとして正規科目として設置されている。2015年度は、Study Abroad ProgramⅠ（香港プログラム）1単位と Study Abroad ProgramⅡ（メルボルンプログラム）2単位を開講した。いずれのプログラムも研修先大学の著名な教員から直接講義を受けるだけでなく、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶなど、実践的内容も含むよう工夫している。

エ Foreign Law Seminar

外国人専任教員が担当している Foreign Law Seminar（International Entertainment Law）では、シラバスは英語で書かれており、授業は英文資料に基づき、主に英語で質疑応答を行うことによって進められている。

オ 企業内法務の実務

企業内弁護士に求められる知識・応用力・決断力等を養成し、さらにはコミュニケーション能力・英語力の重要性を理解し、企業で活躍できる弁護士・企業法務に携わる法律実務家に必要となるマインド及び基礎的・専門知識の修得するためにゲストスピーカーを招き、ゲストスピーカーの経験を学生に伝えている。ゲストスピーカーは毎回異なり、2015年度では、2回「企業法務とグローバル化」と題して、授業を行った。

(2) その他

日本比較法研究所等が主催し、外国人研究者の講演会を市ヶ谷キャンパスで開催することを積極的に推し進め、学生の参加を促している。

2 点検・評価

外国法科目だけでなく、展開・先端科目において、前述したように多岐にわたる選択科目を設置している。本法科大学院では、多様な分野で活躍が期待されるリーガルジェネラリスト及びリーガルスペシャリストの養成に貢献するために6つの法曹像を掲げている。その中の1つに「渉外・国際法ローヤー」を掲げている。履修要項でも「渉外・国際法ローヤー」をめざす科目履修プランを提示し、学生に意識づけ動機づけを行っている。

3 自己評価

B

4 改善計画

Foreign Law Seminarのように主に外国語で行う授業はあるが、外国語のみで実施する授業はない。今後は、外国語のみで行う授業の設置等を検討していきたい。

第7分野 学習環境及び人的支援体制

7-1 学生数（1）〈クラス人数〉

（評価基準） 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

（注）

- ① 「1つの授業を同時に受講する学生数」とは、クラスに参加する全ての学生の数をいい、本科生、留学生、科目等履修生、聴講生等を含む。
- ② 「適切な数」とは、その開設科目として効果的な授業を行うのに適した人数をいう。法律基本科目の場合は、50人を標準とし、60人を大幅に超えることのないように適切な努力がなされていること、及び法律基本科目のうち必修科目の場合は、10人を下回ることのないように適切な努力がなされていることをいう。なお、60人を大幅に超えるか否かの点については◎基準、10人を下回るか否かの点については○基準とする。

1 現状

（1） 1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）。

開講科目毎の履修者数については、開講科目履修申請結果¹⁴³の通りである。

（2） 適切な人数となるための努力

2015年度は、必修法律基本科目の履修のために、1年次（法学未修者）に2クラス（1クラスあたり35～40名程度）、2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次の混合クラス）に5クラス（1クラスあたり45名程度）、3年次に6クラス（1クラスあたり45名程度）が設置され、クラス指定のある必修法律基本科目が行われるクラスにおける学生数は、2015年度においては、2年次以上のクラスで58名、1年次のクラスでも32名が最大であった。

また、基礎演習（推奨人数原則10名以内、最大15名まで）、テーマ演習（推奨人数10～15名程度、最大30名まで）においては、科目の性質・特殊性や少人数教育によって教育効果が高まるため、履修者数が推奨人数となるようにしている。基礎演習及びテーマ演習については（2）で述べた人数を超えないよう、第1回授業前に担当教員への依頼文で促すと共に、確定した履修者登録用名簿について、事務担当者が推奨人数を超えて登録されていないことを点検し、超過する場合には受講者数を教員に調整を依頼しており、これまで履修上限を超えたことはない。

¹⁴³ 教授会資料

さらに、1年次から2年次への進級時のクラス分けにおいては、クラスによって成績及び人数に偏りが発生しないよう配慮して振り分けを行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

法律基本科目の再履修者の配分について、人数に偏りが生じないよう十分に配慮している。

(4) その他

必修科目以外の科目は、履修人数の経年データをもとに、開講コマ数を増やしたり、受講生が特定の科目に集中しないよう時間割の上でバランスをとり、学修効果を損なわないようにしている。

2 点検・評価

必修科目及び演習科目においては、適正な規模が維持されている。また、必修科目以外の科目についても、お概ね適正な規模が維持されている¹⁴⁴。適正な規模が維持されるよう、配分に考慮した方策が適宜とられている。その他の取り組みとしても、経年データを元にして、開講コマ数や時間割を工夫するなど十分な取り組みがされている。

3 自己評定 合

4 改善計画

引き続き授業科目を設置する学期、クラス数を調整し、適正規模を超えないよう対応していく。

¹⁴⁴ 教授会資料「開講科目履修申請結果」

7-2 学生数(2)〈入学者数〉

(評価基準) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- ② 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、入学定員の110%以下を標準として入学者数が収容定員に対するバランスを失っていないことをいう。

1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2015年度	270人	241人	89.3%
2014年度	270人	238人	88.1%
2013年度	270人	202人	74.8%
平均	270人	227人	84.1%

- [注]
- 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
 - 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
 - 3 「定員充足率」については、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

入学定員及び入学者数は上表の通りである。入学者数は過去3年間の平均で入学定員の84.1%となっており、入学定員を上回っていない。

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

入学定員を大幅に上回らないための以下の方策を講じている。

入学者選抜において、正規合格者を発表すると同時に、不合格者のうち総合点の上位から一定数を追加合格候補者としている。

追加合格が必要な場合には、入学手続状況に応じて、追加合格候補者の上位ゾーンから順次に区分されたゾーン毎に追加合格者を出すこととしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

入学者選抜における合格者数を的確に判断するため、経年データに基づき、適切に判断している。

(4) その他

入学手続者を対象とした入学前説明会の出欠状況及び進路アンケートの内容に基づき、入学者数の予測及び追加合格者の判断を行っている。

2 点検・評価

入学者数は、過去3年間の平均で入学定員の84.1%となっており、入学定員を上回っていない。また、入学定員を大幅に上回らないよう、入学者選抜において、入学手続状況等を見ながら、必要に応じて段階的に追加合格者を発表する等、適切な努力をしている。その他、入学前説明会での出欠状況等から入学者数の予測を行う等工夫をしている。

3 自己評定

合

4 改善計画

入学人員については、2016年度より本法科大学院の教育の質をさらに向上させるため、法学既修者の入学定員を200名から180名へ、また、法学未修者の入学定員を70名から60名へ、それぞれ変更することとした。

7-3 学生数(3)〈在籍者数〉

(評価基準) 在籍者数が収容定員に対してバランスを失っていないこと。

(注)

- ① 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- ② 「収容定員」とは、「入学定員」に3を乗じた人数をいう。
- ③ 「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないことをいう。

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

【評価実施年度の在籍者数の割合】

	入学定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2015年度入学生	270人	241人	89.3%
2014年度入学生	270人	232人	85.9%
2013年度以前入学生	270人	65人	24.1%
合計	810人	538人	66.4%

- [注] 1 在籍者数(休学者含む)は、2015年5月1日現在の数値。
2 定員充足率は、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

【過去3年間における全体の在籍者数の割合】

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)
2015年度	810人	538人	66.4%
2014年度	810人	505人	62.3%
2013年度	810人	536人	66.2%
平均	810人	526人	64.9%

- [注] 1 在籍者数(休学者含む)は、各年度5月1日現在の数値。
2 定員充足率は、小数点以下第2位を四捨五入した数値。

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

在籍者数は、収容定員を上回っていない。

(3) 特に力を入れている取り組み

教務委員会及びカリキュラム・進級制度検討委員会において、進級判定制度¹⁴⁵、

¹⁴⁵中央大学法科大学院内規集No.30 中央大学法科大学院における進級に関する規程

¹⁴⁶との関連で、要件を変更する際に原級留置者数のシミュレーションを行い、在籍者数が収容定員を上回らないようにしている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

過去3年度の収容定員における在籍者数は適正に保たれており、定員充足率は常に110%以内である。大幅に上回らないように、進級制度とのバランスを考慮した運用を行っている。なお、入学定員の削減は、評価年度を含む過去3年間には実施していない。

3 自己評定

合

4 改善計画

現在のところ、改善すべき問題はないが、再試験制度の廃止や現行の1年次から2年次への進級判定制度に加え、2014年度から実施された2年次から3年次への進級判定制度に伴い、収容人数を上回る在籍者が生じないよう、教務委員会を通じて、継続的な分析及び検討を実施していく。

¹⁴⁶履修要項 2015 pp. 4-5, 19

7-4 施設・設備（1）〈施設・設備の確保・整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

1 現状

（1）施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

（ア）教室、ゼミ室とその設備

市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。特に、法律基本科目群の授業科目については、50人規模の受講生を収容する双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし、その他、各授業科目の教育内容に照らして、教室、情報処理教室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する標準教室では、学生用の机の広さが確保されているほか、教卓や学生用机の情報環境も整備されている。プラズマディスプレイ2基も配置され、各種プレゼンテーションに必要な設備が用意されている。

2015年度には、中継授業を実施できる教室である2301教室・2501教室・2601教室・模擬法廷教室の中継システムと2201教室・2401教室の音響設備のリプレイスを行った。

ゼミ室は20室設置されており、授業使用のほか、学生は学修を目的とする場合に、法科大学院事務課窓口において使用予定日の1ヵ月前よりその借用申請を行うことができる。

（イ）学生自習室¹⁴⁷

法科大学院における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために極めて重要であり、本法科大学院では、従来から学生自習室をはじめ、諸室の環境整備に努めている。

市ヶ谷キャンパスにおいては、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応した施設を設けている。まず、学生自習室では、学生1人に一席の固定席を自習席として確保している。また、PC自習室のほか、図書館内には多様な学修のニーズに即した資料の閲覧や読書ができる自由閲覧席やデータベース検索ができる自由席を整備している。

（ウ）教員研究室

専任教員研究室は、市ヶ谷キャンパス内に合計68室確保している。専任教

¹⁴⁷履修要項 2015 p. 42, 43

員個人研究室として64室、専任教員共同研究室として4室（各2～3名の共同利用が可）を設置し、兼担教員や非常勤教員については教員室として2室を設けている。

また、市ヶ谷キャンパスには、授業・授業準備の支援、教員間の相互研修や教材開発の支援等を行う施設として、各種データベース活用のための情報環境を整備した「教育研究支援室」を設置している。

法科大学院における学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィス・アワーを設定する等、特に教員と学生との間のコミュニケーションの場を確保することが重要である。上述の専任教員研究室、大学院教員室のほかに、1号館5階に学修指導室2室、談話スペース、1号館6階に教育研究支援室の資料保管室等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制がとれるよう措置している。

(エ) その他の設備等

a ロッカー¹⁴⁸

学生用ロッカーは、在学中に個人専用として1人に一つ貸与され、1号館2階～6階の通路に設置されている。

b 無線LAN¹⁴⁹

無線LANの利用については、市ヶ谷キャンパス内の大部分のエリアにおいて接続可能な環境となっている。

c コピー機¹⁵⁰及びプリンタ¹⁵¹

学生が使用できるコピー機は、1号館2階及び4階の学生自習室入口前、同5階の談話コーナー、2号館1階の法科大学院事務課前、同7階及び8階エレベーター前、ローライブラリー内に合計7台設置されている。複写補助として、各年度に1人あたり800枚印刷可能なコピーカード（無料）を配付している。また、館内貸出用PC、個人所有PCから出力できるプリンタを、1号館3階図書室Aに5台、5階談話コーナーに6台、合計11台を設置している。こちらは、印刷枚数に限度はなく、学修に必要な資料を出力できる環境を整備している。

コピー機及びプリンタは、1号館4階図書室Bにあるものを除き、市ヶ谷キャンパスの開館時間内であれば自由に利用することが可能である。

(オ) 教室・ゼミ室の一覧

¹⁴⁸履修要項 2015 p. 42

¹⁴⁹履修要項 2015 p. 44

¹⁵⁰履修要項 2015 p. 38

¹⁵¹履修要項 2015 p. 44

施 設	収容人員	面 積	教室数	備 考
大教室	141 人	183.28 m ² ～190.94 m ²	4	
模擬法廷	114 人	155.94 m ²	1	大教室を兼ねる
情報教室	100 人	184.00 m ²	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63 人	99.00 m ² ～152.10 m ²	10	双方向・対面教室 9 室
小教室	16～28 人	50.40 m ² ～63.60 m ²	7	
ゼミ室	4～12 人	10.48 m ² ～24.00 m ²	20	

(カ) 学生自習室・PC 自習室・図書室の一覧

施 設	面 積	設 備	席 数
学生自習室A	209.12 m ²	学生専用自習席(キャレル型)設置。 各キャレルに情報コンセント敷設。	116
学生自習室B	161.54 m ²		98
学生自習室C	73.26 m ²		41
学生自習室D	65.75 m ²		32
学生自習室E	79.20 m ²		44
学生自習室F	93.10 m ²		55
学生自習室G	121.42 m ²		76
学生自習室H	329.70 m ²		170
学生自習室I	65.75 m ²		30
学生自習室J	45.95 m ²		20
学生自習室K	19.80 m ²		11
学生自習室L	19.80 m ²		11
学生自習室M	95.45 m ²		45
学生自習室N	65.75 m ²		27
PC 自習室 (1351 号室)	99.00 m ²	PC41 台、プリンタ 11 台、スキャナ 4 台 設置。	41
PC 自習室 (2409 号室)	117.6 m ²	PC44 台、プリンタ 10 台、スキャナ 4 台 設置。	44
図書室A (1314 号室)	418.75 m ²	閲覧席設置 (PC 2 台設置)。	123
図書室B (1414 号室)	533.58 m ²	閲覧席設置 (PC 8 台設置)。	40
合 計			1,024

イ 身体障がい者への配慮

キャンパス内のバリアフリー化及び模擬法廷教室内に可動式スロープを設置しており、車椅子での移動が可能である。また、2号館1階に多目的トイレを設置しており、本法科大学院内での学生生活を不都合なく送ることができる環境が整備されている。

(2) 問題点及び改善状況

施設の設備については、学生から、自習室内の空調設備の問題や水道水の汚れなどが指摘されたが、空調設備の更新や水道管の改修が2013年度に行われ、改善された。また、小教室やゼミ室の扉について、窓ガラスを設置する工事も2013年度に行われた。これによって、室内の可視化が図られ、防犯効果が期待できると共に、地震などにより、扉が開かなくなった場合の安否確認にも有効である。さらに、2014年度には建物外壁・屋上改修工事も実施した。2015年度には、中継授業を実施できる教室である2301教室・2501教室・2601教室・模擬法廷教室の中継システムと2201教室・2401教室の音響設備のリプレイスを行った。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院における学修教育環境のさらなる充実を目指し、オピニオン・アンケートを前期、後期共に各1回ずつ実施している。オピニオン・アンケートでは、教室や自習室、施設等について、学生が期待・要望・提案を記入することができる。オピニオン・アンケートは、研究科長、研究科長補佐及び法科大学院事務課が内容を確認している。学生サービスに直結するような要望については、可能な限り迅速に対応し、学生の声を反映するようにしている。

(4) その他

各期のクラス・ミーティングにおいて、クラス・アドバイザーの教員が学生から要望を聞いている。

また、良好な研究環境を維持するため、研究室委員会¹⁵²が設けられている。

2 点検・評価

本法科大学院における、教室・ゼミ室・情報処理教室・模擬法廷教室・教員研究室等の施設及びプラズマディスプレイ・無線LAN・コピー機・プリンタ・学生用ロッカー・貸出用PC(市ヶ谷ITセンターで貸出)等の設備については、現段階で合理的に必要な数量や広さが確保されており、かつ実施される教育の効果向上に向け、適切な環境が既に整備されている。2010年4月の国際会計研究科移転に伴い、市ヶ谷キャンパスは本法科大学院専用キャンパスとなり、移転後のスペースをさらに有効活用して学生専用の自習室を増やし、教員研究室を確

¹⁵² 2015年度法務研究科各種委員会委員一覧

保するなど、良好な学修・教育研究環境を維持・整備し続けている。また、身体障がい者への配慮についても、当該学生のニーズに応じ、既に適切な措置が講じられており、入学者選抜要項でも周知を図っている。

3 自己評定

B

4 改善計画

教室内のAV機器や情報機器について、計画的に最新の設備への更新、導入を行っていく。

7-5 施設・設備（2）〈図書・情報源の整備〉

（評価基準）教育及び学習に必要な図書・情報源及びその利用環境が整備されていること。

1 現状

（1）図書・情報源の確保

ア 学生の自習に供する情報環境の整備¹⁵³

学生自習室内の全キャレルとローライブラリー閲覧席全席に情報コンセントを設置し、インターネット環境への接続と法令・判例データベース等への接続・検索を可能としている。また、大教室1室に100台のPCを備え置き、授業で利用できるようにしているほか、15台の館内貸出用ノートPCを市ヶ谷ITセンターに備え置き、自習室各席及び閲覧席で利用することもできるよう、体制を整備している。

加えて、自習環境に資するために、学生用のプリンタ及びスキャナを整備したほか、ローライブラリーには、デスクトップPCを10台を配置している。

さらに、PC自習室(1351号室・2409号室)には、合計85台のデスクトップPCが設置されており、学生が自由に利用することができる。

市ヶ谷キャンパス内に無線LANのアクセスポイントが設置され、現在は、キャンパス内のほとんどのエリアで利用可能である。また、セキュリティ上、個人PCからアクセスするためには、事前にウイルス対策ソフトをインストールしたPCを市ヶ谷ITセンターに持参し登録することが必須となっている。

PC設置場所	設置状況	PCの台数
情報教室	100席全席に固定型ノートPCを設置	100
PC自習室(2409号室)	44席全席にデスクトップPCを設置	44
PC自習室(1351号室)	キャレル席にデスクトップPCを設置	41
図書室A(1314号室)	閲覧席一部にデスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
図書室B(1414号室)	閲覧席一部にデスクトップPCを設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	8
市ヶ谷ITセンター	館内貸出用ノートPCを保管	15
合計		210

イ 図書室の環境整備¹⁵⁴

市ヶ谷キャンパスは本法科大学院専用のキャンパスであり、本法科大学院専用の図書室としてローライブラリーが設置されている。利用対象者は原則として本法科大学院の学生と大学教職員である。

¹⁵³履修要項 2015 pp. 42-44

¹⁵⁴履修要項 2015 pp. 45-47

図書室Aは、年末年始を除き毎日8時から24時まで利用できる。図書室Bは、授業期間を通じて利用が可能である（平日は9時から22時まで開室、休日は原則的に10時から18時まで開室）。

ローライブラリーには、司書を配置し、学生及び教員の図書資料の利用やリーガル・リサーチに関する相談等に応じている。また、法令や判例、法律資料、図書館などの最新情報や教育・研究・学修に役立つ情報を案内する便りも、電子・紙の両媒体で提供するなどしている。新入生には入学時のオリエンテーションで、図書館利用ガイダンスを実施するだけでなく、リーガル・リサーチのガイダンスも行っている。その他、蔵書検索や雑誌論文検索の講習会、外国法などのデータベース講習会等を適宜実施している。これらを始めとして、専門性を考慮しながら、教育・研究・学修を側面から強力に支援している。

ウ 図書資料等の整備

図書資料の整備については、一層の充実を図っている。データベースの充実を図り、法学関係データベースは、オンライン及びオフラインのものを含め、判例・法令データベース、雑誌全文データベースなど50種類程度を導入し、このうち約30種類は、市ヶ谷キャンパス外からもインターネットを通じて利用できるよう整備している。なお、ローライブラリーのWebサイトにこれら法学関係を始めとするデータベースガイド¹⁵⁵を掲載し、リンクを貼っている。

なお、組織的な取り組みとして、教授会のもとに図書委員会を組織し¹⁵⁶、新刊図書の収集、利用頻度調査による複本の整備、利用規則の改善などをローライブラリーと連携して行うと共に、教育研究支援室及びローライブラリーにおいて新刊図書の選書資料の作成を行い、選書・配架の充実と促進を図っている。講義要項に参考図書として挙げられているものは全て、ローライブラリーに配架している。2015年度末における蔵書数は、図書約50,500冊、雑誌485タイトル（うち継続雑誌340タイトル）、製本雑誌約9,300冊で、総計約59,800冊（未製本雑誌の冊数は除く）となった。また、講義、学修に密接な図書は、3冊以上備えることとしている。したがって、本学の他キャンパスに所在する図書も利用可能な体制を設けているが、ローライブラリーの蔵書で学修活動をほぼ充足することができる。

（2）問題点及び改善状況

学生から、PCの利用環境について、PCやプリンタあるいはスキャナの不調などが指摘されることがあるが、その都度市ヶ谷ITセンターに常駐するSEが対応している。

¹⁵⁵ 本学Webサイト「L・L〈ローライブラリー〉データベースガイド」
http://www2.chuo-u.ac.jp/library/ichigaya_guideLaw.htm

¹⁵⁶ 2015年度法務研究科各種委員会委員一覧

(3) 特に力を入れている取り組み

必要な書籍及びデータベースについては、常に最新のものを整備している。その他、過去に発行された資料や外国文献などを収集し、学生及び教員の利便を図っている。

(4) その他

全学年についてTKC提供のシステムなどのeラーニングシステムを取り入れている。2014年8月以降、CLS eラーニングシステム(新システム)を導入している。本システムは、「基礎知識養成システム」、「起案力養成システム」で構成されている。「基礎知識養成システム」では学習の記録が保存可能になるほか、基礎知識の確認をしながら弱点を客観的に把握し、克服できる環境が整備されている。また、「起案力養成システム」では、2015年7月から、全法律基本科目を対象に、学期末試験の答案をアップロードし、学生同士や学生・教員間で相互評価をすることにより、より多くの起案内容に触れながらきめ細かい指導を進めることが可能となった。

2 点検・評価

教育及び学修の上で必要な図書・情報源及びその利用環境は、十分に整備されている。

必要な情報へ学生及び教員が適時容易にアクセスできるローライブラリーの蔵書スペース及び閲覧席が十分整備されている。また、学生及び教員がITセンターやローライブラリーなどにより支援を受けることができる。

ローライブラリーの蔵書の充実については、カリキュラムの年次進行と学生数に合わせた蔵書充実計画を着実に遂行すると共に、他のキャンパスの豊富な図書資料も利用可能な体制を設けている。

また、情報環境の整備が行き届き、利用できるデータベースの量と質が確保されていることに加え、そのアクセスルートが確保されている。その他、学生の必要に応じたeラーニングシステムが導入されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

電子化された学修資源へのアクセスが必須となっている状況に鑑み、利便性の向上とセキュリティの確保を調和させつつ、情報環境を整備する予定である。学生の持ち込み用PCへウイルス対策ソフトをインストールすることを義務づけ、登録制の安定した運用を維持している。また、学生用PCの更新を適宜進めている状況である。

図書・資料の購入に際しては、利用図書の入れ替え等の工夫を図り、適宜所

蔵・配架スペースの確保に努めていく。法情報データベースについては、今後
もその発展に応じた検討を加え、追加・入れ替えを行うことを検討する。

7-6 教育・学習支援体制

(評価基準) 教育及び学習を支援するための人的支援体制が整備されていること。

1 現状

(1) 事務職員体制

本法科大学院に関する事務を取り扱う部署として、法科大学院事務課を置いている。

法科大学院事務課に所属する事務職員は、専任職員 11 名、派遣職員 8 名、パートタイム職員 9 名の合計 28 名である。法科大学院事務課は、法科大学院の運営に関わる全ての事務事項（学生広報、入学者選抜、学籍管理、授業編成、授業支援、学期末試験、奨学金等）を取り扱っている。

(2) 教育支援体制

ア 教育研究支援室

本法科大学院においては、教員の授業、授業準備等を支援する仕組み・体制として、本法科大学院独自の「教育研究支援室」が設置され、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。同支援室を通じて提供されている主な教育支援サービスは以下の通りある。

- (ア) 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- (イ) 授業で配布された教材、成績評価資料の保存
- (ウ) 電子資料(データベース)の利用提供・代行検索
- (エ) 「C plus」利用に関するサポート

これらのサービスには、専任職員 2 名、派遣職員 1 名が、開室時間中（月曜日から金曜日 9:30-20:00 土曜日 10:00-13:00 夏季・春季休暇期間は短縮）に、2 名ないし 3 名体制を敷いて従事している。

イ 法科大学院事務課窓口における授業及び教育補助

授業実施に係る業務として、教材印刷、休講・補講情報の連絡、出欠情報の管理等、定期試験等の実施に係る業務として、問題印刷、試験監督、答案・レポートの返却等を行っている。

ウ 実務講師制度による教育補助¹⁵⁷

本法科大学院では、原則として弁護士としての業務経験が 5 年以内の弁護士を補助教員（実務講師）として採用している（2015 年度は 76 名）。実務講師は、「模擬裁判」、「ローヤリング」のような実務実践教育における教員補助、学生の学修方法に関する質問や授業の予習と復習をフォローアップする学修相談等の業務を行っている。また、2015 年度より「中級事案研究」においては、専任教員が作成した採点基準に基づき、実務講師に起案を採点させ、専任教員がそ

¹⁵⁷CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 pp. 24, 37-38

の採点結果を点検するようにしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

教育及び学修を支援するための人的支援体制については、実務講師を採用し、「模擬裁判」、「ローヤリング」のような実務実践教育における教員補助や、学生の学修方法に関する質問や授業の予習と復習をフォローアップする学修相談等の業務に従事させている。2015年度より学生の起案力向上のために設置された「中級事案研究」における採点業務も新たな補助的業務として加わった。

(4) その他

教育研究支援室では、図書やDVD等の教材資料の収集・閲覧やシンポジウム案内の広報等を積極的に行い、より充実した支援を行えるよう、工夫を重ねている。

2 点検・評価

教育及び学修を支援する体制として、事務課において、専任・派遣・パートタイム職員という豊富な人員を揃え、教員や学生の様々な要求に迅速かつ適宜に応じている。また、教育研究支援室が、教員の授業支援を行う本法科大学院独自の部署として機能している。さらに、実務講師は、教育補助要員として十分な成果を挙げている。ただ、業務経験が5年以上の者の割合が増え、任期が一般に長くなる傾向が見受けられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

実務講師については、引き続き人員確保に努める。事務職員の体制については、現状を維持するように努める。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

（評価基準） 学生生活を支援するための体制が備わっていること。

（注）

- ① 「学生生活を支援するための体制」とは、経済的支援体制、精神面のカウンセリングを受けることのできる体制、身体面において障がいのある者を支援する体制、学生生活に関する相談に応じる体制を含むものとする。

1 現状

（1）経済的支援

ア 本法科大学院独自の奨学金制度の創設と運用^{158、159}

本法科大学院では、開設時より独自の奨学金制度を発足させ、多様で優秀な人材が法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している。

入学者選抜時の成績優秀者を対象にした学費全額相当（170万円）及び学費半額相当（85万円）の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受けている者は、2015年5月1日現在、全学生の27.7%である。加えて、初年度に奨学金を受給できなくとも、一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額給付を内容とする第三種奨学金が用意されている（2015年度支給実績72名）。これらを総合すると、例えば2015年度における3年次生は、その38.5%が、学費半額相当額以上の本奨学金を受給していることになる。

また、以上の第一種、第二種、第三種の奨学金をいずれも受けていない学生については、政府からの学生支援のための補助金を基にした第四種奨学金を用意しており、対象者1人あたり、2004年度は50万円、2005年度は40万円、2006年度は37万円、2007・2008年度は30万円、2009・2010年度は32万円、2011年度は31万円、2012年度は34万円、2013年度は27万円、2014年度は30万円、2015年度は30万円を支給している。

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、以上の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（本学出身の先輩法曹）の篤志により、給付奨学金制度を導入している。毎年20名程度、1名あたり30万円を支給している（2015年度実績は21名）。

イ 本学の全学的な奨学金制度の運用

本学の全学的措置である経済援助給付奨学金を援用して、東日本大震災にて実家が罹災した学生への経済的支援が実施された。

ウ 外部機関による奨学金制度の活用¹⁶⁰

外部機関による奨学金（主に給付）について、案内及び募集を行っている。奨学金によっては、本法科大学院の学生に対する推薦枠が設定されている。

¹⁵⁸CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2016 pp. 39-40

¹⁵⁹履修要項 2015 p. 40

¹⁶⁰CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2016 p. 40

エ 日本学生支援機構の奨学金制度の有効な活用¹⁶¹

日本学生支援機構の奨学金のうち、無利子である第一種奨学金については、定期採用時に 101 人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に 40 人、臨時採用時に 6 人と全ての申請者が定期採用又は臨時採用時に希望金額どおりの貸与を受けている（いずれも 2015 年度実績）。

なお、修了等に伴って奨学金の受給を終了した者の第一種奨学金の返還免除については、2010 年度が全額免除 16 名・半額免除 30 名、2011 年度が全額免除 13 名・半額免除 26 名、2012 年度が全額免除 12 名・半額免除 23 名、2013 年度が全額免除 14 名・半額免除 25 名、2014 年度が全額免除 12 名・半額免除 22 名となっている。

オ 提携金融機関の教育ローンの利用¹⁶²

金融機関と提携しており、本法科大学院生はこれらの金融機関の提供する教育ローンを利用することができる。

(2) 障がい者支援

キャンパス内のバリアフリー化（可動式スロープの設置等）により、車椅子での移動が可能である。また、2 号館 1 階には多目的トイレを設置している。さらに必要に応じて、教室内に車椅子専用の移動式机を設置したり、介助者用のスペースを設ける等の支援を行っている。

授業においては、座席位置等の配慮を行っている。

また、学期末試験において、対象となる学生の障がいの種類及び程度に応じて、試験時間の延長、別室受験及び P C や拡大鏡の使用を認めている。

(3) セクシュアル・ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口

学生からの相談については、後述の「(4) カウンセリング体制」で説明されている通り、専門職大学院学生相談室が対応しているが、このほかに法人組織として多摩キャンパスに置かれたハラスメント防止啓発委員会及びその事務組織であるハラスメント防止啓発支援室が中核となり、各種ハラスメントの防止啓発及びハラスメント事案への対応業務を行っている。本法科大学院のある市ヶ谷キャンパスにおいては、法科大学院事務課にハラスメント相談窓口が置かれているが、他キャンパスに置かれているハラスメント防止啓発支援室等の相談窓口でも、F A X、メール又は手紙での相談にも対応することとしており、相談者がアクセスしやすい相談体制を整えている。また、その範囲はセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントを含む全てのハラスメントを対象としている。

具体的な防止啓発活動としては、講演会及び各キャンパスにおける防止啓発キャンペーンの実施のほか、規程及びガイドラインの本学 Web サイトへの掲載¹⁶³、全学生及び全教員へのリーフレットの配付及びハラスメント防止啓発ポスタ

¹⁶¹CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2016 p. 40

¹⁶²CHUO LAW SCHOOL Guide Book 2016 p. 40

¹⁶³本学 Web サイト「ハラスメント対策」<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/efforts/harassment/>

一「NON HARASSMENT MOVEMENT」の掲示が挙げられる。

(4) カウンセリング体制

本学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、本法科大学院がある市ヶ谷キャンパスに「専門職大学院学生相談室」(以下「相談室」という。)を設置している。

相談室の運営は、専門職大学院各研究科長、各研究科教授会から選出された専任教員、及び精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」(以下「委員会」という。)が担当しており、年1～2回委員会を開催し、委員会の運営に関する議案を審議すると共に、相談の現状及び今後のあり方等を議論している。

相談室が対象とする相談の範囲は幅広く、進路・修学、精神衛生、対人関係など様々な相談に対応している。

これらのうち、精神衛生及び性格・対人関係等に関わる相談には、カウンセラー1名(火曜日13時～17時)と精神科医2名(水・木曜日13時～17時勤務)が対応し、進路・修学に関する相談事項については、教授会から選出された教員相談員が対応する体制がとられている。

2015年度(2016年3月31日現在)の相談室の利用状況は、新規相談者数17件(法学未修者5件、法学既修者12件)、再来相談者数106件(法学未修者8件、法学既修者98件)である。

2014年度が、新規相談者数17件、再来相談者数101件であったので、昨年度よりも僅かではあるが増加傾向を示している。

相談内容は、健康19件、精神衛生16件、性格・対人関係88件、その他0件であった。

相談室のインテーク・ワークは、保健センター(市ヶ谷分室)において行われ、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、学生相談用面接室において実施されている。2015年度には、オピニオン・アンケートでの学生からの意見を踏まえて、よりプライバシー確保ができるよう、学生相談用面接室を学生が集まる談話コーナーに近い1号館5階から6階へと移動した。

精神衛生を含む学生相談においては、広報活動が不可欠であることに鑑み、履修要項へ掲載¹⁶⁴するほか、学年当初のガイダンスにおいて、口頭説明をし、これに加えて、パンフレットを全学生に配付している。そこでは、「こころの危険信号をキャッチする!」との表題の下に、「このような状態が続くなら早めにご相談ください」として、10の症状を列挙し、学生の理解を深める努力をしている。

この他にも、各クラスに、専任教員2名のクラス・アドバイザーを配置し、各学期初めのクラス・ミーティング等で学修、進路及び生活相談に対応しているほか、その他全ての専任教員がオフィス・アワーにおいて各種相談に対応しており、必要に応じて、相談室と連携する仕組みとなっている。

(5) 問題点及び改善状況

¹⁶⁴履修要項 2015 p. 41

充実した本学内部の奨学金の支援体制に加え、経済的な支援の充実についてもさらなる充実を目指し、外部機関による奨学金について、質・量ともに拡充していくように、情報の収集・発信をし、個別に一人一人の申請書類をチェックし、アドバイスを加えて行くなどの学生サポートを行っている。積極的な広報活動と、充実したサポートの成果として、外部機関による奨学金は少しずつ獲得人数が増えてきていると共に、申請者数自体も増えており、学生の認知度が徐々に高まっている。

(6) 特に力を入れている取り組み

経済的支援体制の強化を目指し、本法科大学院事務課では、外部機関による奨学金の情報を収集し、得られた情報を「C plus」及び掲示を通じて、全学生へ発信している。また、入学直後の日本学生支援機構奨学金の申請時期（毎年4月上旬から中旬）においては、奨学金を希望する学生が本法科大学院事務課窓口で数多く来訪することから、奨学金に関する専用相談窓口及びスタッフを配置し、学生の経済的不安を取り除くための支援に特に力を入れている。

(7) その他

本学出身法曹の篤志により、本法科大学院生専用の学生寮が割安な賃料にて提供されている。提供された学生寮には、女子寮（第一志法寮、賃料 26,000～32,000 円/月）と男子寮（第二志法寮、賃料 27,000～39,000 円/月）とがあり、いずれも本法科大学院から徒歩圏内にある。

2 点検・評価

学生生活を支援するための体制については、奨学金をはじめとする経済的体制、相談室等を含むカウンセリング体制などが十分確保され、きめ細かく対応している。

精神衛生を含む各種学生相談については、本法科大学院と同一のキャンパスに、専門職大学院生対象の相談室を設け、カウンセラー1名、精神科医2名及び教員相談員を配置し、対応を行っている。毎年度、履修要項への掲載及びリーフレットの配付を行い、周知に努めており、極めて有効に機能している。

また、身体的障がいのある者の就学に際しては、入学者選拔出願前に教務委員長及び入試・広報委員長と面談し、入学後の円滑な学生生活に資するため、本法科大学院の施設及び学修環境に関する説明を行っている。入学後は教務委員会及びクラス・アドバイザーと連携する体制が整備されている。

さらに、各種ハラスメントに関する相談については、専用の窓口を整備している。毎年度、ガイダンスでのリーフレット配付及び防止啓発キャンペーンを行い、周知に努めている。相談をする窓口は他キャンパスに置かれている窓口でも良く、手段も電話、メール又は手紙でも受け付けるなど相談しやすい体制が整備されており、極めて有効に機能している。

その他、本学出身法曹の篤志により、寮が提供されている。

また、本法科大学院生のみで構成される運動サークルが幾つか存在し、学生は心身のリフレッシュ、そして対外試合で他大学の法科大学院生との交流を図っている。

3 自己評定

A

4 改善計画

学生の経済的支援を強化するため、外部機関による奨学金の獲得を図ると共に、これらを含めた奨学金情報について、「C plus」及び掲示を通じて、学生が容易に情報にアクセスできる体制をより一層整備する。

学生相談室の周知により一層努め、カウンセラーや精神科医などに学生がより相談しやすい環境作りを進める。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

（評価基準）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

1 現状

（1）アドバイス体制

ア クラス・アドバイザーによるアドバイス

学生の学修生活一般について気軽に相談できる環境を作っている。各学年共に各クラス2名のクラス・アドバイザーを配置している。クラス・アドバイザーは、学修方法等について助言するのみならず、学生の出席状況、成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている^{165、166}。

イ 実務講師によるアドバイス

本学の特色ある仕組みの一つである、実務講師によるフォローアップ演習¹⁶⁷は、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から学修の方法や進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける機会となっている。実務講師には、2015年度において、総勢76名の弁護士が就任している。実務講師は、本法科大学院を修了した弁護士が主体となっており、主として1年次及び2年次後期から3年次前期の学生に対するフォローアップ演習を担当しているが、参加した学生からはきわめて高い評価を得ている。

ウ リーガル・キャリア・サポート委員会によるアドバイス

在学生及び修了生に対するキャリア・サポートの必要性を鑑みて、2011年4月に教授会の下にリーガル・キャリア・サポート委員会を設置し、合わせて相談窓口を設け、専属の担当職員を配置した。リーガル・キャリア・サポート委員会では、教授会終了後ほぼ毎回委員会を開催し（2015年度の開催回数9回）、将来目指すべき法曹等、学生に関するアドバイスを行うことを目的として各種ガイダンスの開催、求人情報の案内、求人開拓、各種相談対応などについて委員会で議論をして、在学生及び修了生へのキャリア・サポートを積極的に行っている。

エ 相談室によるアドバイス

前述の「7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉」にて述べた通り、学習方法、進路選択等の相談は相談室においても受け付けており、これらの事項については、主として法科大学院教授会から選出された7名の教員相談員（公法系2名、民事系3名、展開・先端系1名で構成）が対応する体制がとられて

¹⁶⁵中央大学法科大学院内規集No.39 クラス・アドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ

¹⁶⁶中央大学法科大学院内規集No.40 クラス・アドバイザー対応指針

¹⁶⁷CHUO LAW SCHOOL GUIDE BOOK 2016 p. 24

いる。

(2) 学生への周知等

それぞれ、履修要項、ガイダンス、リーフレット、「C plus」及び掲示にて周知を図っている。

(3) 問題点及び改善状況

学生からは、就職に関する情報がまだ十分でないとの意見があったが、本法科大学院側の情報提供を順次充実させている。今後も引き続き、学生のニーズと見合う形での情報提供を続けていく。リーガル・キャリア・サポート委員会の出席者が一部の教員に限られ、出席率が低いので、出席率を高めるように教員に要請をしていく。

(4) 特に力を入れている取り組み

就職ガイダンスとして、本法科大学院修了生が在学生へ情報を提供する機会を設けている。

また、毎年、司法試験合格者が在学生に体験を語る機会¹⁶⁸を設け、その際に、就職活動のアドバイスもできる人材を選んでいる。

(5) その他

リーガル・キャリア・サポート委員会は、在学生及び修了生向けに、定期的に法律事務所、企業法務部及び官公庁の協力を得て説明会を開催している。

2 点検・評価

学生が学習方法、進路選択、将来構想等についてアドバイスを受けることのできる体制については、オフィス・アワー、クラス・アドバイザー、実務講師、相談室、リーガル・キャリア・サポート委員会による支援など、多層面で整備がなされ、学生に対し「C plus」を通じて告知もされ、それぞれが有効に機能している。

3 自己評定

A

4 改善計画

今後は、弁護士の職域拡大もふまえて、時代を先取りする形で学生生活のサポートをしていくことが望ましく、リーガル・キャリア・サポート委員会を通じた就職ガイダンスを拡大していく。また、修了生の講演会の回数を増やすことも計画している。

¹⁶⁸2014年度司法試験合格者報告会

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定・開示され、成績評価が厳格に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関わる事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」¹⁶⁹、「中央大学法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程」¹⁷⁰で定めている。それぞれ教授会の決議を経て制定されたものである。

個別の科目の成績評価基準の大枠は、後述「イ 成績評価の考慮要素」、「オ 各教員の担当科目についての成績評価基準」に示す通りであるが、第6分野「到達目標との関係」で触れたように、数年来の議論で「中央大学法科大学院到達目標」を完成させたことを受け、各科目における具体的評定に当たっては、当該到達目標を考慮しつつ、後述「ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価」のA～F及びNの7段階評定をつけるようにしている。

イ 成績評価の考慮要素

成績評価基準のうち、骨子である評価区分と評点は、教授会における申し合わせにより設定されている。具体的内容として、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせる成績評価を行うか否かについては、担当教員が授業科目の内容・性質に応じて各々のウエイトも含めて決定している。ただし、筆記試験を実施する科目についても、そのみならず、プロセス教育を重視する観点から、学期途中における様々な学力チェック（小テスト・中間試験・レポートなど）、授業への参加・発言状況等を考慮して、一定程度平常点を加味することは教授会の議論で一致している。他方で、複数教員が担当する科目の筆記試験では、学生の最終的な到達度を統一的に判断する必要性から、試験問題及び採点基準を協議した上、科目ごとに統一した試験を実施している。なお、過去の認証評価において、平常点について、出席点を基準としているような科目や、出席だけで評価されるような科目がある点、また、学期末試験のみにより評価し、平常点を考慮要素に入れることとしていない科目がある点について指摘された。それを受けて、プロセス教育を強化し、段階的な学力判定と授業への参加度を客観的に評価する体制づくりを行い、教授会やFD委員会におい

¹⁶⁹中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁷⁰中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続きに関する規程

て共通認識を持つ取り組みがなされ、それに沿った運用がなされるようになった。

また、プロセス重視の観点から、出席調査を厳格にすると共に、全授業回数の3分の1を超える授業回数を欠席した場合は原則として成績をF評価^{171、172、173、174}とすることとしている。このことは履修要項¹⁷⁵に記載されており、ガイダンス及びクラス・ミーティングの機会を通じて学生に口頭でも通知しているため、すでに定着している。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

成績評価の評価と評点 (Grading System) は、A (90～100点)、B (80～89点)、C (70～79点)、D (60～69点)、E (60点未満、不合格)、F (評価不能)、N (認定) であり、基準等は以下の通りである。

- A : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る十分な発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布の上位15%以内に属する者
- B : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解が認められる者のうち、その総合点が当該科目履修者の総合点分布上位の40%以内に属する者
- C : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得しており、かつ、当該科目で扱う事項に係る発展的理解の萌芽が認められる者
- D : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められる者
- E : 当該科目について法科大学院の学生が修得すべき最低限の内容を修得していることが認められない者
- F : Eのうち、成績評価に必要な資料が得られない等により成績評価が不能であることが不合格の理由である者

なお、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」において、Aは上位15.0%未満、AとBを併せて上位40.0%未満と定めている。さらに、成績評価理由書を提出することで、Aは上位25.0%未満、AとBを併せて上位50.0%未満とすることを可能にしている。

成績評価の特例として、実務基礎科目群のうち、次の科目については、科目の特性に鑑み、合否判定のみを行うこととし、成績評価は、合格の場合はA、不合格の場合はE、評価不能の場合はFとしている。

「法曹倫理」、「法文書作成」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・ク

¹⁷¹中央大学法科大学院内規集No.38-1 法科大学院における授業欠席の取り扱いに関する履修要項の記載について

¹⁷²中央大学法科大学院内規集No.38-2 厳格な出欠管理について

¹⁷³中央大学法科大学院内規集No.38-3 学校保健安全法施行規則 18条記載の感染症による欠席の取扱いについて

¹⁷⁴中央大学法科大学院内規集No.38-4 裁判員選出に伴う欠席の取扱いについて

¹⁷⁵履修要項 2015 p. 31

リニック」、「エクスターンシップ」

また、次の科目については、当該科目の特性に応じて、前述の基準を考慮しないで成績評価を行うことができる。

「基礎演習」、「テーマ演習Ⅰ・Ⅱ」、「政策形成と法」、「4群特講Ⅱ@企業内法務の実務」、「4群特講Ⅱ@法整備支援論」、「研究特論」、履修者数が20名以下の科目、その他FD委員会が適当と認めた科目

エ 再試験

2011年度までは学期末試験における再試験を実施していたが、2012年度から、よりプロセス教育を重視する観点に基づき廃止した。

具体的な経緯としては、従前の再試験制度では、成績不良者に対して、自己の勉強方法を見つめなおし、勉学への一層の努力を促し、その限りで学力向上につながるという効果を期待していたが、学年暦上、成績発表から再試験の実施までに2週間しかなく、成績異議申立てを介した場合、成績確定から再試験実施まで1週間程度しか期間がないため、再試験までの準備期間が極めて短い状況であった。したがって、学生にとっては、この短期間の間に、必要とされる知識を詰め込む学修になってしまい、学力向上の効果があまり期待できないという議論があった。

また、学生に自己の学修方法の問題点を認識させたいうえで、それに応じた勉強方法を確立させるには、比較的長期間にわたる段階的措置が必要である。したがって、学期末よりかなり前の段階で中間試験等を実施し、その学修状況を踏まえ、その後の授業に臨むことが求められる。すなわち、日々の授業における学修状況のチェック、学期途中の理解度を確認する中間試験の実施、そして最終的な到達度を確認する学期末試験をうまく連携させることが、法科大学院制度本来のプロセスを重視した教育の理念に合致すると判断され、再試験制度は廃止することとなった。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

大卒の成績評価の評価と評点は、教授会における申し合わせにより設定され、筆記試験の他、平常点、レポート及び口頭試問を組み合わせて成績評価を行うか否かについては、教員が授業科目の内容・性質に応じて決定している。複数教員が担当する科目では、各学年で目標とされる学力到達度を考慮し、最終的到達度を図る試験問題のレベルも含めて、筆記試験、平常点の評価割合を議論して評価基準を設定している。単独の教員が担当する科目については、基本的に当該教員個人がその科目の内容に鑑みて評価基準を設定しているが、FD研究集会ではそれぞれの成績基準について可能なかぎり意見交換を行い、各科目の成績評価基準及びその方法においてばらつきが生じないように、教授会やFD研究集会にて調整と確認が行われている。

(2) 成績評価基準の開示

開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

入学年度に配付している「履修要項」に評価方法、成績評価とGPAの関係、GPAの算出方法、成績発表等の内容¹⁷⁶が記載されている。また、科目ごとの成績評価基準については、各年度初めに配付している講義要項に記載されていると共に、「C plus」でも同内容を閲覧することができる。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

学生に対してあらかじめ講義要項等で示した評価基準を厳守することは教授会での合意事項であり、学期途中において変更の必要が生じた場合には、授業中での告知のほか、「C plus」などによって周知を図っている。

複数教員が担当する科目では、評価方法、試験問題及び採点基準を協議したうえで科目ごとに統一した試験を実施し、採点についても、あらかじめ統一的な採点基準を徹底し、あるいは複数教員が同一答案を評価するなどして評価の客観化を図っている。

学生には成績と共に試験の講評を公開し、自らの答案のコピーを返却していることから、試験の評価が適正に行われているかどうかを客観的に判断する材料は提供されている。また、学生には成績判定につき異議申立ての機会が与えられていることから、講評の公開・自らの答案コピーの返却と合わせて、成績評価の客観化が事後的に図られていると共に教員間での評価のばらつきの防止に努めている。なお、成績評価資料については、規程^{177, 178}を整備して回収・保存を確実にすることとしている。

最後に、全ての科目について成績評価の分布をとりまとめた資料を教授会に資料として提出し、分布状況を共有し検討に供している。

イ 到達度合いの確認と検証等

授業運営は、法科大学院で修得すべき内容のうち、特に重要な部分を中心に展開されるので、学期末試験の出題もこれに相応する内容が多くなるが、この点は学年に応じてバリエーションもある。1年次配当科目では、授業で扱う基礎的で重要な事項を確実に理解することが大事であるとの見地から、出題は基本的に授業で扱った範囲に限定する傾向にあるが、2年次以降配当科目の授業では応用力・事例分析能力の向上がねらいとされるため、試験問題も授業で扱った論点のみならず、さらに発展させた部分を扱うことが多い。その際には、前述の「中央大学法科大学院到達目標」に鑑みて、学生の自学自修も前提にして当然に修得するのが望ましい論点を出題するように配慮している。

このような出題意図は、試験終了後に開示される講評の中で説明するように

¹⁷⁶履修要項 2015 p.34

¹⁷⁷中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁷⁸中央大学法科大学院内規集No.36 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ

しており、学生にも十分伝わっているものと考えられる。

ウ 再試験等の実施

2012年度より、再試験制度は廃止とされた。

(4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述のように、「中央大学法科大学院到達目標」が作成され、授業担当者はこれを基準として授業運営・成績評価を行っている。もっとも、各教員の間には最低限修得すべき内容のラインの点で主観的な解釈の違いもありうることから、FD研究集会等においては、A～Fの評定のあり方について意見交換を行い、教員間のコンセンサスを得るように努力している。

(5) 特に力を入れている取り組み

成績評価の「見える化」を可能な限り図っている。

(6) その他

学期末試験を病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者に対して、追試験¹⁷⁹を実施している。

受験資格は、「二親等内の親族の死亡、傷病、公共交通機関遅延、その他やむを得ない事由」により、試験期間に実施される試験を受験できなかった者としている。

追試験の形式・内容は本試験と同様としている。多くの場合、本試験の作成の段階でいくつか問題案を作成し、その中から本試験の問題と追試験の問題を選択するようにしているため、2つの試験問題のレベル等に齟齬が生じることはない。

2 点検・評価

過去の認証評価報告書において、本法科大学院は「成績評価基準の内容及び事前開示の方法について、法科大学院に必要とされる水準に達しているといえる。しかしながら、各科目の成績評価の基準や方法について科目により相当のばらつきがあること、成績評価の方法として出席だけで評価されるような科目があるほか、学期末試験のみにより評価し平常点を考慮要素に入れることとしていない科目が多数あるなど、改善の必要性が高い。」との指摘を受けた。

これを受けて、本法科大学院では成績評価のあり方についての見直しと改善のために、FD委員会において議論を重ねた。教育方法は科目によって異なるので、その成果を測るための評価方法や基準にある程度の違いが出るのは避けられないことではある。一方で法科大学院制度のプロセス重視の理念に鑑みると、各科目において性質上のウエイトの差は避けられないにせよ、全ての科目について、試験のみならず、平常点を評価材料とすることが徹底されることと

¹⁷⁹履修要項 2015 p. 35

なった。また、同一科目をクラス別に個別の担当者と開講する場合、クラスによって大きな評価のばらつきが生じることは適切でないことから、このようなケースでは特に、担当教員による意見交換を頻繁に行うよう調整してきた。

また、2015年度より「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」及び「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」を制定し、より客観性及び厳格性を確保する制度が整った。

これらの措置により、成績評価の厳格性、客観性については、過去の認証評価の段階よりも格段に改善がなされていると考える。

ただし、成績評価の分布に科目ごとのばらつきがなおあることも確認されているが、このばらつきの多くは科目の特性や学生の実態によるものであると推察する。もっとも、FD研究集会等において、成績評価基準の厳格な遵守を啓発し、教員相互の共通認識とするよう試みている。

3 自己評定

A

4 改善計画

厳格な成績評価の方法や基準の設定・開示には、その前提として、各科目の到達目標が明確に定められている必要がある。かねてより、科目別履修ガイドラインの策定・改定や各科目担当者による議論を通じて、司法研修所における修習で求められる能力や司法試験の合格に必要な学力から逆算して、法科大学院修了時点及び各学年修了時点でどの程度の学修達成度が必要であるのかについてのコンセンサスを形成し、それに沿った成績評価基準を設定する努力をしてきた。その成果として、「中央大学法科大学院到達目標」が完成したことは前述の通りであるが、今後は、さらなるFD活動や教授会の議論などを通じて、この「到達目標」の現実的妥当性・機能について検証を進める。

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定・開示された上で、修了認定が適切に実施されていること。

(注)

- ① 「適切に設定され」ているとは、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえて、修了認定要件が設定されていること、及び、修了認定要件としての、必要単位数や履修必要科目（必修科目や選択必修科目）、他の大学院や他の法科大学院等との単位互換条件等が、適用される法令に準拠し明確に規定されていることをいう。修了に必要な単位数は93単位以上でなければならない、100単位程度までで設定されることが望ましい。

1 現状

(1) 修了認定基準

修了認定基準は、学則第64条¹⁸⁰に定められている具体的な所定単位数がカリキュラム改正等で異なるため、各入学年度の履修要項¹⁸¹に記載されている。

修了認定は、修了に必要な単位数を確認して行っている。各学年に配置された個々の科目を履修し、単位を修得すれば、法曹となるのに必要な能力が体系的に備わるようにカリキュラムを編成したうえ、これを担保するために、法律基本科目群の授業科目については、「履修前提要件」¹⁸²を設定し、下級年次の一定の授業科目を修得していなければ上級年次の配当科目を履修することができないものとする制度を採用している。

前述の「中央大学法科大学院到達目標」が作成される前の段階でも、各科目において合格となり、修了に必要な単位が確保できれば、法曹としての基本的素養は修得されるようにカリキュラム設定をなしてきたところである。

また、進級要件については、「(2) 修了認定の体制・手続」に記載している。

(2) 修了認定の体制・手続

修了認定の体制・手続は、学則第15条¹⁸³において定められている。

具体的には、法科大学院事務課にて修了判定に関する資料を作成し、修了判定委員会（メンバーは研究科長及び研究科長補佐）にて原案を作成し、運営委員会、教授会へ上程している。

設立当初は、各科目についてD以上の評価を受け、修了に必要な単位に到達すれば修了を認めることにしていた。しかし、その後の修了生の司法試験の可否との関連性を調査した結果、在学時の成績の平均値（GPA）が一定程度に満たない場合にはほとんど司法試験に合格しえないという実態があることも考

¹⁸⁰中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

¹⁸¹履修要項 2015 p. 4

¹⁸²履修要項 2015 pp. 5-6

¹⁸³中央大学法科大学院内規集No.1 中央大学専門職大学院学則

慮し、2008年度からは、1年次から2年次への進級判定制度¹⁸⁴（法律基本科目群の必修科目においてGPAが1.80（現行の数値）に満たない場合には、同一年次に留まり、C評価以下の科目についてもう一度履修を義務づける制度）を導入すると共に、修了判定手続を明確にした。これらの点については、学則及び内規を整備し、各種説明会及び入学者選抜合格者への通知文書等で周知させている。入学者には4月の履修ガイダンスで説明すると共に、履修要項に明記している。また、カリキュラム・進級制度検討委員会において、学生の自学自修を促進すべきこと、成績不振者は進級を急がず基礎に立ち返って学修を進めることが有益であるという議論がなされた。その結果、本法科大学院として厳格な成績評価により一層取り組むべきことに照らして、2014年度からは、2年次から3年次にかけても同様の進級判定制度¹⁸⁵が導入された（基準となるGPAは1.50。ただし、2017年度からはこれを1.65とすることが決定されており、適用対象となる2016年度未修入学者には周知させている）。

この進級判定も、修了判定と同じ方式・組織によって行なっている。

（3）修了認定基準の開示

入学年度に配付している「履修要項」に「修了要件」という項目にて記載されている¹⁸⁶。なお、修了要件等について学生からの問い合わせ等があった場合には、適宜法科大学院事務課窓口で相談に応じている。

なお前述（1）の履修前提要件制度により、標準修業年限で修了できなくなる可能性があることについては、学生に明確に告知し、計画的・体系的な履修を行うよう注意喚起している。

（4）修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

2015年度3月の修了認定の実施状況については以下の通りである。

対象者数	修了者数	法学既修入学者			法学未修入学者		
		男	女	小計	男	女	小計
211	209	143	31	174	23	12	35

修了者における修得単位（平均・最高・最低）※小数点第二位を四捨五入	
法学未修入学者	平均修得単位数 : 99.1 単位
	最高修得単位数 : 110 単位
	最低修得単位数 : 95 単位
法学既修入学者	平均修得単位数 : 65.2 単位
	最高修得単位数 : 78 単位
	最低修得単位数 : 63 単位

¹⁸⁴履修要項 2015 pp. 4-5

¹⁸⁵履修要項 2015 p. 5

¹⁸⁶履修要項 2015 p. 4

なお、修了予定であったにも関わらず修了認定されなかった者は、現在までいない。

前述のように、本法科大学院で最低限修得すべき内容をフォローした各科目につき合格することに加えて、進級判定基準も厳格に設けていることから、修了認定の適切さは確保されており、修了生の学力水準は十分に保たれている。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

本学では、全ての教育組織においてディプロマ・ポリシーが設定されており、その具体化として、本法科大学院は「法科大学院（法務研究科法務専攻）を修了するにあたって備えるべき資質・能力」を教授会にて決定し、その後、履修要項に記載することで、教員間で考え方を共有している。

本法科大学院の学生が最低限修得すべき内容については、修了に必要な科目に展開されている。したがって、修了に必要な単位数を修得すれば、最低限修得すべき内容を身につけて修了することができる仕組みとなっている。

すなわち、体系的なカリキュラム、科目認定が修了判定の厳正さを担保してきたが、これが十分に機能しているか否かは、主に教務委員会で議論しており、絶えずその適正さを教員間で検討するようにしている。

(5) 特に力を入れている取り組み

逆説的な言い方になるが、最後の修了判定に頼らない修了システム、すなわち、各科目の単位認定、各学年での原級留置制度等、段階的な成績評価の実現に努めていることによって、最終的な修了判定の適正さが担保されている。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

修了判定基準の設定、その実施・開示は適切になされてきたと考えている。

基本的には単位積み上げ方式による修了認定であっても、特定科目で不合格となり、次年度の科目が履修できなくなれば、標準修業年限で修了することがカリキュラム上かなり困難になるため、実質的に履修前提要件の設定が修了認定の基準設定の一部となっているといえる。すなわち、各科目の成績評価が適正に行われることで、結局は、本法科大学院の修了生として必要な学力の判定が行われているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

前述のように、2008年度からは1年次から2年次への進級判定制度を導入し

て、それが一定の成果を収めている。また、2014 年度からは2年次から3年次への進級判定制度も実施されたが、この判定により修了時において一定水準以上の学力が担保されるような制度の運用に努めたい。2017 年度からは、2年次から3年次への進級判定制度のGPA基準値について、前記のとおり現行値から引き上げることを決定している。最終的には、これらの結果なども踏まえて、GPAによる修了判定制度の導入の是非も検討していきたい。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

(評価基準) 成績評価及び修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

本法科大学院では、授業運営、試験実施、成績評価、進級判定及び修了に関わる事項について、「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」、「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」^{187、188}において取り決めがなされており、とりわけ新任教員には年度初めに紙媒体で配付している。

成績評価に関する事項については、学期末試験の採点表を配付する時期に「採点についてのご依頼」、「『成績評価に関する講評』の作成について(お願い)」、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規」、「中央大学法科大学院における成績評価に関する内規運用指針」という書面にて各教員に周知徹底を図っている。

学生には成績評価の通知と共に教員の講評を伝達して、講評と自己の成績を比較したうえで一定期間内に成績に対する文書による異議申立ての機会が与えられている。異議申立てがなされた場合、当該科目を担当する2名の教員によって、また、担当者が1名の場合には研究科長の指名する他の教員を1名加えて、評価変更の必要性を検討し、成績変更の有無と共にその理由を申立て者に文書で通知するようにしている。

なお、科目によっては、「C plus」における電子媒体でのお知らせに加えて講評会を実施することで、より効果的に学期末試験を復習する機会となっている。

成績評価異議申立ての件数

年度	前期	後期
2013	27件	14件
2014	33件	30件
2015	40件	56件

イ 異議申立手続の学生への周知

履修者が自分の成績評価について異議や意見を申し立てる制度の把握については、入学年度に配付している履修要項に「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」として掲載すると共に、「学期末試験の実施について」という学生周知文書にも異議申立てに関する手続方法やスケジュールを掲載している。

¹⁸⁷中央大学法科大学院内規集No.33 法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ

¹⁸⁸中央大学法科大学院内規集No.29 中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

2008年度から、修了判定に係る異議申立て手続について規程を明確にしている。もともと、修了認定は基本的に単位積み上げ方式であり、2015年度の修了判定に係る異議申立ては0件であった。また、修了認定については、前述の「8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉」で示した体制をとっているため、過誤は生じないようになっている。

イ 異議申立手続の学生への周知

履修者が自分の成績評価について異議や意見を申し立てる制度の把握については、入学年度に配付している履修要項に「中央大学大学院法務研究科における成績評価、進級判定及び修了判定に係る異議申立て手続に関する規程」として掲載している。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

制度の趣旨が学生に浸透し、適切に運用されているものと思われる。ただ、一部には制度の濫用と思われる申立てもなくはないので、学生に対する制度趣旨の周知をさらに徹底する必要がある。

3 自己評価

A

4 改善計画

異議申立て制度本来の趣旨に沿った利用を学生に呼びかけると共に、教員に対しては、異議申立ての濫発を防止する意味で、「採点結果及び成績評価に関する講評」を充実させること、授業を通じて成績評価のあり方を学生に理解させることを求め、成績評価に関する学生と教員間の信頼関係の確立に努力していく。

過去の認証評価において、異議申立てがなされた場合、複数担当科目における科目担当教員2名が再度審査を行う現行の制度では、成績評価異議申立て制度の透明性が確保できていないと指摘された。そのため、2016年度からは関係する内規について、複数担当科目であっても、当該科目担当教員とその科目を担当しない教員の2名で審査する制度へと改正することとした。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育が、適切に実施されていること。

(注)

- ① 「法曹に必要なマインドとスキル」とは、社会から期待される法曹となるために備えておくべきマインドとスキルをいう。
- ② 「適切に実施されている」といえるためには、法曹となるにふさわしい適性を持った人材に、「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための専門職法学教育が実施され、「法曹に必要なマインドとスキル」を備えた者が修了するようになっていることが必要である。

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 法曹に必要なマインド・スキル

(ア) 当法科大学院が考える「法曹に必要なマインド・スキル」の内容

「法曹としての使命・責任の自覚」・「法曹倫理」、「問題解決能力」・「法的知識」・「事実調査・事実認定能力」・「法的分析・推論能力」・「創造的・批判的検討能力」・「法的議論・表現・説得能力」・「コミュニケーション能力」の他に、本法科大学院が考える法曹に必要なマインド・スキルをあえて挙げるとすれば、それは、「豊かな人間性」である。

法曹の職務は単なる法技術的な事務処理にとどまるものではない。様々な問題や葛藤を抱えた紛争当事者や被疑者・被告人などの関係者から信頼されるような豊かな人間性を基礎として、全人格的に職務遂行にあたることが必要であり、何が依頼者の利益にかなうか、といったことも単純には決まらないのであって、そうした判断や専門家としてのスキルは、豊かな人間性に基づいてこそ発揮されるものである。

このような資質は、成年期に達する前に各人の自主的努力等によってほぼ形成されるのが通常ではあるが、本法科大学院においても、教員等との接触を通じてその形成に寄与することはある程度可能である。本法科大学院では、大規模校ながらも創意工夫を重ねて少人数教育を実現していることや、実務家教員の指導を直接受ける機会が多いことがその契機となりうる。学生は、クラス・ミーティングやランチ&トーク、各種講演会¹⁸⁹などで、実務家等から率直に法曹としての経験や人間観等について話を聴く機会に恵まれており、また、いわゆる「学生と教員の距離が近い」と言われる面倒見の良さなども相俟って、そこから直接間接に得られるものは決して少なくない。なお、臨床実務科目であ

¹⁸⁹本法科大学院Webサイト「講演会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/lecture/

る「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においては、実際の相談者・依頼者に接することにより、様々な境遇や立場の人たちが法曹に対して法的助力を求めてくることを学生たちは実体験し、法曹になるためには単なる知識のみならず豊かな人間性が求められることに気づくことになる。また、「エクスターンシップ」においては、様々な企業における研修を経験することも可能であり、「リーガル・クリニック」においては、いわゆる企業法務を専門とする実務家等の指導を受けることが、また、「企業内法務の実務」においては企業内弁護士の講義を受けることが可能であって、裁判実務のみならず広い視野を備えた法曹としてのビジネス・ローヤーのマインド及び企業においても通用するスキルの修得の必要性を学ぶことができる。

また、人・モノ・カネ・サービス・情報が国境を越えて行き交う社会におけるリーガルサービスの国際化は不可欠であって、本法科大学院では、基礎法学・外国法科目群に複数の外国法科目や「Study Abroad Program I・II」、展開・先端科目群に国際法系の科目を設置している。

(イ) 法科大学院による検討・検証等

2つのマインド、7つのスキルに掲げられている点については、いずれも法曹に必須なものと考えており、賛同するものである。2つのマインドについては、「法曹倫理」や実務系科目を通じて非常勤教員を含め、多くの教員からの薫陶を受けることができる。このことは、学生のアンケートから明らかである。7つのスキルについては、まさに各授業の中でその涵養が図られており、教員間の認識の共有や検証は、日常の授業の遂行やFD活動を通じて実践されているところである。

「豊かな人間性」については、第1分野の記述を参照されたい。

国際化については、上述のように取り組んでいるところではあるが、法科大学院学生の第1の目標が、修了による司法試験受験資格の獲得であることから、これをどのように教育課程やその他の活動、さらには入学者選抜に取り入れ、国際的に活動する法曹の養成につなげていくべきかについてはなお模索中であるが、法科大学院の使命は在学生教育のみならず法曹への継続教育にもあるととらえて2015年度には法曹を対象とした短期セミナーを実施したところ、多くの参加者を集めたことから、この試みを続けていく所存である。

(ウ) 科目への展開

法曹がその職務を行うにあたっては、司法制度の担い手として果たすべき使命を自覚すると共に職務上必要とされる高い倫理観をもってあたらなければならない。本法科大学院では、法曹候補者にふさわしい責任感と倫理観を涵養し、特に臨床型実務科目などにおいて責任ある学修姿勢を確立するため、本法科大

学院生としての「学生行為準則」¹⁹⁰を制定し、倫理に関する学生の自覚を強く促している。

授業科目との関係では、「法曹倫理」は、まさに法曹としての高い倫理観について学生に考えさせ、具体的に法曹の行動規範を学ぶ機会を提供している。「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」などの臨床系実務基礎科目で法的サービスの利用者と直接に接したり、法曹の職務の遂行と対応を間近にみたりすることは、法曹の役割の理解と使命感・責任感の形成に大いに役立っている。また、「エクスターンシップ」の学生受け入れ法律事務所や「リーガル・クリニック」の担当弁護士の中にも国際的に活動する弁護士に入ってもらい、学生がグローバルの視点をもって法曹の職務に遂行できる学修の機会を付与している。また、2014年度から、4群特講科目として、「企業内法務の実務」を設け、主として毎回企業内弁護士を講師として招聘して、企業内弁護士の実践知・リーガルマインドを学生に学修させる機会を設けることによって学生の広い視野を醸成するよう取り組んでいる。「ローヤリング」、「法文書作成」、「模擬裁判」などのシミュレーション科目においても、コミュニケーションの技法や能力の向上、自己の意見を口頭又は文書で表現する能力さらには理論的・説得的に展開する能力の養成などその種の効用が十分に期待できる。さらに、ランチ&トークという定期的な講演会や先輩法曹等による数多くの講演会も、貴重な学修機会となっている。

イ 「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

(ア) 当法科大学院が設定する「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」
本法科大学院が考える、学生が最低限修得すべき内容は以下の通りである。

a 基礎的知識と調査能力

法曹として必要な法的知識と、必要な情報の検索能力である。

b 法的分析と総合的判断能力

混沌とした事実の中から、法的に重要な事実を抽出する能力及び法的に重要ではなくとも、事案解決にとって重要な事実に気がつき、総合的に問題を解決するのに必要な要素を見極める能力である。

c 批判的・創造的思考力

既存のルールや判例の考え方を理解しつつ、それと現実問題のギャップを埋めるための、正義に適った新たなルールを提示できる柔軟な思考力である。

d 説得的表現力・議論能力・コミュニケーション能力

人と人の営みの中で起こる紛争解決手段が法であるから、法曹として当然備わるべき能力である。

¹⁹⁰中央大学法科大学院内規集No.46 法科大学院学生行為準則

e 問題解決能力

豊かな人間性に基づいた以上の能力を駆使して、法曹倫理に適った最終的な問題解決を図る力である。

(イ) 法科大学院による検討・検証等

最低限修得すべき内容（能力）の設定にあたっては、第1分野、第4分野及び第6分野で記述した、本法科大学院開設時の方針や学期末試験を含む各授業科目の運営、FD研究集会などを通じて検討・検証されている。それが「最低限」修得されるべきものであることから、そこに記された能力が各科目の成績評価及びその総合力としてのGPAによる進級判定で評価されることになる。

(ウ) 科目への展開

a 「基礎的法的知識と調査能力」

法律基本科目（1年次・2年次）及び実務基礎科目を通じ、また、各科目における学生の到達目標を設定しこれを学生に周知することによって法曹として幅広く一般法律知識（いわば法律常識）を身につけることは最低限の要請であるが、それに加えて、展開・先端科目や基礎法学・外国法科目の履修を通じて一定の分野の専門的法律知識を修得することも学生には期待されており、ほとんどの学生はそのような高い志を持っている。その際、6つの法曹像とそれぞれに対応した「履修モデル」が手引きとなる。また、「法情報調査」科目では、絶えることのない新たな法形成に対応して、電子データベース等から最新の法令・判例などの法律情報を検索・調査する基礎的能力を涵養している。

b 「法的分析と総合的判断能力」

法律実務において問題を法的に分析・推論し、適正な判断を下すためには、要件事実とその他の事実の識別や、法的結論に至る論理的道筋の整理、そのための証拠の適切な評価に基づく事実認定が必要である。さらに、その判断の結果は社会常識に照らしても首肯しうる適切な解決となるべきであり、そのためには、経験則等の十分な理解とバランスの取れた総合的な判断能力も要求される。これらの能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「リーガル・クリニック」等において、設例や実際の事例に即して理論的あるいは実践的に修得されるほか、法律基本科目群のうち3年次の総合科目（「民事法総合Ⅳ」、「刑事法総合Ⅲ」、「総合事案研究」）においても、諸事例に即した適正妥当な解決を追求する中で、学ぶ機会が与えられる。

さらに、法学未修者に対して、2011年度から実施の新カリキュラムでは、「生活紛争と法」を必修化すると共に、新たに「基礎事案研究」を設けて、法曹養成教育としての未修者教育の充実を図ることとした。

c 「批判的・創造的思考力」

下級審裁判例が対立しているような法律問題、まだ先例がない争点、社会の変化によって法律や判例が時代遅れになっているような問題、立法者がまったく想定していなかった法の欠缺などの事態に直面した場合に、既存のルールを

批判的に見直したり、新たなルールを創造したりすることが法曹に求められる。このような高度の能力は、主として、2年次以降の法律基本科目（公法・民事・刑事の各総合科目）において、事例中心のソクラテス・メソッドを基礎とした日頃の思考訓練を通じて培われるべきものである。外国法科目等を通じて学ぶ外国の法制度及び紛争解決システムとの比較考察なども、創造的提案の基礎を提供する。

d 「説得的表現・議論能力・コミュニケーション能力」

法的知識と分析・判断の内容を、正確かつ説得的に表現したり議論したりする能力は、文書によるにせよ口頭によるにせよ、法曹にとって不可欠のものである。科目としては「法文書作成」が、文書によるそのような能力の訓練に直接関わる。そのほかの科目においても、レポートや訴状・準備書面の起案という形で、文書による表現能力を涵養することを重視しているし、国際的素養を育てる一貫として外国語文書の読解作成、これに基づく発表などの能力の習得を目指している。またソクラテス・メソッド（双方向）や口頭報告、グループごとのバズセッション（多方向）を通じて、授業における口頭表現能力・コミュニケーション能力・議論能力が養われている。2008年度から新設された「総合事案研究」は、文書及び口頭での表現能力の涵養にも重点を置いている。2015年度からは、2年次に「中級事案研究」において、簡潔明瞭にして要を得たな法律文書を作成する能力を養う機会を増やしたところである。

また、この能力に関連して、依頼者・被疑者等の話を聞く能力も重要であり、「ローヤリング」においては依頼者役（補助教員たる弁護士）からポイントを聞き出すシミュレーション型授業が行われている。

e 「問題解決能力」

法曹は、以上のような各種の能力を総合的に発揮して具体的な問題の実践的解決にあたることになるが、上述の各種能力の集合は「問題解決能力」と称することができる。訴訟を典型としながらも、仲裁・調停・和解などの代替的紛争解決手段による解決も、あるいは、外部弁護士や企業内弁護士の扱う企業法務における各種業務で直面する交渉なども、広い意味で法的紛争解決の一環として位置づけることができよう。「裁判外紛争解決制度」、「現代司法論」、「生活紛争と法」などは、紛争解決・問題解決の多様性とその選択について理論的かつ実践的に学ぶ機会を提供している。また、特に「ローヤリング」、「リーガル・クリニック（ADR）」、「企業内法務の実務」等においては、学生の問題解決能力を高めることを意識した実際的な指導が行われている。

（2）法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

入学者選抜においては、入学後の学修に適した学生を選抜するため、適性試験の最低点を設けると共に、各試験科目にも基準点を設けつつ、特定の能力に優れた者の発見にも努めて、法曹に必要なマインド・スキルの涵養に適した人材の選抜を工夫している。

カリキュラムは、全ての科目群において、上述の能力を醸成するための科目

を厳選したうえ、多様に展開している。

既述の通り、いわゆるコア・カリキュラムをとりいれた授業計画を策定し、さらに各科目において到達目標を設定し、これを学生に周知してそれを反映させた成績評価基準（講評）を作成・公開して成績評価にあたり、これを総合したGPA基準によって、1年次から2年次への進級判定制度¹⁹¹を実施している。また、2013年度法学未修者コース入学生及び2014年度法学既修者コース入学生より、2年次から3年次への進級判定制度¹⁹²もとりいれ、2016年度からは基準値を引き上げることとしている。

教育体制、FD活動、学修環境等における取り組みについては、第3分野、第4分野及び第6分野を参照されたい。また、それが法科大学院全体としての取り組みである。

（3）国際性の涵養

人・モノ・サービスが国境を越えて行き交う社会におけるリーガルサービスの国際化は不可欠であって、本法科大学院では、基礎法学・外国法科目群に、「英米法総論」、「英米公法」、「英米契約法」、「ヨーロッパ法」、「Study Abroad Program I・II」、展開・先端科目群に、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」、「国際法総論」、「国際人権法」、「国際経済法」、「国際刑事法」などを設置しており、これらの科目では、必要に応じて外国人教員・実務家をゲストスピーカーや客員教員として招聘している。正規の授業科目のほかにも、随時外国人教員による講演会を催したり、本法科大学院の専任教員を退職後、国際海洋法裁判所の長として赴任した柳井俊二氏や、国際労働機関（ILO）条約勧告適用専門家委員会委員長等を歴任した横田洋三氏、現職の国際刑事裁判所判事である尾崎久仁子氏による講演会¹⁹³を開催したり、日本比較法研究所主催の講演会を市ヶ谷キャンパスで開催するなどして、学生への刺激としている。

また、タイ・タマサート大学の教員学生、同国裁判官の訪問を受け入れて、当法科大学院の教員が講義するなどの交流も随時行われている。

（4）特に力を入れている取り組み

本法科大学院の養成する法曹像を目指す学生に対して、その分野の法曹としてのスキルマインドの醸成に資するため、専門的能力を涵養できる充実した科目と著名な専門的法曹による理論的実務的な教育を提供できるよう開設科目、授業計画及び担当教員計画などの準備を各学期前に学内で十分な時間をかけ検討している。

（5）その他

裁判所、検察庁からの派遣教員を中心として、教員がイニシアティブをとって、裁判所、検察庁、矯正施設、証券取引等監視委員会、公正取引委員会などの見学会を開催し、多数の学生が参加している。

¹⁹¹履修要項 2015 pp. 4-5

¹⁹²履修要項 2015 p. 5

¹⁹³本法科大学院Webサイト「講演会」

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/assist_system/lecture/

2 点検・評価

法曹としてのマインド・スキルの涵養に関しては、前述の通り、法科大学院として必要な努力をしていると考える。

上述の通り、国際化については、個々の取り組みはしているものの、一層の体系的な工夫を要する。

3 自己評定

A

4 改善計画

国際化について、法曹継続教育も含めた教育体制のあり方を引き続き検討していく。

別紙 6-1 授業 1 (5) 授業の実施、(6) 到達目標との関係

■憲法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次配当の憲法科目は、2007年度から前期「人権の司法的救済」3単位1科目であったが、2011年度から後期選択科目として「統治の基礎」1単位を設置した。もともと「人権の司法的救済」3単位で憲法全体を説明することは困難で、内容は「人権」と「司法」が中心であり、それ以外の「統治」部分は1週3コマで概観し、学生の自学自修を促すにとどまっていた。学生の反応は大きく2つに分かれ、一方では、統治は自修できるので、概観の時間は無駄であり、人権をより詳しく説明してほしいというものがあり、他方は、統治についても人権や司法と同じように詳しく説明してほしいというものであった。「統治の基礎」1単位を選択科目として設置したのは両方の希望に対応するためであったが、履修者がやや少ないためその原因を調査中である(当面、上限単位数との関係を訴える学生には聴講を認める措置を執ることとした)。</p> <p>2年次には、これまで「公法総合Ⅱ」2単位及び「公法総合Ⅲ」2単位を配当しており、前者は、憲法訴訟・行政訴訟の融合科目であったが、2012年度から「公法総合Ⅱ」は全体が行政法科目に、「公法総合Ⅲ」は憲法3単位科目に変更した。これにより人権と憲法訴訟を融合的に扱うことが容易になった。なお、「公法総合Ⅲ」は、1年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を取得させることを目的とした内容となっている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次前期「人権の司法的救済」は、2クラスとも同一の教員の担当であるから、クラスごとに内容や進度が異なる心配はない。2011年度から設置の「統治の基礎」は1クラス1教員の担当である。</p> <p>2年次科目のうち「公法総合Ⅲ」は前期2クラス、後期3クラス設けられ、前期2人・後期3人の憲法教員で担当した。テキストは共通で、扱う項目と順序も、事前に担当者間で大枠を決定しているが、配付資料等は各担当者の裁</p>

	量に委ねている。
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>2年次配当科目では、授業で多くの学生に質問し、その回答を聞いて理解度を測っている。必要があれば繰り返し説明する。</p> <p>1年次配当科目ではそこまで行かないが、あらかじめ正誤問題を出しておき、授業で正答とその理由を聞いて理解度を確認している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業終了後やオフィス・アワーを活用して、できるだけ丁寧に学生の質問に対応している。担当者のうちの1人は、オフィス・アワーできわめて多くの学生に対応したことにより、本法科大学院のベスト・ティーチャー賞を受けたことがある。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>目視による確認と学生の出席名簿に自分で署名させるなどの方法で、授業時に出席を確認している。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>1・2年次配当科目ともに、できるだけ授業で学生に発言させるようにしている。また、2年次配当科目では、理論と実務の架橋を意識して、当事者の訴訟代理人であればどのような主張をするかなどを考えさせるようにしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次配当科目では、基本的な知識と理解を浅くとも広くつけさせる。2年次配当科目でその論点は初耳だということにならないようにするためである。2年次配当科目では、具体的事例に即して、論点を絞って深く議論するように心がけている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>各学年で学生が到達すべき目標は、あらかじめ「C plus」で学生に事前に伝達している。1年次配当科目と2・3年次配当科目では、扱う論点自体が異なるというよりも、要求される理解のレベルが異なるものと考えている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>1年次配当科目では、授業で使う判例集に掲載されていない判例についても、他の判例集からコピーして配付したり、新聞記事等を用いて説明し、興味をもたせるようにしている。</p> <p>同じ学年でも、毎年度、各クラスで学生のレベルや気質が異なるので、従来のやり方に固執することなく、なるべく柔軟に対応できるよう心がけている。</p>

■行政法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>入試制度の変更に伴う新たなカリキュラムにより、2015年度は、2年次前期に「行政法基礎」（1単位）、2年次後期に「公法総合Ⅰ」（2単位）、3年次前期に「公法総合Ⅱ」（2単位）が必修科目として配当されている。「行政法基礎」は行政法の基礎的事項の修得を目的とするものであり、公法総合Ⅰは主に行政法総論及び国家補償法の分野における主要問題を扱い、「公法総合Ⅱ」は主に行政救済法の分野における主要な問題を扱うものである。「公法総合Ⅰ・Ⅱ」とも、「行政法基礎」の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を修得させることを目的としている。基礎の重要性に鑑み2014年度は後期に再履修者向けの「公法総合Ⅰ」を開講している。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「行政法基礎」（1単位）では、毎回レジュメを作成・配付し、レジュメに即して授業を展開した。授業は基本知識の伝達を主要な目的にしているため、講義形式を中心にせざるを得なかった。なお、2014年度も中間試験を実施し、基本知識の定着を図るようにした。</p> <p>「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、専任教員が独自に作成した課題集を事前に配付し、これを各クラス共通の教材として双方向・多方向の授業を展開した。また、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」のいずれについても、学生が授業の復習をする際の補助教材として、授業終了後に詳細な解説レジュメを配付した。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか</p> <p>「行政法基礎」においては「中間試験」を実施することで、学生の理解度を確認している。また、「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、各週の事例問題の前に、事例問題を解く前提として理解が必要な事項についての簡単な設問を置いているので、講義の中で必要に応じて学生に当該事項について質問をして理解度を確認している。さらに、担当者3名が随時集まって、学生の理解度について情報交換をしている。</p>

エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>担当者3名とも、講義終了後30分から1時間程度、教室に残って質問を受けている。行政法一般に対する質問、起案の仕方についての質問等は、週1回のオフィス・アワーを利用できる。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>行政法関連科目では、担当者の話し合いの下、統一的に、毎回、目視による確認と出席名簿に氏名を自署させている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>双方向の授業の中で教員と学生との間で交わされたやりとりの意味、論点を、他クラスの学生に示すなどの工夫をしている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「行政法基礎」では、できるだけ具体例を挙げながら、難解な行政法理論の要点を簡潔に説明するよう心がけている。また、口頭の説明だけでは十分な理解が得られない可能性があるため、詳細なレジュメを作成・配付し、授業後の自学自修でも利用できるよう、復習事項を列挙するなどの工夫を行っている。</p> <p>「公法総合Ⅰ」及び「公法総合Ⅱ」では、行政法総論及び行政救済法の基礎的理解を前提に、事例形式の問題を素材にして、個別の学習項目を有機的に関連づけて、紛争解決の具体的手法を学修できるようにしている。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」において、科目ごとの到達目標を掲げると共に、行政法関連科目のすべてにおいて、コア・カリキュラムを意識して課題の選択を行っている。なお、講義を補充するレジュメ、裁判例に関する情報の提供などを、「C plus」を通じて行っているほか、自学自修を支援するために、独自に作成した事例形式の問題集（解説付き）を公開している。</p>

ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>行政法は他の分野に比して、個別法の制定改廃の著しい分野であるので、常に立法の動向を注視すると共に、学生に身近な講義の糸口となるような話題がないか目配りをするように努めている。</p>
-------	--

■民法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次においては、前期に「民法Ⅰ（主に総則・物権）」、「民法Ⅱ（主に契約法）」を配当し、後期に「民法Ⅲ（主に不法行為）」、「民法Ⅳ（主に家族法）」を配当している。法学未修者に対し、民法全般を広く鳥瞰し、基礎的な概念・原則を理解させることを目的とする。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅰ」においては、民法の重要論点を含む長文の事例をベースに、判例の分析ならびに事案の分析・法的論点の抽出・問題解決プロセスについて学修することを目的とする。</p> <p>3年次配当の「民事法総合Ⅳ」は民法・民事訴訟法の融合科目である。民法・民事訴訟法の双方に関わる事例問題をとりあげ、民事法全体の理解を確実にすることを目的とする。</p> <p>教育内容については、基本的に講義要項の内容に従って行われており、理論と実務の架け橋となる内容としている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次配当の各科目には、それぞれ2クラスが設けられ、「民法Ⅰ」及び「民法Ⅱ」においては2人の民法教員が各クラスを担当し、「民法Ⅲ」及び「民法Ⅳ」においては1人の民法教員が2クラスを担当する（なお、「民法Ⅲ」については、例年2人の民法教員が担当することになっているが、2014年度に限っては、教員の特別研究のために担当者は1人となった）。いずれの科目においても、テキストの他、担当教員オリジナルの補助教材を利用し、学生の理解を助けている。授業は、講義と双方向を併用している。</p> <p>「民事法総合Ⅰ」は前期に2クラス、後期に3クラス設けられ（2015年度）、民法教員6人で各クラスを担当している。同科目では、担当教員が作成した教材を用い、事前の予習指示に基づいて、学生は、教材の事例の分析、参考判例の読み込みをすませ、授業においては双方向の意見交換により、法的思考の深化を目指している。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」は、前期に3クラス、後期に3クラスが設けられ、実務家経験を備えた教員2人が担当している。学生には、事前に発表を担当するグループに、民法・商法・会社法・</p>

	<p>民事訴訟法などに関わる事例問題の分析・検討、レジュメの作成を行わせると共に、他の学生には全体の半分につき課題毎にレポートの作成を行わせるようにした上、クラスの中で学生とともに教員が議論を行い、双方向・多方向の意見交換を通じて、実務的な問題提起能力、実践的思考能力、問題解決能力を修得することが可能となっている。授業の仕方については、講義要項の内容通りに行われている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>科目全体にわたって、双方向の授業の中で理解の確認を行っている。</p> <p>「民法Ⅰ」と「民法Ⅱ」については、それぞれ中間試験を講義要項に明記して実施し、学生の理解度を確認している。その他の科目については、口頭ないし書面の形で適宜学生の理解度を確認している。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」においては、学生にレジュメ、レポートを作成させ、クラス内で教員が質問し、学生と意見交換することによって学生の理解度を確認している。また、多数回のショートテストも実施し、学生の理解度を確認すると共に、理解度の向上を図るように努めている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>授業実施後については、民法科目の授業後には、可能な限り、引き続いての授業科目を担当することなく、学生の質問に対応できる時間を確保している。小テスト、レポート等について、学生の希望に応じて、口頭での指導や添削も行っている。</p> <p>「民事法総合Ⅳ」においては、授業の実施後、学生の質問等に応じると共に、希望する学生に別途時間を設けて質問等に応じ、授業時間前にも質問等の時間を設けるようにしている。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席の確認については、授業時に目視による出席確認をしている。出席名簿に氏名を自署させて出席を確認する方法も確立されている。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「民法Ⅰ」の授業においては、プロジェクタなどを白板と併用して、学生の理解を深める工夫をしている。</p> <p>「民法総合Ⅳ」については、民法によって認められる権利が民事訴訟法等の手続法によって實際上どのように実現されるかについて重要な事項を繰り返して強調し、白板を利用する等して分かりやすく説明するように努めている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次、2年次、3年次に、徐々に基本的な内容から高度で専門的な内容となるように、授業内容が工夫されている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>到達目標との関係では、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容について、「C plus」を通して学生に事前に伝えて注意を喚起するという形で、自学自修を支援するための体制をとっている。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>各授業とも授業準備に相当の時間をかけて、学生の理解度を高めるような授業の組み立てを工夫している。</p> <p>「民法総合Ⅳ」については、民法等の実体法と民事訴訟法が関連した基本的で重要な事項が争われる事例問題の作成に努めると共に、当該問題の解決だけでなく、事実認定に関わる理論的な事項にも目配りするように呼びかけ、学生の柔軟かつ体系的な問題解決能力の向上を図るように努めている。</p>

■商法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次においては、2007年度から「商法Ⅰ（総則商行為有価証券法関連）」2単位と「商法Ⅱ（会社法関連）」2単位を必修科目としているが、2011年度から、2年次以降に進級した際に学修がスムーズに接続するように内容を少し見直し、「商法Ⅰ」のうち総則商行為・有価証券法関連のコマ数を若干圧縮して、従来の3分の2程度にし、残りの3分の1を会社法関連に充てることとした。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」においては、前年度までと同様に、主に会社法分野を対象として、事例問題を中心に事案の分析・法的論点の抽出・問題解決能力の向上を図っている。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「商法Ⅰ」においては、主に商法総則・商行為・手形小切手法分野（2011年度からは、これに加えて会社法分野の一部も）をとりあげ、講義レジュメ集と市販のテキストを用いて、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得を図り、簡易事例を用いたケーススタディを導入して、基本的知識の活用と理解の定着を図っている。「商法Ⅱ」では、会社法分野のうち特に株式会社制度について、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得とその定着を図っている。「商法Ⅱ」の担当者と「民事法総合Ⅱ」の担当者の連続性を鑑み、法学未修者の2年次への進学と学修の効率化を試みた。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅱ」は前期3クラス、後期2クラスが設けられ、3人の商法教員が1つのクラスを学期を通して担当している。授業では、裁判例及び事例問題を素材とした教材を元に、双方向授業を通じて、事実関係の分析、法的利害の抽出、問題解決能力の向上を図っている。2014年度からは従来よりも裁判例に充てる時間を減らし、事例問題を取り上げる時間を増やして、履修者がより効率的に学習できるようにしている。</p>

<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、学期中に1回ないし2回の負荷の軽い試験を行い、それによって学生の理解度を担当教員が確認し、また学生が自己の水準を認識できるようにしている。</p> <p>「民法法総合Ⅱ」においても、3（ないし2）クラスが共通の中間レポート（中間試験）を実施し、学生の理解度を担当教員が確認し、学生が自己の水準を認識できるようにしている。また、一方向的な解説の時間と双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようにしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>いずれの科目においても、担当教員は時間の許す限りで授業後に学生の質問に対応するようしており、質問時間が長時間にわたる教員も見られる。</p> <p>「民法法総合Ⅱ」については、中間レポート・期末試験について、担当教員の中には、点数や評価、コメントなどを付して学生に知らせている例がある。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>いずれの科目においても、固定座席制であるので、目視により確認の上、座席表を用いて、毎時間、学生の出欠を記録し、各学生の出欠状況を把握できるようにしている。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>「商法Ⅰ」では、手形や登記等のサンプルを授業資料として配付するなどしている。また、「民法法総合Ⅱ」においては、株式会社の運営状況についてイメージを持ってもらうために、定款のサンプルや下級審の裁判例を教材に含めている。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」では、各担当教員の工夫として、カバーする範囲や各セクションの深さを制限することにより、履修学生の理解とその定着を確実なものとするように授業が運営されている。</p> <p>「民法法総合Ⅱ」においては、双方向的な基礎知識の確認・質疑の時間を設けることにより、担当教員が学生のレベルを確認しながら授業を進めるようにしている。</p>

<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>学生には、学内の「中央大学法科大学院到達目標」によって、各学年において到達すべき知識の範囲と深さを提示している。授業では時間の制約からすべてを取り扱うことはできないが、「C plus」で既に提示しており、学生は長期休暇などを利用して授業範囲と「中央大学法科大学院到達目標」との差分を埋める努力をしているはずである。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「商法Ⅰ」では、「CLS e-ラーニングシステム」を通じて問題演習（短答式問題）を利用可能とし、中間試験で理解度を試すことが行われている。</p> <p>「民事法総合Ⅱ」では、教材を担当教員が共同で開発することで、授業の内容・質・水準をそろえるようにしている。</p>

■刑法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次前期に配当の「刑法Ⅰ」では、刑法の総論・各論の両方にわたり、基本的知識を確実なものにし、関連の重要な判例・学説をその合理性・問題点などと共に理解して、2・3年次でのさらなる学修のための十分な基礎を築くことが、目標であり、ほぼ実際の内容でもある。なお、2014年度までは、内容が具体的で初学者には比較的理解が容易ではないかといった観点から、各論・総論の順序で授業を進めていたが、2015年度からは、総論・各論の順序に変更した。刑法に固有の理解の難しさは、その体系的思考にあるとの認識の下、やはり総論の基本事項をまずしっかりと理解することが重要であると考えたことによるものである。</p> <p>2011年度からは、本格的な事例問題の検討の場として、1単位ながら1年次後期に「刑法Ⅱ」を必修科目として設けている（これに伴い、前期科目「刑法」は「刑法Ⅰ」と改称された）。この新しい科目では、問答・添削・講評も実施され、教員の負担はやや重いだが、授業評価アンケートでみると、大部分の学生諸君から有意義と受け止められており、その存在意義は確かな感がある。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法関係の重要な判例と主要な学説については事案内容・論拠等も十分そしゃくし、発展的に応用可能なところまで修得させると共に、事実関係を的確に分析し把握する能力も養い、更に必要に応じて刑事訴訟法上の一部の基本問題にも一定程度対処し得るようにすることが、目標であり、少なくとも基本的には実現されているように思われる。</p> <p>3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」は、刑事法のまとめ科目として、多くの事例問題を素材として、刑事訴訟法の問題にも留意しつつ、更に事実認定の面でも、十分な総合的学力及び実践的能力を身に付けさせることを期する。そのため、この授業は、刑事法の広い分野にわたり、実際に生起する多様な事案に取り組み解決する上級修練の場となっている。</p>
--------	--

<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次前期・後期配当の「刑法Ⅰ」・「刑法Ⅱ」では、2名の教員が各1クラスを担当する。とくに「刑法Ⅰ」では、両担当教員は、緊密な共同作業によって共通シラバスの作成など、授業の統一的な計画・準備をした上で、刑法の基本的な理解を得させるため、基礎的諸事項の説明に加え、双方向的議論・プロブレムメソッドも採用している。また、それぞれ、予習範囲を具体的・明確に指示するなどして予習の徹底を促し、いずれのクラスでも、毎授業後、かなりの数の受講生の多様な質問に答えている。「刑法Ⅱ」においては、事例問題を合計7つ示して、受講生にひとり2回まで、それぞれにつき予め（各問題を扱う授業の前に）レポートを作成させ、添削すると共に、授業の時間に双方向的な問答を行い、最後に講評を配布するほか、成績評価の資料とし、なお、各回、比較的優れたレポート2通前後を選んで、そのコピーを全員に配付した。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、オムニバス方式で授業を実施しており（総論部分を研究者教員3名で、各論部分を実務家教員3名で、それぞれ分担）、各回の授業で修得されるべき事柄を明示した講義要項に沿って、学生の問題分析力・思考力・意見発表力等の伸張・発展を期している。事前に配付される事例問題群についての十分な予習を前提として、双方向的に、予習度・理解度をチェックしつつ行われる点は、各担当教員に共通である。</p> <p>3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」では、各回の授業の留意・修得事項を明示した講義要項に沿って、オムニバス方式（2015年度は実務家教員4名と研究者教員4名が参加）かつ双方向方式で授業を行っている。ここでは実際に生起する具体的事例を基にして刑法及び刑事訴訟法上の各種問題を融合的に取り上げ、事実認定と法令解釈運用の両面において実務家レベルに近い実践的能力を身に付けさせるようにしている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>1年次前期の「刑法Ⅰ」では、小テストを各論関係・総論関係の計2回行うことにより学修到達度の点検・評価を実施し、頻繁に指名して受講生の理解度をチェックしながら授業を進め、同後期の「刑法Ⅱ」では、提出レポートを添削して理解を確認している。「刑事法総合Ⅰ」では、毎回、頻繁に指名して受講生の理解度をチェックしながら授業を進めているほか、小テスト</p>

	<p>を実施して学習到達度をチェックしている。「刑事法総合Ⅲ」では、具体的事例をもとにして展開される授業そのもの、実践しながらの思考訓練が、そのときどきに理解度の確認となっている。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>各授業の担当教員において個別にオフィス・アワーを実施し、学生の質問や学修相談に対応して、授業のフォローとして成果をあげている。もっとも、授業の直後に、その教室の場あるいは廊下などで、相当の時間をかけて、学生からの質問に受け答えをすることも頻繁であり、こちらも同様に役立っていると思われる。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>全科目、各クラス、各授業時間において、目視による確認と出席名簿への氏名の自署により出席確認を行っている。</p>
カ 授業内の特徴的・具体的な工夫	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>科目によって、レジユメの課題のほか、その項目の発展的な問題について、判例を基礎に検討させる、また、必須問題と関連問題とに分けて理解の助けとする、多くの判例を学生に提示して読み込ませる等の工夫を行っている。</p>
キ 対象学年にふさわしい授業の工夫	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次からの各授業については、最終的に、「刑事法総合Ⅲ」の実務を意識した授業展開に充分に対応することができるよう、これを目標とした授業構成のもとに組み立てられている。したがって、各対象学年次においては、その学修状況と進度に充分に配慮した授業展開を心がけることを各教員において確認している。</p>
ク 到達目標との関係	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「C plus」で学生へ提示している法科大学院で学ぶべき事柄、「コア・カリキュラム」についての教員間の共通認識のもと、不足や漏れの無いよう細心の注意をもって授業運営にあたっている。</p>

ケ その他	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「C plus」からの電子媒体あるいは印刷した紙媒体でのレジュメや資料の配付を適宜行うことで、学生の学修活動を支援し、またモチベーションを一層高めるのに効果を発揮している。</p>
-------	---

■民事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

ア 教育内容	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「民事訴訟法」（3単位）では、テキスト及び配付資料に沿って、法学未修者に教授すべき民事訴訟法の基礎知識と考え方を体系的に取り上げている。授業の目標としていることは、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」におけるより高度な学修に耐えるだけの基礎力を涵養することである。</p> <p>2年次配当の「民事法総合Ⅲ（民事訴訟法中心）」（3単位）では、民事訴訟法の重要問題を網羅したテキストの各ユニットに掲載された設例に基づいて、事実関係の分析、法的論点の抽出、必要な判例・学説の確認、問題解決の考え方の検討というプロセスを踏むようにしている。とりあげるユニットは、いずれも理論的・実務的に重要なトピックを含んでおり、これらの学修を通じて、実務法曹に必要な能力を修得させることを目指している。</p>
イ 授業の仕方	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>「民事訴訟法」では、2名の教員が1クラスずつ担当し（全2クラス）、講義要項に記した順序でほぼ同一の内容を各クラスで提供した。授業では、体系的な講義を行うと共に、事前配付資料に掲載した簡単な事例を題材として、自学自修及び授業で得た体系的な知識が民事訴訟手続の中で具体的にどのように役立つのかをシミュレートした。すなわち、特定の学説に固執することなく、判例及び広く一般的に認められている学説を中心に紹介し、問題解決の考え方についての理解の深化に努めた。また、基礎的学力をチェックするために、アトランダムに受講生を指名して簡単な問題について解答を求め、他の受講生にその解答に対して反論を求めるなど、双方向・多方向の議論の実施を心がけた。さらに、授業期間内に小テストを2回実施し（答案を返却し、解説及び講評を配付している）、受講生自身が自らの学力をチェックする機会を提供した。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、前期に3クラス、後期に2クラスを設け、同一内容の授業を提供するために前後期とも4名の教員の</p>

	<p>分担によるオムニバス方式を採用している。授業は、ソクラテス・メソッドを採用しており、事前に配付されている「設問集」（担当教員が協力して独自に作成した教材）に掲載された設問に沿って、教員とアトランダムに指名した受講生との間で、あるいは、受講生間で質疑応答している。重要な問題や多少高度な問題については、教員が若干の解説を加え、それをベースにより深みのある議論の展開をはかっている。授業期間内に中間試験を1回実施して理解度をチェックしており（答案を返却し、解説及び講評を配付している）、期末試験と共に成績評価の重要な成績評価資料としている。</p>
<p>ウ 学生の理解度の確認</p>	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「民事訴訟法」では、毎回、アトランダムに受講生を指名して簡単な問題について解答を求め、他の受講生にその解答に対して反論を求めるなどして、各受講生が基礎的学力をどの程度身につけたかをチェックすると共に、授業期間内に小テストを2回実施して、受講生自身が自らの学力を再度チェックする機会を提供した。また、「中央大学法科大学院到達目標」を事前に紙ベースで配付し、自学自修時に各自の理解度を自分自身でチェックできるようにした。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」では、ソクラテス・メソッドを採用し、毎回多くの受講生を指名して質疑応答を行っており、その都度、各受講生が基礎的応用力をどの程度身につけたかをチェックすると共に、授業期間内に中間試験を1回実施して、受講生自身が自らの学力を検証する機会を提供した。また、「中央大学法科大学院到達目標」を事前に配付し、自学自修時に各自の理解度を自分自身でチェックできるようにしている。</p>
<p>エ 授業後のフォロー</p>	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>「民事訴訟法」は、毎回、授業終了後、その回の授業内容についての質問（それまでの授業内容、それ以降の授業内容に関するものもある）に丁寧に答えた。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーの時間帯等で個別に対応した。また、受講生が自学自修をする際のデバイスとして「CLS e-ラーニングシステム」を導入している。当然、自学自修において生じた疑問についても、オフィス・アワーの時間帯等で丁寧に答えている。</p> <p>「民事法総合Ⅲ」は、木曜日の5・6・7限の授業として開講されていることから、毎回、授業終了後、その回の授業内容につ</p>

	<p>いての質問（それまでの授業内容、それ以降の授業内容に関するものもある）に丁寧に答えた。この時間で対応できなかった受講生に対しては、オフィス・アワーの時間帯等で個別に対応した。また、毎回、授業終了後に「確認問題」を配付し、復習時に各自がどの程度授業内容を理解したかを自己判定する機会を提供した。自学自修において生じた疑問についても、オフィス・アワーの時間帯等で丁寧に答えている。さらに、期末試験においては、成績発表後「講評会」を開催し、試験後に配付した「解説・講評」では書ききれなかったことを伝えると共に、参加者からの質問に直接答えている。加えて、成績不良者に対しては個別に呼び出し、今後の勉強方法等についてアドバイスをするなどしている。</p>
<p>オ 出席の確認</p>	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>「民事訴訟法」「民事法総合Ⅲ」とともに、受講生の「出席簿」への署名及び目視（必修授業であり固定席である〔教員は「受講生の座席表」をもっている〕ことから、目視で出欠を確認することができる）で、出席を確認している。質疑応答においても、出欠を確認することができる。</p>
<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>初学者を対象とする「民事訴訟法」では、民事訴訟手続の流れ図、訴状や判決書等の各種書式、理解しづらいと一般にいわれる基礎的概念について詳しく説明した資料を配付するなどして、受講生が民事訴訟手続を具体的なものとしてイメージできるように工夫した。また、実際の民事訴訟手続を知ってもらうため、裁判の傍聴を積極的に勧めている。</p> <p>2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合Ⅲ」では、あえて事前配付資料を除き資料を配付せず、質疑応答に集中してもらうことによって、受講生が自学自修で身につけた法規範をどの程度運用できるのかを実感してもらうように努めた。質疑応答用の資料として「設問集」を事前配付しているが、その中に掲載された「設問」は基本的な知識を問うもの、基礎的応用力を問うもの、応用力を問うものにわかれており、受講生各自がどのレベルで躓いたかが分かるようになっている。さらに、受講生が授業の中で感じた疑問、復習をされていて気づいた疑問に対して丁寧に答えている。なお、民事訴訟手続の実際について身をもって知ってもらうため、派遣裁判官企画の裁判傍聴、法律事務所等へのエクスターンシップなどに積極的に参加するよう勧め、多数の参加を得ている。</p>

<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>初学者を対象とする「民事訴訟法」では、まず、配付資料等を用いて、民事訴訟手続の全体像（円環構造）を理解してもらうことに努めた。また、基本的な概念については丁寧に説明することに努め、簡単な設例を題材として質疑応答することによってその基礎的な概念をどのように使うのかを実感してもらうようにした。さらに、自学自修のデバイスとして「CLS e-ラーニングシステム」を導入している。</p> <p>2年次（法学既修者1年次及び法学未修者2年次）を対象とする「民事法総合Ⅲ」では、受講生の法的思考能力を涵養するため、知識の修得は自学自修に委ね、授業中は質疑応答に集中してもらうようにしている。そのうえで、各自が見出した疑問に対して丁寧に答えている。なお、「民事訴訟法」の単位を修得していることは「民事法総合Ⅲ」の履修前提要件であり、「民事法総合Ⅲ」の単位を修得していることは「民事法総合Ⅳ」及び「総合事案研究」の履修前提要件とされている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合Ⅲ」とともに、「中央大学法科大学院到達目標」に基づいて授業を計画・準備し、その内容を記した講義要項どおりに授業を進めている。この「中央大学法科大学院到達目標」及びそれをやや詳しく説明した「科目別学修支援のガイドライン」を（「C plus」等を通じて）事前に配付し、受講生がそれぞれの学年においてどの事項についてどの程度の理解度が必要か、さらには授業で取り上げる事項は何であり自学自修に委ねる部分は何かを告知している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>「民事訴訟法」、「民事法総合Ⅲ」とともに、受講生が授業を最大限有効に利用するため、講義要項どおりの授業進行に努めている。それに伴い、授業用資料は可能な限り第1週の授業前にすべてのものを配付するようにしている。この授業用資料の内容については、担当者すべてが参加する協議を経て決定している。授業準備だけでなく、各担当者の授業内容のチェック、小テスト・中間試験の作成、期末試験の作成、採点基準の決定、採点など、すべての面にわたって、全担当者が密接に協議を行い、協働して作業を進めている。</p>

■刑事訴訟法分野

科目分野毎に、下記の項目ア～ケについて記載してください。全体的な内容については自己点検・評価報告書本文に記載をしてください。

<p>ア 教育内容</p>	<p>※教育内容の概要、科目の特性や教育目標に応じた工夫、等。</p> <p>1年次後期配当の「刑事訴訟法」では、刑事手続の仕組み・流れを知ること、基本的概念について理解すること、制度の原理・原則を理解すること、判例の読み方を知ること、簡単な法理の理論構成ができ、これを書いて表現できること、を目的として授業を展開している。進行は、クラスによって項目を取り扱う順序が一部異なるが、お概ね講義要項どおりであり、教材として教員作成のレジュメと判例集等を配布している。レジュメには、テーマ毎に予習すべきポイントや「中央大学法科大学院到達目標」を記載して予習・復習の指針としている。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的知識を前提として、判例を教材とし、過去に起こった事案の具体的な事実を知り、どのような論理によってその解決が図られたかを分析・検討することで、同様の事案や新しい問題を含む事案を解決する知恵を育むことを目標としている。とりわけ、混沌とした事実の中から法的に重要な事実を抽出すること、それを法律論の中にどのように取り込むかということ、また、結論にいたる論理を緻密に分析し、自ら口頭及び文章で表現することができるようになることに重点をおいている。進行順序はほぼ講義要項どおりであるが、クラスによって進度は若干異なる。3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」については、刑法の項目を参照。</p>
<p>イ 授業の仕方</p>	<p>※双方向・多方向の議論をするなど考える機会を設けているか、その他授業の仕方についての工夫、等。</p> <p>1年次配当の「刑事訴訟法」では、大半を講義形式で行うが、レジュメに設けた課題や、判例の事実及び判旨の概要などについては学生に応答を求め、知識の定着度を測ると共に、法律用語を用いながら自らの言葉で法律問題を表現する訓練をしている。これにより、判例を含む基礎的知識の修得と、具体的な事案に即した問題解決のために必要な考え方の習得を目指している。また、レジュメに掲げた重要判例については原文を資料として配付し、どのような事実注目すべきか、どこが法的に重要な判断部分か、といったことを読みとる方法をあわせて教えている。学生の質が変化してきているため、それに応じた丁寧な授業展開を心がけている。</p> <p>また、学期中に小テストを実施し、これを成績に反映させて</p>

	<p>いる。2011年度からは、双方のクラスで指導方法は異なるが、法律論述の仕方についての指導をとり入れて実施している。</p> <p>2年次配当の「刑事法総合Ⅱ」では、まず基本的な条文や原則を確認しつつ、特定事案における法的に重要な事実の抽出、法廷意見及び反対意見の論理の分析を行う。そのうえで、判例集に付した設問も適宜用いながら、学説や裁判所の立場を参考に、自らはそのような事案ないしは類似の事案をどのような論理でどのように解決するのかを口頭で説明させたいと、教員がこれを補足するなどの手法をとっている。クラスによっては、法律論述の指導をとり入れている。2年次においても、学生の能力に応じた指導を心がけている。</p> <p>ちなみに、「刑事訴訟法」及び「刑事法総合Ⅱ」共、履修者の学力が大幅に低下しており、かつ自ら予習・復習する習慣が身につけていないため、講義の進行にあたり、基本的事項について一層の平易な説明になるよう工夫・改善をしている。</p>
ウ 学生の理解度の確認	<p>※課題・レポート・小テスト・起案等による学生の理解度の確認をしているか等。</p> <p>「刑事訴訟法」では、授業における質疑のほか小テスト及び中間試験を実施している。「刑事法総合Ⅱ」では授業中の学生との質疑自体が理解度の確認となっている。クラス（教員）によっては、論述力の指導をすることによってこれを補っている。「刑事法総合Ⅲ」は、毎回の起案とそれをもとにした授業展開という授業方法そのものが、理解度の確認となっている。なお、起案の提出が遅れる者や起案の様式自体が分からない者も増加しているため、その具体的な指摘等を授業時に実施している。</p>
エ 授業後のフォロー	<p>※授業後の質問対応、提出されたレポート等の添削指導など、授業の効果を高める取り組み等。</p> <p>オフィス・アワーを各教員が実施している。中間試験を実施したのちの個別指導や、任意提出課題の論述指導などは随時実施している。学年末試験については、その実施後に詳細な講評及び解説を公表し、各学生が自らの理解不足を確認し再学習をするよう促している。また、起案力養成システムを用いて本人以外の学生が作成した答案を比較することで、自らの論述の力を高めるよう指導している。</p>
オ 出席の確認	<p>※授業時に学生の出席を把握・確認をしているか等。</p> <p>出席はすべてのクラス・科目で目視による確認と出席名簿への名の自署により厳格に把握・確認している。</p>

<p>カ 授業内の特徴的・具体的な工夫</p>	<p>※映像等を利用し分かりやすい工夫をしているなど授業時に特徴的な取り組みや工夫をしている等。</p> <p>レジュメに各種資料のリンクを張った電子ファイルを公開して授業中に紹介したり、自修の助けとしている科目・クラスもある。</p>
<p>キ 対象学年にふさわしい授業の工夫</p>	<p>※授業のレベル設定が、対象学年にふさわしいものとなっているか等。</p> <p>1年次配当の「刑事訴訟法」から3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」に至るまで、段階的に学修が進むような授業内容となっている。また、「刑事訴訟法」の単位を修得していることは2年次の「刑事法総合Ⅱ」の履修前提要件、「刑事法総合Ⅱ」の単位修得は「刑事法総合Ⅲ」の履修前提要件とされている。</p>
<p>ク 到達目標との関係</p>	<p>※授業計画・準備及び実施が「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」を踏まえたものとなっているか、自学自修に委ねる部分の選択、伝え方、自学自修を支援するための体制等。</p> <p>とりわけ1年次の学修内容はそれを踏まえたものとしつつ、全学年を通じて、他の科目と同様、「中央大学法科大学院到達目標」にもられた内容の重要度に差を設けて学生に公開しており、教員独自のレジュメにこれを掲載して、学修内容に漏れや途切れがないように工夫している。</p>
<p>ケ その他</p>	<p>※授業準備として工夫していること等。</p> <p>レジュメや共通の資料集は、第1週の授業に先立って配付して予習させるほか、質問への回答や授業の補足等は、「C plus」を通じて適宜補足するなどしている。教材は各学年とも新判例を追加するなど每期小幅な修正を施しているが、開校10年を超えて、教材を大幅に見直すべき時期に来ているので、1～2年かけて協議のうえ、教材を一新したいと考えているが、同時に、配付するレジュメには、より理解を深めるための改訂を毎回加えている。</p>

2016年度 中央大学法科大学院アドバイザーボード会議概要

I. 日 時 2016年7月21日(木) 16時00分～17時38分

II. 場 所 グランドヒル市ヶ谷 東館地下1階「桂の間」

III. 出席者

アドバイザーボード委員 (50音順・敬称略)

- 伊藤 茂 昭 (弁護士・シティニューワ法律事務所代表)
- 佐野 慶 子 (公認会計士・佐野公認会計士事務所)
- 島岡 聖 也
- 田中 克 郎 (弁護士・TMI総合法律事務所代表)
- 藤川 忠 宏 (弁護士・東京パブリック法律事務所)

法科大学院出席者

- 小木 曾 綾 (教授・法務研究科長)
- 工藤 達 朗 (教授・研究科長補佐)
- 小林 明 彦 (教授・研究科長補佐)
- 高橋 直 哉 (教授・入試広報委員長)
- 二羽 和 彦 (教授・自己点検評価委員長)
- 副島 武 (専門職大学院事務部長)
- 中村 知 広 (法科大学院事務課長)
- 日暮 恭 兵 (法科大学院事務課副課長)

IV. 会議次第

- (1) 法務研究科長挨拶
- (2) 「自己点検評価報告書2015」の説明
- (3) 質疑応答・意見交換

V. 配布資料

- 資料1 中央大学法科大学院アドバイザーボード委員
- 資料2 中央大学法科大学院アドバイザーボードに関する内規
- 資料3 中央大学法科大学院自己点検評価報告書2015
- 資料4 平成28年司法試験受験状況
- 資料5 2016年度履修要項
- 資料6 2016年度講義要項
- 資料7 法科大学院ガイドブック2017

VI. アドバイザリーボード委員からの主な質問、評価・助言等

(→以降は大学側の回答・補足)

- 入学者選抜について、新しい試みをしているようだが、自己点検評価が今年も「B」になっているのはなぜか？
→「B」評価とした根拠は、「他学部出身者又は実務等経験者」の構成割合が3割以上という目標を達成できなかったことにある。適性試験受験者数が減少しているという厳しい状況下で、本学においては「特別法曹枠」を拡大する入試改革を実施して多様な人材獲得を目指し、今年度は全国の40数校に申入れをして個別に大学を訪問し説明会を実施する等を試みており、次回の出願者増に期待している。
また、法学未修者コースでは、従来独自に課していた小論文試験を、適性試験第4部で代用し、志願者の負担を軽減した。
- 「特別法曹枠」による入試の利点は何か？
→「特別法曹枠」では、一般入試の受験に加えて、出願時に課題の提出を求めており、この枠で合格すれば必ず第一種または第二種の給付奨学金が保証され、高額な学費負担から解消されるという利点がある。
- 中央大学ブランドを活用して、出口のところで本学卒業生に協力してもらったり、ITを活用した授業等を利用して、教員が法学部生や高校生等の下級年次に対する授業提供を行い、中央大学内での囲い込みをした方がよいのではないか。
→学部生の取り込みについては、法学部1年次生を対象に1コマを使って「法曹のおもしろさ」について実施しており、編集してWebサイトで広報することも準備している。
ICT活用授業についても、2015年度の文部科学省委託研究事業としてスタートし琉球大学等との交流(単位互換)を始めたところであり、リカレント教育として短期セミナーもICTを活用して島根大学・鹿児島大学にも配信している。
- 企業が作った企業法務の教科書を使い授業を実施している有力大学法科大学院もあり、今後は地方の法曹教育を纏めるハブとなる大学が高い評価を受ける時代になるのではないか。法科大学院がなくなってしまう地方を救済することは難しいが、法曹界はでこれらの地域でも中央大学流の授業が実施されることを期待している。
→社会貢献としてICTを活用したリカレント教育等を実施することはできるが、地方の法曹養成の救済策としてICTを利用しただけで実施するについては課題が多い。
- 海外の弁護士資格を有する人が、日本の弁護士資格も取得したいという需要が増えている。「国際法曹枠」にこれらを含めてはどうか。また「女性法曹枠」として女性弁護士で企業社外役員になるような人材育成、女性の企業内弁護士を育成したらどうか。ビジネスに強い弁護士は需要が高く、女性弁護士にとっても大きなマーケットであるし、企業内の方がワークバランスも良く、女性にとっても働きやすいと思う。
→本学において「企業内法務」という授業を設けて3年目になるが人気のある授業であり、企業内弁護士との新たなネットワークも出来てきた。今後、一層充実していきたい。

本学では「ビジネスに強いロースクール」を目指しており、2018年度からは現国際会計研究科専任教員が移籍するため、どのような科目が開設できるか検討中である。

リカレント教育は、本来は科目等履修生として正規授業に参加するものだが、最近ではリカレントに特化した短期集中授業に人気が集まり、講師の手配やこれに係る経費負担等の新たな問題も生じている。

- 中央大学の法曹会の裾野を広げるためには、小・中学校から親に対して中央大学ブランドを広める必要がある。eラーニング等のICTも活用して、一般社会に分かり易くPRすべきである。また企業内会計士に対してリフレッシュセミナー等を開講し、「今更聞けない法知識」等を実施するのも良いのではないか。
- 自己点検評価の「評価」について、A評価でも改善計画が示されるなど、全体的にABC評価の基準がわかりにくい。
→評価の基準は、5年に一度受けている認証評価機関の基準に従っている。ただし、基準自体が志願者の多い時代のものであり、必ずしも現状に適合せず違和感もある。
- 認証評価機関を変更することも検討しているのか？
→これまでも本学にとって有益な認証評価を実施してもらえる機関を選んでおり、今後もこのような観点から適切な認証評価機関を選びたいと考えている。
- 司法試験の結果についてどう考えているか？
→合格率が低下していることを真摯に受け止めている。また、現在の在学生についても基礎体力が低下してきていることを実感している。これまでの入試では入学定員を充足させることを目指してきたが、合格者の上位層から、本学より合格率の高い大学に流出してしまい、入試成績の下位層までが入学してくる結果となっている。その結果、司法試験に合格できない修了生が大量に生まれるという負のスパイラルに陥っている。今後は他大学並みに入学定員を絞り、優秀層を厳選することが必要だと考えている。

以上